

人権に関する市民意識調査

－平成27年度意識調査報告書－

平成28年6月

長 崎 市

目 次

I 調査の概要

1	はじめに	1
2	調査の目的	1
3	調査対象者	1
4	調査基準日	1
5	調査期間	1
6	調査方法	1
7	調査項目	1
8	回収状況	2
9	回答者の状況	2
10	報告書を読む上での留意点	3

II 調査結果の分析

1	人権全般について	
1)	「人権」についての関心度	4
2)	関心のある人権問題	4
3)	人権侵害の推移	5
4)	人権侵害の経験	6
(1)	人権侵害の内容	6
(2)	人権侵害への対応	7
5)	人権侵害を受けた場合の対処	8
6)	他人の人権を侵害した経験	9
7)	人権に関する法律の認知状況	10
2	女性や子ども等、個別の人権課題について	
1)	女性に関する人権上の問題点	12
2)	子どもに関する人権上の問題点	13
3)	高齢者に関する人権上の問題点	14
4)	障害のある人に関する人権上の問題点	15
5)	外国人に関する人権上の問題点	16
6)	H I V感染者等に関する人権上の問題点	17
7)	ハンセン病患者等に関する人権上の問題点	18
8)	犯罪被害者等に関する人権上の問題点	19
9)	インターネットを利用する上での人権上の問題点	20
10)	働く人に関する人権上の問題点	21
11)	性的マイノリティに関する人権上の問題点	22
3	同和問題について	
1)	同和問題を認知した方法	23
2)	同和問題を認知した時期	24
3)	差別意識の有無	25
4)	解決への展望	25
5)	同和問題に関する人権上の問題点	26
6)	隣近所との交際	27
7)	結婚に対する態度	28
8)	同和問題の解決に必要なこと	29
4	人権教育・啓発の取り組みについて	
1)	「長崎県人権教育・啓発基本計画」の認知度	30
2)	人権尊重社会実現のために必要な施策	30
3)	啓発活動への接触度	31

4) 人権情報を提供する媒体への接触度 -----	31
5) 効果的な社会教育・啓発広報活動 -----	32
6) 長崎県の人権尊重度 -----	33
5 国や県、市町に対する意見や要望 -----	34
資料1 平成27年度「人権に関する意識調査」調査結果 -----	38
資料2 平成22年度「人権に関する市民意識調査」調査票・調査結果 -----	47
資料3 平成17年度「人権に関する市民意識調査」調査票・調査結果 -----	55

I 調査の概要

1 はじめに

この報告書は、長崎県が平成27年に実施した「人権に関する県民意識調査」の中で、長崎市民に関する調査結果の部分を抜き出して分析し、取りまとめたものである。

2 調査の目的

長崎県は、人権問題に対する県民の意識について現状を把握し、今後の人権行政を推進していく上での基礎資料を得ることを目的として、この調査を実施した。

- (1) 人権に関する県民の意識状況を把握し、同和問題の解決を含めた各種人権に関する啓発活動や長崎県人権教育・啓発基本計画に基づく人権教育等の各種施策が、どのような効果・影響をもたらしているか、平成17・22年度の調査結果との比較検討ができるための基礎資料とする。
- (2) 人権に関する県民の意識の現状や問題点等の把握を行い、今後の講ずべき人権教育・啓発活動を効果的に推進していくための新たな方策を検討するための基礎資料とする。
- (3) 意識調査の実施を通じて、人権尊重に関する県民世論の喚起を図り、人権問題に対する関心を深めることと併せて人権に関する県民意識の向上をめざす。

3 調査対象者

長崎県は、県内に居住する満20歳以上の男女3,000人を調査対象とするため、県内市町の住民基本台帳を基にして、次のような要領で対象者を抽出した。

- (1) 県民意識の地域差を有意義に比較できるようにするため、県内を五つの行政区域に分け、各区域から前回と同規模の標本数が得られるように標本抽出率を調整することとした。
- (2) 対象者の抽出は、平成27年7月から同年9月にかけて、県内市町の住民基本台帳から無作為に抽出して行うこととした。

以上の基本原則に則り、各行政区分の抽出率を、前回調査時の抽出率と今回調査時における人口とで調整し、県南（本市、西海市及び西彼杵郡）と県北は0.18%、県央は0.22%、島原と離島は0.36%とした。この結果、県全体で3,000名、本市からは770名（前回は756名、前々回は726名）が標本として抽出された。

4 調査基準日

平成27年10月1日

5 調査期間

平成27年10月1日～平成27年11月16日

6 調査方法

- (1) 調査対象者に対して、調査協力依頼書、調査票、返信用封筒を9月30日に郵送した。
- (2) 回答期限は10月31日とし、葉書による提出のお願いを10月15日に調査対象者全員へ郵送した。
- (3) 11月16日までに回答できたものについて集計作業を行った。

7 調査項目

- (1) 人権全般について（問1～問6）
- (2) 個別の人権課題について（問7～問17）
女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、HIV感染者等、ハンセン病患者等、犯罪

- 被害者等、インターネット、働く人、性的マイノリティ
- (3) 同和問題について（問18～問24）
 - (4) 人権教育・啓発の取組について（問25～問30）
 - (5) 属性（問A～問D）

8 回収状況

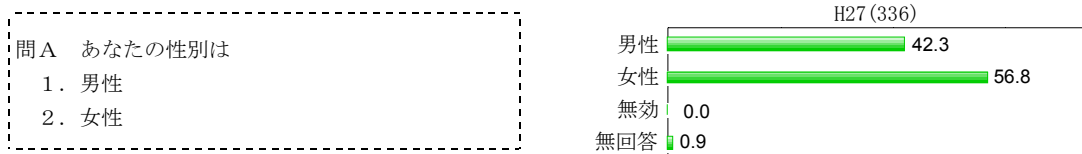
県全体では3,000名に調査票を発送したが、1,722名分の調査票が未回収となり、回収できた1,278名には転居によるものや高齢・病気等のための記入困難の理由や回答拒否などで返送された19件の調査票も含まれていた。これら19件の調査票は無効とし、残り1,259票を有効とした。したがって、県全体においては、到達した調査票数2,981に対する有効回収率は42.2%となる。

本市分の回収状況は、770名に調査票を発送し、到達した調査票数765に対して有効回答数が336となり、有効回収率は43.9%である。なお、前回及び前々回の有効回収率はそれぞれ47.1%、41.9%であった。

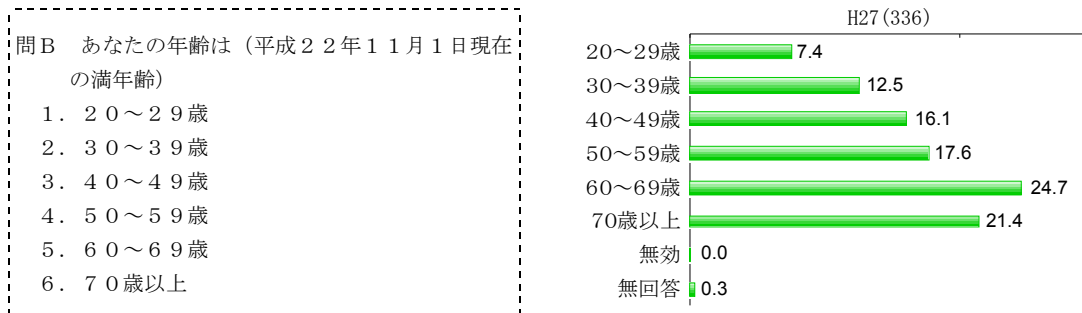
本市分の有効な336調査票についての集計作業、調査結果の分析、報告書の作成は、特定非営利活動法人長崎人権研究所に委託して行った。

9 回答者の状況

回答者336名の性・年齢・職業構成は次の通りである。

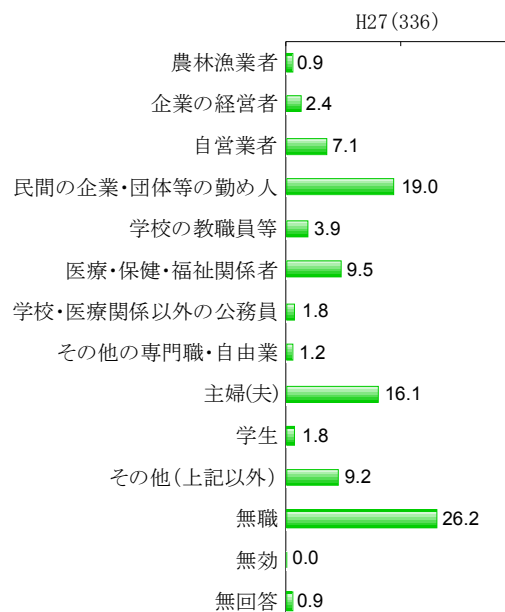


回答者の性比は、女性は191名で、男性の142名に対して1.35倍となっており、県全体（男性5177、女性642）の1.24倍に比べると差がやや大きい。なお、前回の性比は、女性は226名で、男性の128名に対して1.77倍（県全体は1.26倍）であった。



年齢構成は、県全体では20歳代が5.5%で最も低く、高齢層ほど高くなっており、60歳代21.1%、70歳以上は21.3%である。本市も同じ傾向であるが、60歳代が24.7%で最も高く、70歳以上は2位で21.4%であった。

- 問C あなたのご職業は
1. 農林漁業者（家族従事者も含む）
 2. 企業の経営者
 3. 自営業者（家族従事者も含む）
 4. 民間の企業や団体（農業・漁業協同組合、土地改良事業団体連合会、商工会議所など）・工場・商店などに勤務する人
 5. 学校の教職員等（大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む）
 6. 医療・保健・福祉関係者（医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・介護福祉士など）
 7. 学校・医療関係以外の公務員
 8. その他の専門職・自由業（弁護士・公認会計士・宗教家・芸術家・各種職匠など）
 9. 主婦（夫）（専ら家事・育児をしている人）
 10. 学生
 11. その他（上記以外の人）
 12. 無職



職業構成では県全体と大きな違いはないが、農林業業者が0.9%で県全体の3.8%より3ポイント低く、主婦(夫)が16.1%、医療・保健・福祉関係者が9.5%で、県全体がそれぞれ12.9%、6.7%であるのに対し、約3ポイント高くなっている。

10 報告書を読む上での留意点

- 注1) 調査結果の分析にあたっては、全体的な傾向と県全体との比較に重点をおいて行った。また、今回、回答項目を新たに追加したり一部変更した質問があり、平成17、22年度の調査結果とは単純に比較できないが、可能な限り比較分析を行った。
- 注2) 調査結果の解説においては、回答項目名をその内容に沿ってできるだけ簡略化して表記した。図中の「見出し」においても同様である。図中の「見出し」等の（ ）内の数値は回答者数を示している。
- 注3) 図中の数値（%）は、全て小数点以下第2位を四捨五入して表示した。したがって、内訳の合計が100.0%にならないことがある。
また、2つ以上の選択肢を合計して比率で説明する場合、実数により割り戻したため、選択肢ごとの比率の合計と一致しないことがある。
- 注4) 質問項目に「回答は1つ」とか、「回答は3つまで」というように、回答数が規定されている場合に、誤って規定数を超えて回答したものは「無効」として処理した。
図の積層型棒グラフによっては数値の表記が重なるため、「無効」と「無回答」を合わせて「無効・無回答」としたものがある。
- 注5) 1つの質問に2つ以上の回答を求めた質問では、比率の合計が100%を超える。

Ⅱ 調査結果の分析

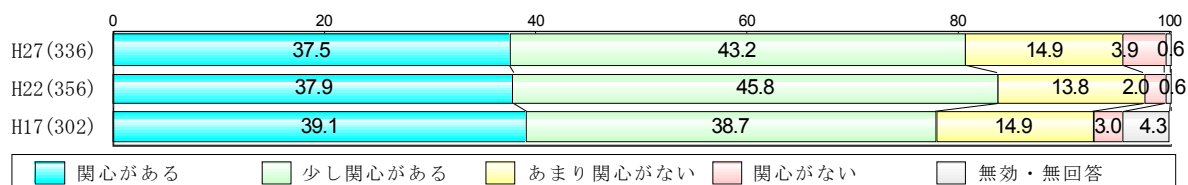
1 人権全般について

1) 「人権」についての関心度

問1 あなたは「人権」に関心がありますか。あなたのお考えに一番近いものを選んでください。
(回答は1つ)

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 関心がある | 3. あまり関心がない |
| 2. 少し関心がある | 4. 関心がない |

図1 「人権」についての関心度



「人権」についての関心度では、前回と同様に「少し関心がある」が43.2%で「関心がある」の37.5%より高いが、「少し関心がある」は前回より低く、「あまり関心がない」と「関心がない」は前回より高くなっている。

「少し関心がある」と「関心がある」を合計した人権に関心が「ある」人の割合は80.7%で、前々回(77.8%)より高いが、前回(83.7%)より3ポイント低く、逆に、「あまり関心がない」と「関心がない」を合計した「ない」は18.8%で、前回(15.7%)より3ポイント高くなっている。

県全体では、「ある」が81.4%で、前々回(79.2%)、前回(81.1%)より徐々に高くなっている。

2) 関心のある人権問題

問2 日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるものはどれですか。(回答はいくつでも)

- | | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 1. 女性に関する問題 | 13. プライバシー保護に関する問題 |
| 2. 子どもに関する問題 | 14. インターネットによる人権侵害に関する問題 |
| 3. 高齢者に関する問題 | 15. ホームレスに関する問題 |
| 4. 障害のある人に関する問題 | 16. 性的マイノリティ(性同一性障害、同性愛、両性愛など)に関する問題 |
| 5. 同和問題 | 17. 北朝鮮当局による人権侵害(拉致)問題 |
| 6. アイヌの人々に関する問題 | 18. 人身取引(性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引)に関する問題 |
| 7. 外国人に関する問題 | 19. その他(具体的に:) |
| 8. HIV(エイズウイルス)感染者等に関する問題 | 20. 特になし |
| 9. ハンセン病患者・元患者等に関する問題 | |
| 10. 犯罪被害者等に関する問題 | |
| 11. 刑を終えて出所した人に関する問題 | |
| 12. 働く人に関する問題 | |

今回の調査では、前回の18項目中の「性同一性障害」と「性的志向」の2項目を「性的マイノリティ」に統合し、新たに「働く人」の1項目を追加した。

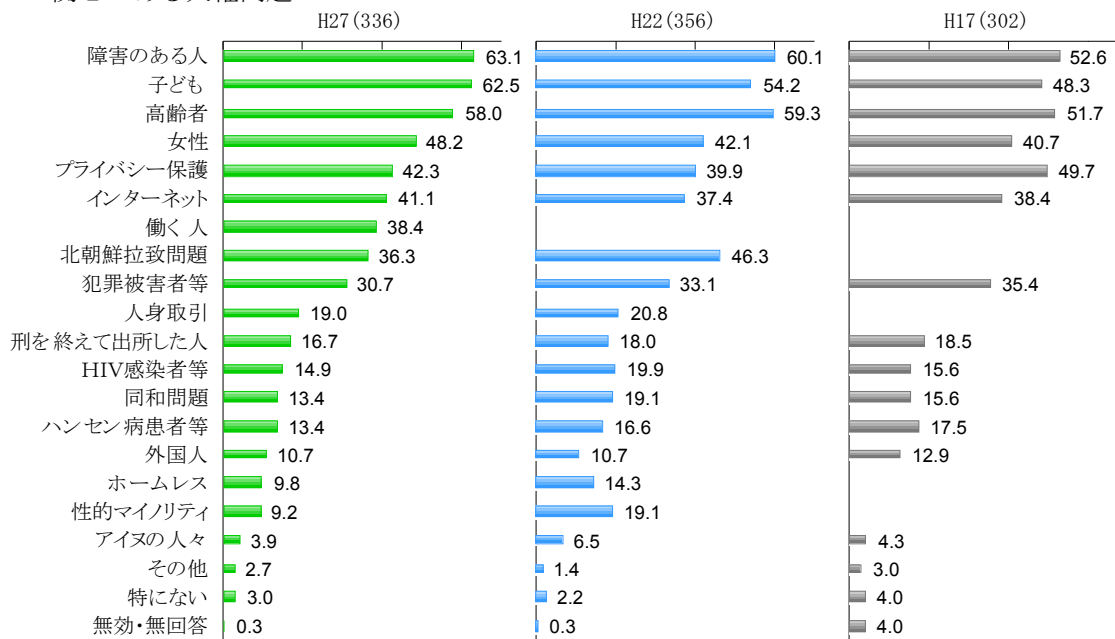
18項目の人権問題の中では、「障害のある人」(63.1%)と「子ども」(62.5%)の2項目が60%を超え、続いて「高齢者」の58.0%となっている。これに「女性」「プライバシー保護」「インターネット」が40%台、「働く人」「北朝鮮拉致問題」「犯罪被害者等」が30%台で続いている。なお、「同和問題」については、13.4%であった。

今回新たに追加した「働く人」は38.4%、2項目を統合した「性的マイノリティ」は9.2%(前回の「性同一性障害」と「性的志向」はそれぞれ11.2%、7.9%)であった。

前回と比較すると、「子ども」「女性」は6～8ポイント、「インターネット」「障害のある人」「プライバシー保護」は2～4ポイント高くなっており、「外国人」は前回と同じである。他は前回より低くなっており、特に「北朝鮮拉致問題」「同和問題」「HIV感染者等」は5ポイント以上低い。

県全体と比較すると、「アイヌの人々」（県全体5.8%）、「性的マイノリティ」（県全体11.0%）、「外国人」（県全体11.0%）、「同和問題」（県全体13.6%）の4項目は県全体よりやや低い。他は高く、特に、「子ども」（県全体56.5%）、「プライバシー保護」（県全体37.2%）、「障害のある人」（県全体58.6%）、「高齢者」（県全体53.9%）の4項目は4ポイント以上高くなっている。

図2 関心のある人権問題

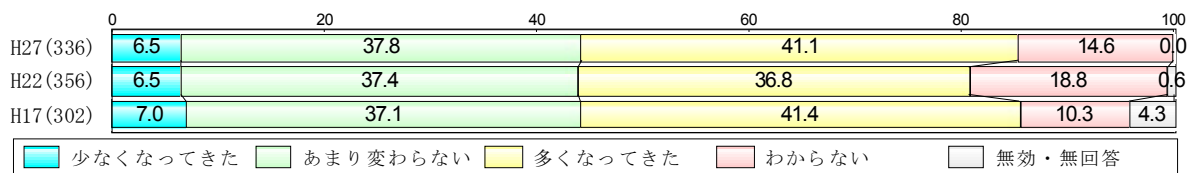


3) 人権侵害の推移

問3 新聞やテレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されることがあります。あなたは、人権侵害は、この5～6年の間にどのようになってきたと思いますか。（回答は1つ）

- 1. 少なくなってきた
- 2. あまり変わらない
- 3. 多くなってきた
- 4. わからない

図3 人権侵害の推移



人権侵害の推移では、「多くなってきた」（41.1%）が「あまり変わらない」（37.8%）より3ポイント高くなっている。前回では、「多くなってきた」（36.8%）が「あまり変わらない」（37.4%）より1ポイント低かった。

前回と比較すると、「少なくなってきた」と「あまり変わらない」の割合はそれほど変わらないが、「多くなってきた」が4ポイント高くなり、「わからない」が4ポイント低くなっている。前々回とは、同じ傾向を示している。

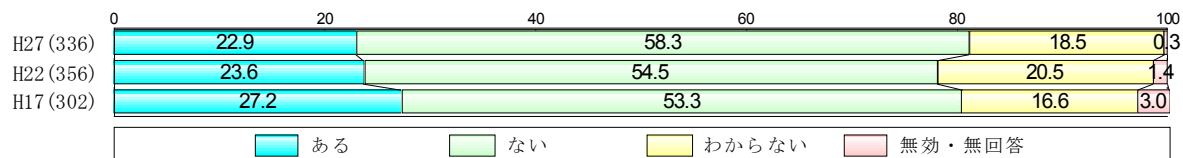
県全体では、「多くなってきた」（38.8%）が前回（33.8%）より5ポイント高く、「少なくなってきた」（7.8%）と「あまり変わらない」（36.3%）は共に前回（それぞれ9.4%、38.9%）より2ポイント低くなっている。

4) 人権侵害の経験

問4-1 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思っただけことがありますか。(回答は1つ)

1. ある → 問4-2の(1)(2)にお答えください 3. わからない → 問4-3にお答えください
 2. ない → 問4-3にお答えください

図4-1 人権侵害の経験



人権侵害の経験では、「ある」と答えた人の割合が22.9%、「ない」が58.3%、「わからない」が18.5%であり、4分の1近くの方が「ある」と答えている。

前回、前々回と比較すると、「ある」は低くなり、「ない」が高くなっている。

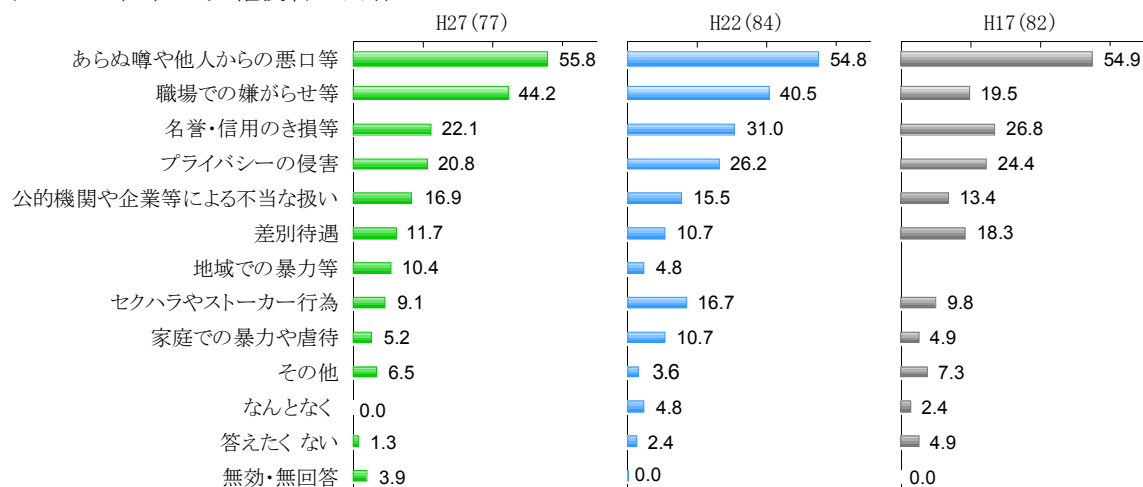
県全体と比較すると、「ない」が53.9%で本市の方が4ポイント高く、「ある」(県全体25.4%)が3ポイント、「わからない」(県全体19.5%)が1ポイント低い。

(1) 人権侵害の内容

問4-2(1) それは、どのようなものでしたか。差しつかえなければ、次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(回答はいくつでも)

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口 8. プライバシーの侵害
 2. 名誉・信用のき損、侮辱 9. セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)やストーカー(特定の他者に対して執拗につきまとう)行為
 3. 公的機関や企業・団体による不当な扱い 10. その他(具体的に:)
 4. 職場での嫌がらせや不当な待遇 11. なんとなく
 5. 地域での暴力、強迫、仲間はずれ 12. 答えたくない
 6. 家庭での暴力や虐待
 7. 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い)

図4-2(1) 人権侵害の内容



この問は、問4-1で「1. ある」と回答した77名が対象である。

回答項目の「職場での嫌がらせや不当な待遇」は、前は「職場での暴力、強迫、無理強い、パワ

一ハラスメント（職場で職務権限などを用いて行ういやがらせやいじめ）、仲間はずれ」であった。
 人権侵害の内容では、「あらぬ噂や他人からの悪口等」が55.8%で最も高く、次いで、「職場での嫌がらせ等」の44.2%、「名誉・信用のき損等」の22.1%、「プライバシーの侵害」の20.8%の順になっている。

前回と比較すると、「名誉・信用のき損等」が9ポイント、「セクハラやストーカー行為」が8ポイント、「家庭での暴力や虐待」と「プライバシーの侵害」は5～6ポイント低くなっているが、他の項目は前回より高くなっている。特に、「地域での暴力等」は6ポイント、「職場での嫌がらせ等」は4ポイント高い。

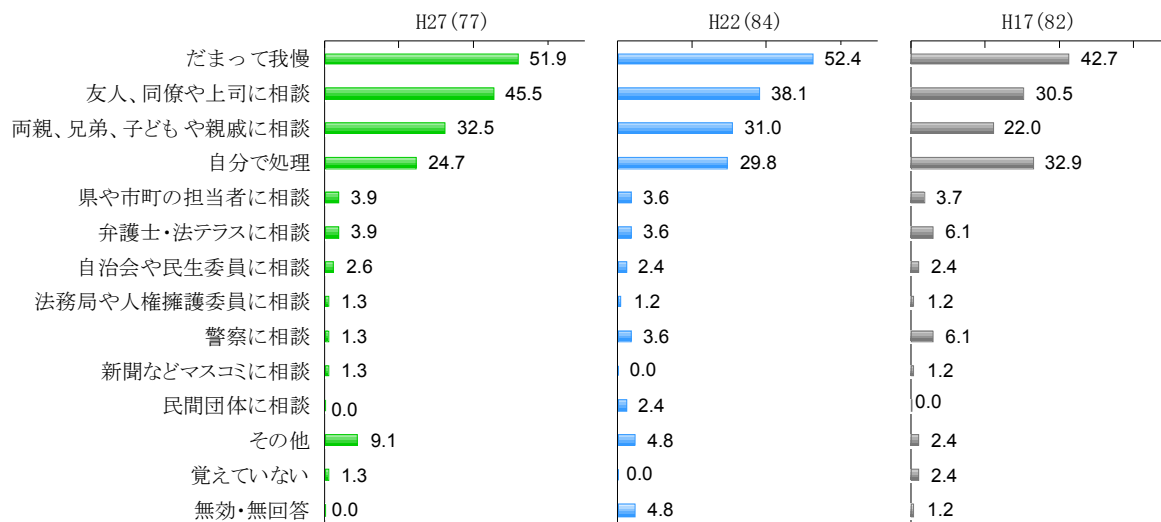
県全体と比較すると、「名誉・信用のき損等」（県全体28.4%）、「あらぬ噂や他人からの悪口等」（県全体58.4%）、「家庭での暴力や虐待」（県全体5.3%）の3項目は本市の方が低いが、他は高く、「公的機関や企業等による不当な扱い」（県全体11.6%）は5ポイント、「職場での嫌がらせ等」（県全体40.0%）は4ポイント、本市の方が高い。

(2) 人権侵害への対応

問4-2(2) そのとき、あなたはこうされましたか。(回答はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談した | 7. 警察に相談した |
| 2. 友人、同僚や上司に相談した | 8. 人権にかかわる民間団体に相談した |
| 3. 自治会（町内会）や民生委員に相談した | 9. 新聞などマスコミに相談した |
| 4. 法務局や人権擁護委員に相談した | 10. 自分で処理（解決）した |
| 5. 県や市町の相談窓口や担当者に相談した | 11. だまって我慢した（特になにもしなかった） |
| 6. 弁護士・法テラス（法的支援を行う機関）に相談した | 12. その他（具体的に：) |
| | 13. おぼえていない |

図4-2(2) 人権侵害への対応



人権が侵害されたときの対応としては、「だまって我慢」と答えた人が51.9%で最も多く、次いで、「友人、同僚や上司に相談」の45.5%、「両親、兄弟、子どもや親戚に相談」と「自分で処理」が30%前後で続いているが、公的機関である「県や市町の担当者に相談」「弁護士・法テラスに相談」「警察に相談」「法務局や人権擁護委員に相談」は極めて低い。

前回とは同じ傾向であるが、「自分で処理」は5ポイント、「民間団体に相談」と「警察に相談」は2ポイント低くなっているが、他の項目は前回より高くなっている。特に、「友人、同僚や上司に相談」は7ポイント高い。

前回、前回と比較すると、「自分で処理」は減少傾向にあり、「友人、同僚や上司に相談」と「両親、兄弟、子どもや親戚に相談」は増加傾向にあると言える。

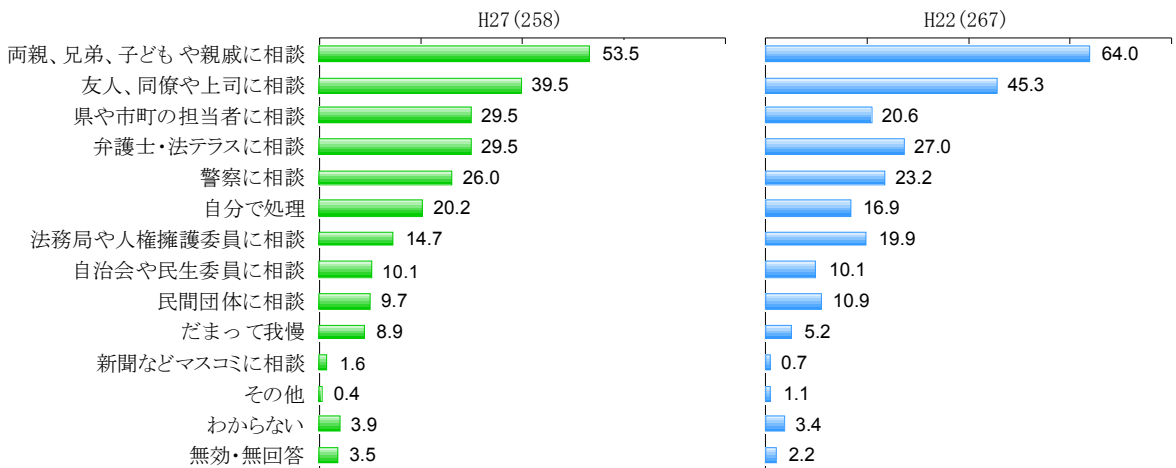
県全体と比較すると、本市の方が「友人、同僚や上司に相談」（県全体36.3%）で9ポイント、「その他」（県全体4.1%）で5ポイント高く、「自分で処理」（県全体26.6%）で2ポイント低くなっているが、他は大きな差は見られない。

5) 人権侵害を受けた場合の対処

問4-3 もしも、ご自分の人権が侵害され、自分だけでは解決できないと判断した場合、あなたはどうに対処しますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(回答はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談する | 7. 警察に相談する |
| 2. 友人、同僚や上司に相談する | 8. 人権にかかわる民間団体に相談する |
| 3. 自治会(町内会)や民生委員に相談する | 9. 新聞などマスコミに相談する |
| 4. 法務局や人権擁護委員に相談する | 10. 自分で処理(解決)する |
| 5. 県や市町の相談窓口や担当者に相談する | 11. だまって我慢する(特に何もしない) |
| 6. 弁護士・法テラス(法的支援を行う機関)に相談する | 12. その他(具体的に:) |
| | 13. わからない |

図4-3 人権侵害を受けた場合の対処



この設問は、前回の調査より設けられたもので、問4-1で「2. ない」または「3. わからない」と回答した258名が対象である。

人権が侵害された場合の対処としては、「両親、兄弟、子どもや親戚に相談」が53.5%と最も高く、「友人、同僚や上司に相談」が39.5%で続き、次いで、3つの公的機関である「県や市町の担当者に相談」「弁護士・法テラスに相談」「警察に相談」が約26~30%で並んでいる。「だまって我慢」は低く、8.9%であった。

前回と比較すると、「県や市町の担当者に相談」は9ポイント高く、前回の5位から3位に上がっている。また、「だまって我慢」「自分で処理」は3~4ポイント高く、「両親、兄弟、子どもや親戚に相談」は11ポイント、「友人、同僚や上司に相談」「法務局や人権擁護委員に相談」は5~6ポイント低くなっている。

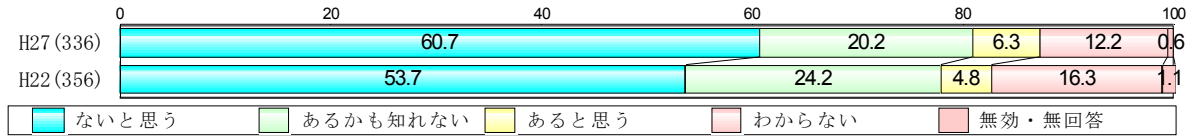
県全体と比較すると、「弁護士・法テラスに相談」(県全体23.7%)は本市の方が6ポイント高く、「両親、兄弟、子どもや親戚に相談」(県全体56.8%)は3ポイント低くなっているが、大きな差はない。

6) 他人の人権を侵害した経験

問5-1 あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。(回答は1つ)

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| 1. ないと思う | 3. あると思う → 問5-2にお答えください |
| 2. あるかも知れない → 問5-2にお答えください | 4. わからない |

図5-1 他人の人権を侵害した経験



他人の人権を侵害した経験については、「ないと思う」が60.7%と最も高く、50%を超えている。「あると思う」はわずか6.3%であった。「あるかも知れない」と「あると思う」を合わせると26.5%で、3分の1に満たない。

前回と比較すると、「ないと思う」が7ポイント、「あると思う」が2ポイント高く、「あるかも知れない」と「わからない」が共に4ポイント低くなっている。

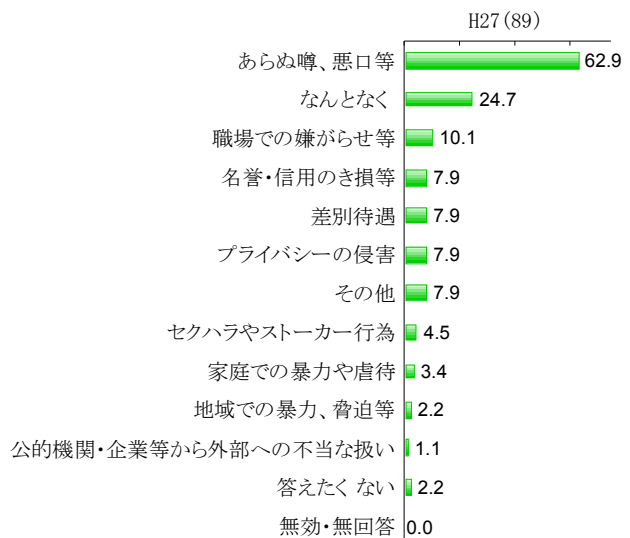
県全体では、「ないと思う」「あるかも知れない」「あると思う」がそれぞれ59.3%、19.9%、5.5%となっており、本市と大きな差は見られない。

7) 他人の人権を侵害した内容

問5-2 それは、どのようなものだったと思いますか。差しつかえなければ、次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(回答はいくつでも)

- | | |
|---|--|
| 1. あらぬ噂、悪口、かげ口 | 8. プライバシーの侵害 |
| 2. 名誉・信用のき損、侮辱 | 9. セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)やストーカー(特定の他者に対して執拗につきまとう)行為 |
| 3. 公的機関や企業・団体から外部への不当な扱い | 10. その他(具体的に:) |
| 4. 職場での嫌がらせや不当な待遇 | 11. なんとなく |
| 5. 地域での暴力、強迫、仲間はずれ | 12. 答えたくない |
| 6. 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い) | |
| 7. 家庭での暴力や虐待 | |

図5-2 他人の人権を侵害した経験



この設問は、今回新たに設定したもので、問5-1で「2. あるかも知れない」または「3. あると思う」と回答した89名が対象である。

他人の人権を侵害した内容では、「あらぬ噂、悪口等」が62.9%で最も高く、「なんとなく」の24.7%、「職場での嫌がらせ等」の10.1%と続いているが、他は10%に満たない。

県全体と比較すると、本市の方が「差別待遇」(県全体4.1%)で4ポイント、「なんとなく」(県全体21.9%)「セクハラやストーカー行為」(県全体1.9%)「その他」(県全体5.3%)で3ポイント高いが、「あらぬ噂、悪口等」(県全体67.1%)は4ポイント低い。他は、大きな差は見られない。

8) 人権に関する法律の認知状況

問6 あなたは、次にあげる女性や子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する法律について、どの程度ご存じですか。次の(1)から(16)のそれぞれについてお答えください。(回答は1つずつ)

- | | | |
|-------------------|-------------------------|-------------------|
| (1) 「男女雇用機会均等法」 | (7) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 | (12) 「ハンセン病問題基本法」 |
| (2) 「男女共同参画社会基本法」 | (8) 「高齢者虐待防止法」 | (13) 「犯罪被害者等基本法」 |
| (3) 「DV防止法」 | (9) 「障害者基本法」 | (14) 「性同一性障害特例法」 |
| (4) 「ストーカー規制法」 | (10) 「障害者差別解消法」 | (15) 「個人情報保護法」 |
| (5) 「児童虐待防止法」 | (11) 「障害者虐待防止法」 | (16) 「人権教育・啓発推進法」 |
| (6) 「いじめ防止対策推進法」 | | |
1. どんな内容か知っている 2. 内容は知らないが名称は聞いたことがある 3. 知らない

図6-1 人権に関する法律(1)～(11)の認知状況

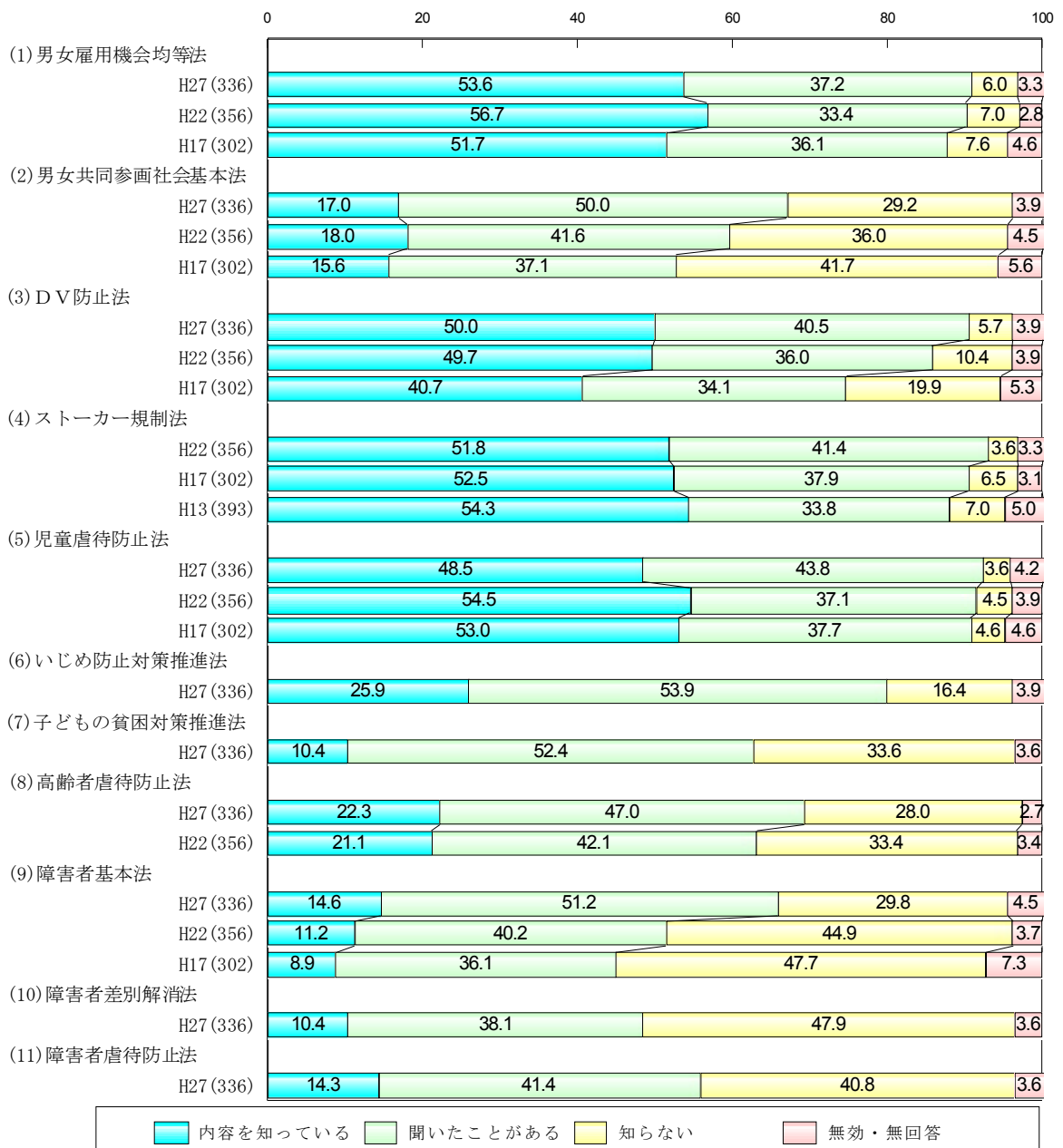
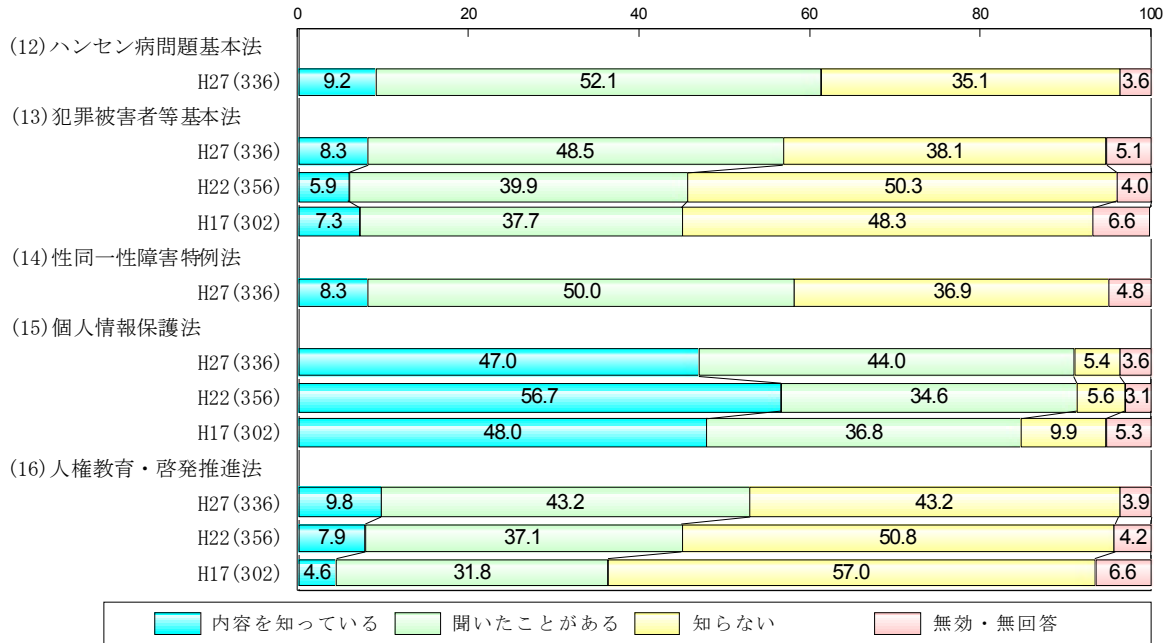


図 6-2 人権に関する法律(12)～(16)の認知状況



前回の調査以降、法律の制定・改廃等があったため、前回の14法律から「児童買春禁止法」「ハートビル法」「バリアフリー新法」「障害者雇用促進法」の4法律を削除し、新たに「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策推進法」「障害者差別解消法」「障害者虐待防止法」「ハンセン病問題基本法」「性同一性障害特例法」の6法律を追加し、16法律で調査を行った。

これら16法律の中で、「内容を知っている」と答えた人の割合が高いのは、「男女雇用機会均等法」「ストーカー規制法」「DV防止法」の3法律で、この3つは50%を超えている。次いで、「児童虐待防止法」が48.5%、「個人情報保護法」が47.0%で続き、「いじめ防止対策推進法」(25.9%)と「高齢者虐待防止法」(22.3%)を除けば他は20%に満たない。

また、「内容を知っている」と「聞いたことがある」を合わせた割合(以下、「認知度」と表示)を見ると、「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」「個人情報保護法」「人権教育・啓発推進法」「男女雇用機会均等法」「DV防止法」の5つが90%を超え、次いで「いじめ防止対策推進法」となっており、最も低い「障害者差別解消法」の48.5%を除くと他は50~60%台である。

前回と比較すると、「内容を知っている」で「障害者基本法」「犯罪被害者等基本法」「人権教育・啓発推進法」「高齢者虐待防止法」の4法律が1~3ポイント高くなっているが、他の法律については1~10ポイント低くなっており、特に、「個人情報保護法」は10ポイント、「児童虐待防止法」は6ポイント低い。

認知度を比較すると、「個人情報保護法」が91.1%で、前回の91.3%より0.2%低くなっているが、それ以外は全て高くなっており、特に、「障害者基本法」(今回65.8%、前回51.4%)と「犯罪被害者等基本法」(今回56.8%、前回45.8%)は10ポイント以上高い。

県全体と比較すると、「内容を知っている」では、全項目ともほとんど差は見られない。認知度を比較すると、16法律の中で「性同一性障害特例法」(本市58.3%、県全体59.2%)と「障害者虐待防止法」(本市55.7%、県全体55.8%)では本市の方が若干低いですが、他は本市の方が高くなっており、特に、「子どもの貧困対策推進法」(本市62.8%、県全体56.9%)で6ポイント、「男女雇用機会均等法」(本市90.8%、県全体86.3%)で5ポイント高い。

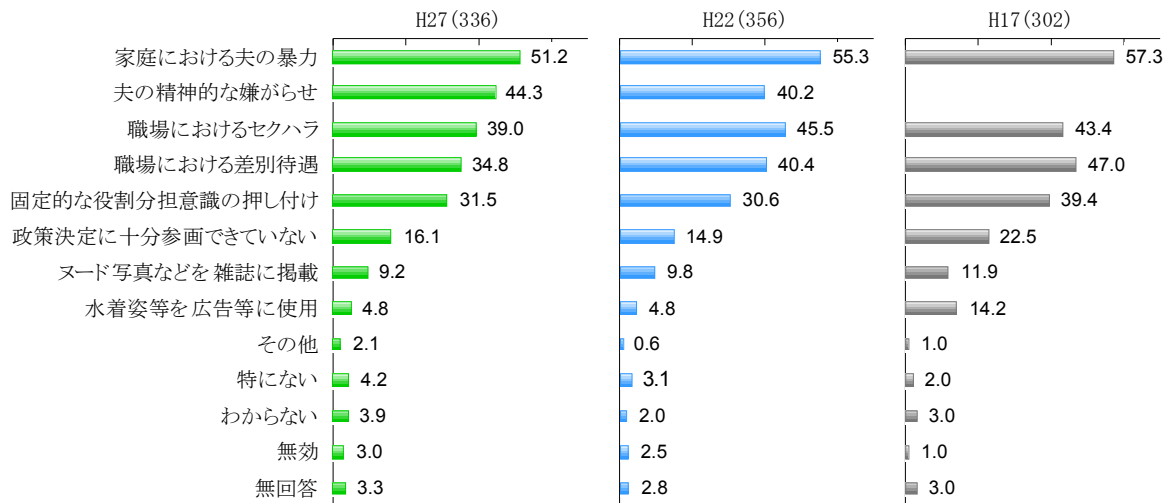
2 女性や子ども等、個別の人権課題について

1) 女性に関する人権上の問題点

問7 女性に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- | | |
|--|------------------------------------|
| 1. 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を押し付けること | 6. 政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できていないこと |
| 2. 家庭において、夫が妻に暴力（なぐる、ける、物を投げつける）をふるうこと | 7. 女性のヌード写真などを雑誌に掲載すること |
| 3. 家庭において、夫が妻に人格を否定するような言葉や交友関係を細かく監視するなど精神的な嫌がらせを行うこと | 8. 内容と無関係に、女性の水着姿や体の一部を広告などに使用すること |
| 4. 職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に差をつけること | 9. その他（具体的に：) |
| 5. 職場において、女性に対して性的な嫌がらせ（セクハラ）をすること | 10. 特にない |
| | 11. わからない |

図7 女性に関する人権上の問題点



女性に関する人権上の問題点としては、「家庭における夫の暴力」と答えた人が最も高く50%を超えており、「夫の精神的な嫌がらせ」が40%台、「職場におけるセクハラ」「職場における差別待遇」「固定的な役割分担意識の押し付け」が30%台で続いている。

前回と比較すると、「夫の精神的な嫌がらせ」が4ポイント高くなり、前回の4位から2位になっている。他に順位の変動はないが、「職場における差別待遇」「職場におけるセクハラ」「家庭における夫の暴力」は前回より4～7ポイント低い。

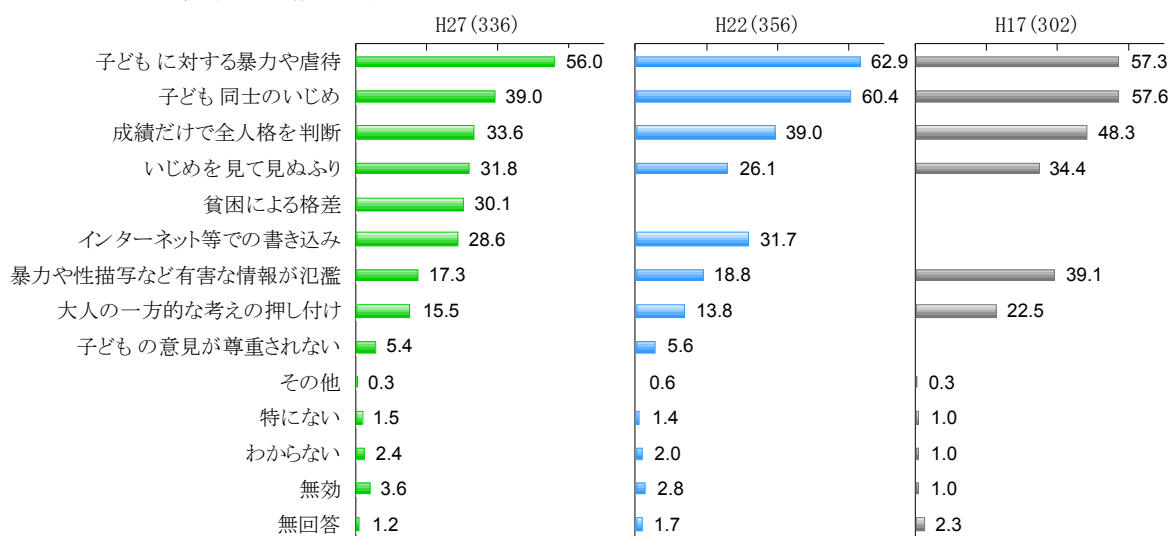
県全体と比較すると、順位・数値とも大きな差は見られないが、「家庭における夫の暴力」（県全体54.8%）で本市の方が4ポイント低い。

2) 子どもに関する人権上の問題点

問8 子どもに関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- | | |
|--|--|
| 1. 学校の成績だけで子どもの全人格を判断すること | 7. 暴力や性描写など、子どもに有害な情報が氾濫していること |
| 2. 親をはじめ大人が、子どもに暴力や虐待(身体的・性的・心理的虐待、育児放棄)を行うこと | 8. インターネット・携帯電話の書き込みなどで特定の子どもを攻撃すること |
| 3. いじめをしたり、させたりすること | 9. 貧困により、子どもの教育や健康状態(身体的・精神的)に格差が生じること |
| 4. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事 | 10. その他(具体的に:) |
| 5. 子どもの意見が尊重されないこと | 11. 特にない |
| 6. 学校や就職先の選択などで、大人が一方的に考えを押し付けたり、本人の意思を無視したりすること | 12. わからない |

図8 子どもに関する人権上の問題点



今回の調査では、新たに「貧困により、子どもの教育や健康状態(身体的・精神的)に格差が生じること」の項目を追加して調査を行った。

子どもに関する人権上の問題点としては、「子どもに対する暴力や虐待」が56.0%で最も高く、「子ども同士のいじめ」「成績だけで全人格を判断」「いじめを見て見ぬふり」と、今回新たに追加された「貧困による格差」の4項目が30%台、「インターネット等での書き込み」が28.6%で続く。

前回と比較すると、「いじめを見て見ぬふり」と「インターネット等での書き込み」の順位が入れ替わっている以外は、順位の変動は見られないが、「いじめを見て見ぬふり」と「大人の一方的な考えの押し付け」を除いた他の項目は、前回より低くなっており、特に、「子ども同士のいじめ」が21ポイント、「子どもに対する暴力や虐待」と「成績だけで全人格を判断」がそれぞれ7、5ポイント低い。前回に追加した「子どもの意見が尊重されない」は、前回と同様に最も低かった。

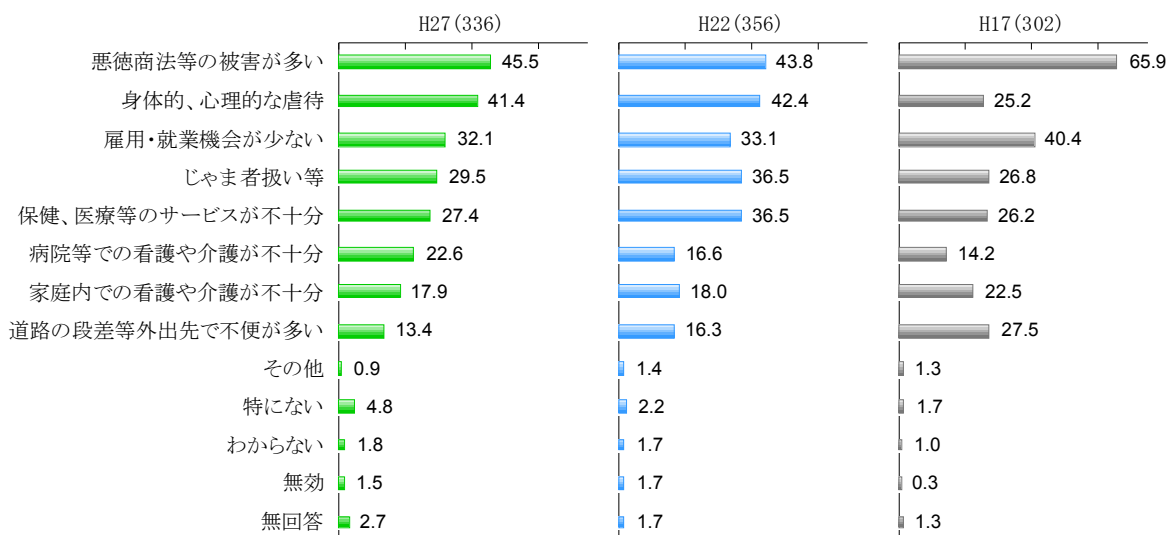
県全体と比較すると大きな差は見られないが、「貧困による格差」(県全体24.9%)と「子ども同士のいじめ」(県全体36.0%)で本市の方がそれぞれ5、3ポイント高く、「成績だけで全人格を判断」(県全体36.7%)は3ポイント低くなっているため、順位に変動が見られる。

3) 高齢者に関する人権上の問題点

問9 高齢者に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 1. 高齢者の意欲・能力に応じた雇用・就業機会が少ないこと | 6. 病院での看護や福祉施設での介護や対応が十分でないこと |
| 2. 高齢者がじゃま者扱いされたり、意見や行動が尊重されないこと | 7. 道路の段差や建物の階段など外出先で不便が多いこと |
| 3. 高齢者が身体的、心理的、性的、経済的な虐待を受けること | 8. 悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと |
| 4. 高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと | 9. その他(具体的に:) |
| 5. 高齢者に対する家庭内での看護や介護が十分でないこと | 10. 特にない |
| | 11. わからない |

図9 高齢者に関する人権上の問題点



高齢者に関する人権上の問題点としては、「悪徳商法等の被害が多い」と「身体的、心理的な虐待」が40%台で、これに「雇用・就業機会が少ない」が30%台、「じゃま者扱い等」「保健、医療等のサービスが不十分」「病院等での看護や介護が不十分」が20%台で続いている。

前回と比較すると、「病院等での看護や介護が不十分」が6ポイント、「悪徳商法等の被害が多い」が2ポイント高くなっているが、他は前回より低く、「保健、医療等のサービスが不十分」、「じゃま者扱い等」がそれぞれ9、7ポイント低くなっている。このため、「雇用・就業機会が少ない」は前回の5位から3位に、「病院等での看護や介護が不十分」は7位から6位に順位が上がるなど多くの項目で順位が変動している。

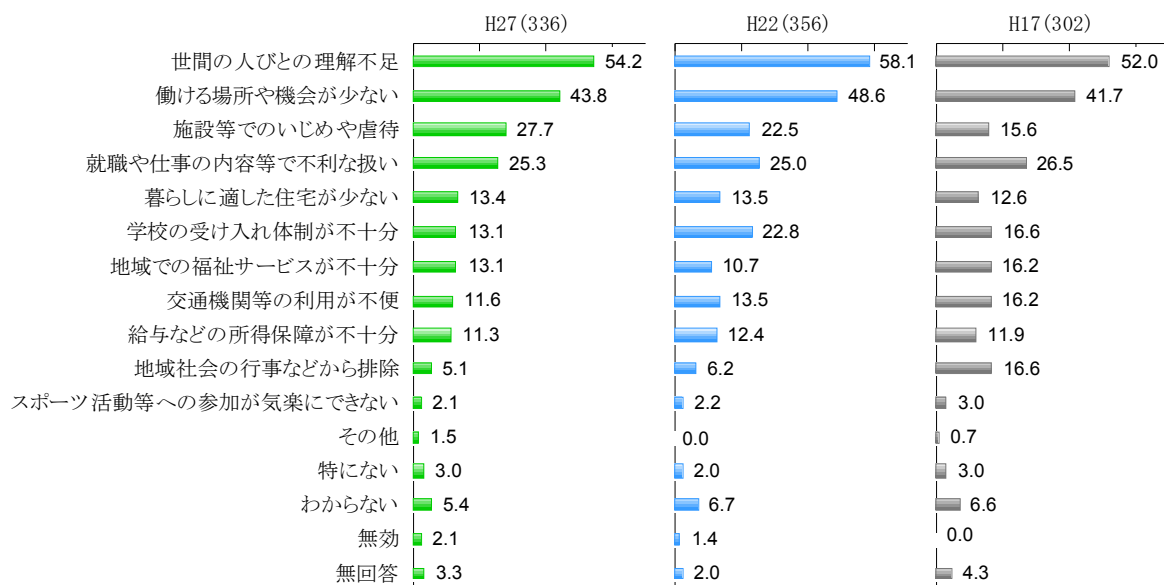
県全体でも同じような傾向を示しており、大きな差は見られないが、「じゃま者扱い等」(県全体31.6%)が「雇用・就業機会が少ない」(県全体30.1%)より高く、本市と順位が逆転している。

4) 障害のある人に関する人権上の問題点

問10 障害のある人に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- | | |
|--|------------------------------|
| 1. 障害のある人や障害そのものについて世間の人びとの理解が不足していること | 8. スポーツ活動や文化活動への参加が気楽にできないこと |
| 2. 働ける場所や機会が少ないこと | 9. 地域社会の行事などから排除されること |
| 3. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること | 10. 一般社会や施設内において、いじめや虐待があること |
| 4. 給与や年金など所得保障が十分でないこと | 11. 身近な地域での福祉サービスが十分でないこと |
| 5. 学校の受入体制が十分でないこと | 12. その他（具体的に：) |
| 6. 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便なこと | 13. 特にない |
| 7. 障害のある人の暮らしに適した住宅が少ないこと | 14. わからない |

図10 障害のある人に関する人権上の問題点



障害のある人に関する人権上の問題点としては、「世間の人びとの理解不足」が54.2%で最も高く、次いで「働ける場所や機会が少ない」が43.8%、「施設等でのいじめや虐待」「就職や仕事の内容等で不利な扱い」が20%台で続いている。「暮らしに適した住宅が少ない」

前回と比較すると、「施設等でのいじめや虐待」が5ポイント、「地域での福祉サービスが不十分」が2ポイント高くなっているが、この2つと「就職や仕事の内容等で不利な扱い」以外の項目は、前回より低く、特に、「学校での受入体制が不十分」では10ポイント、「働ける場所や機会が少ない」と「世間の人びとの理解不足」はそれぞれ5、4ポイント低くなっている。

「スポーツ活動等への参加が気楽にできない」は、3回のいずれの調査でも最も低く、わずか2～3%である。

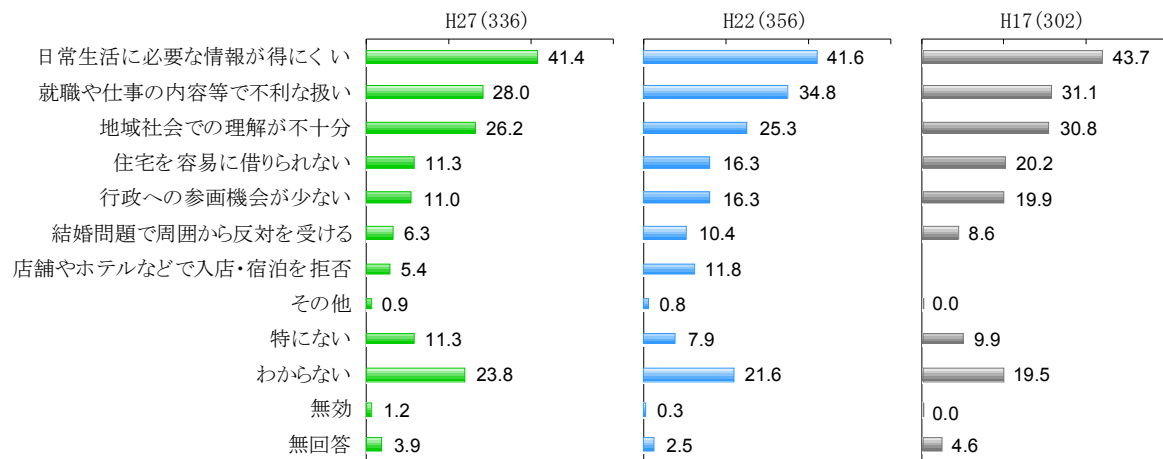
県全体と比較すると、項目の順位に変動はあるが、大きな差は見られない。

5) 外国人に関する人権上の問題点

問11 日本に居住している外国人に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- | | |
|--|--------------------------|
| 1. 実際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でないこと | 5. 結婚問題で周囲から反対を受けること |
| 2. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること | 6. 住宅を容易に借りることができないこと |
| 3. 外国人の行政への参画機会が少ないこと | 7. 店舗やホテルなどで入店・宿泊を断られること |
| 4. 言語が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと | 8. その他（具体的に：) |
| | 9. 特にない |
| | 10. わからない |

図11 外国人に関する人権上の問題点



外国人に関する人権上の問題点としては、「日常生活に必要な情報が得にくい」が41.4%で最も高く、「就職や仕事の内容等で不利な扱い」が28.0%、「地域社会での理解が不十分」が26.2%が続いている。前回に追加した「店舗やホテルなどで入店・宿泊を拒否」は、今回5.4%と最も低かった。

前回と比較すると、順位に大きな変動は見られないが、「地域社会での理解が不十分」以外の項目は低くなっており、「就職や仕事の内容等で不利な扱い」は7ポイント、「店舗やホテルなどで入店・宿泊を拒否」は6ポイント、「行政への参画機会が少ない」と「住宅を容易に借りられない」では5ポイント低くなっている。

一方、「わからない」が23.8%と高く、これに「特にない」の11.3%を合わせると35.1%となり、前回及び前々回の29.5%より6ポイント高くなっている。

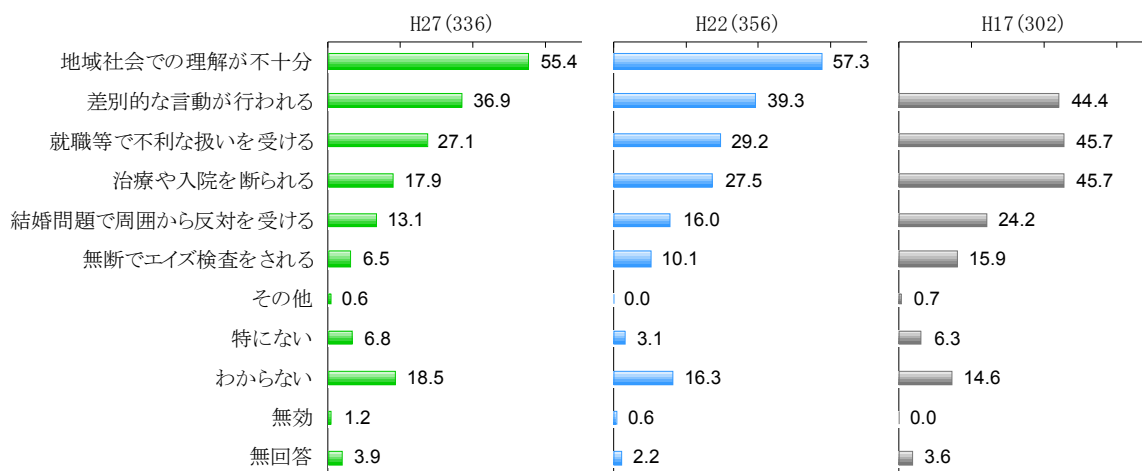
県全体と比較すると、項目の順位に変動はあるが、大きな差は見られない。県全体では、「わからない」が27.2%、これに「特にない」の12.4%を合わせると39.6%となり、本市の方が5ポイント低い。

6) HIV感染者等に関する人権上の問題点

問12 HIV（エイズウイルス）感染者等に関することで、人権上、特に問題があると思われるものはどれですか。（回答は3つまで）

- | | |
|---------------------------|------------------|
| 1. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと | 6. 差別的な言動が行われること |
| 2. 結婚問題で周囲から反対を受けること | 7. その他（具体的に：) |
| 3. 就職・職場で不利な扱いをすること | 8. 特にない |
| 4. 治療や入院を断られること | 9. わからない |
| 5. 無断でエイズ検査をされること | |

図12 HIV感染者等に関する人権上の問題点



HIV感染者等に関する人権上の問題点としては、「地域社会での理解が不十分」が55.4%で最も高く、「差別的な言動が行われる」が36.9%、「就職等で不利な扱いを受ける」が27.1%で続いている。「わからない」が18.5%と高く、これに「特にない」の6.8%を合わせると25.3%となり、前回の19.4%、前々回の20.9%より4～6ポイント高い。

前回と比較すると、順位の変動はないが、全ての項目で低くなっており、特に、「治療や入院を断られる」は10ポイント低い。

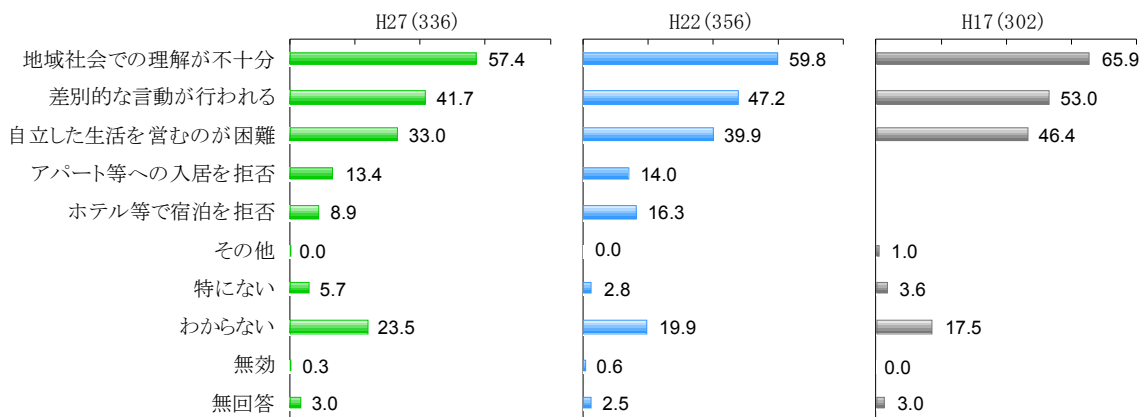
県全体と比較すると、順位・数値共に大きな差は見られないが、県全体では、「わからない」(24.0%)と「特にない」(6.0%)を合わせると30.0%となり、本市の方が5ポイント低い。

7) ハンセン病患者等に関する人権上の問題点

問15 ハンセン病患者・元患者等に関することで、人権上特に問題があると思われるものはどれですか。(回答は3つまで)

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| 1. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと | 5. ホテル等で宿泊を拒否されること |
| 2. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと | 6. その他（具体的に：) |
| 3. 差別的な言動が行われること | 7. 特にない |
| 4. アパート等への入居を断られること | 8. わからない |

図15 ハンセン病患者等に関する人権上の問題点



ハンセン病患者等に関する人権上の問題点としては、「地域社会での理解が不十分」が57.4%で最も高く、「差別的な言動が行われる」が41.7%、「自立した生活を営むのが困難」が33.0%が続いている。「わからない」は23.5%で、外国人に関する人権上の問題点と同様に高く、これに「特にない」の5.7%を合わせると29.2%となり、前回の22.8%、前々回の21.2%より6～8ポイント高い。

前回と比較すると、いずれの項目でも前回より低くなっており、特に、「ホテル等で宿泊を拒否」と「自立した生活を営むのが困難」は7ポイント、「差別的な言動が行われる」は6ポイント低い。

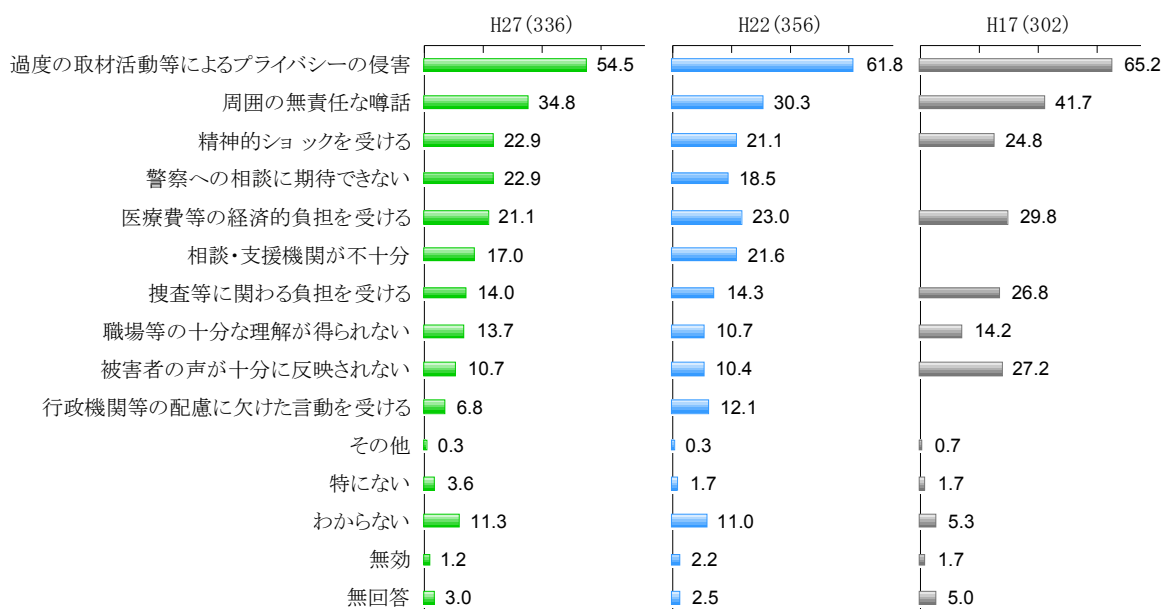
県全体と比較すると、項目の順位に変動はないが、「差別的な言動が行われる」（県全体36.1%）では本市の方が6ポイント、「地域社会での理解が不十分」（県全体52.9%）でも5ポイント高くなっている。また、県全体では、「わからない」（29.9%）と「特にない」（6.2%）を合わせると36.0%となり、本市の方が7ポイント低い。

8) 犯罪被害者等に関する人権上の問題点

問14 犯罪被害者等に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 1. 医療費の支払いや休職・失職などにより経済的負担を受けること | 7. 刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと |
| 2. マスコミ関係者からの過度の取材活動や報道によりプライバシーの侵害を受けること | 8. 捜査や裁判にかかわって、心理的・時間的・金銭的な負担を受けること |
| 3. 犯罪行為によって精神的なショックを受けること | 9. 相談等に訪れた行政機関等から配慮に欠けた言動を受けること |
| 4. 事件のことにに関して、周囲から無責任な噂話をされること | 10. 被害者に対する相談・支援機関が十分でないこと |
| 5. 犯罪被害者に対して、職場・同僚・学校関係者などの十分な理解が得られないこと | 11. その他（具体的に：) |
| 6. 警察に相談しても期待どおりの結果が得られないこと | 12. 特にない |
| | 13. わからない |

図14 犯罪被害者等に関する人権上の問題点



犯罪被害者等に関する人権上の問題点としては、「過度の取材活動等によるプライバシー侵害」が最も高く54.5%で、「周囲の無責任な噂話」が34.8%、「精神的ショックを受ける」「警察への相談に期待できない」「医療費等の経済的負担を受ける」が20%台で続く。他は、「行政機関等の配慮に欠けた言動を受ける」の6.8%以外は10%台である。「わからない」は11.3%と10%を超えており、これに「特にない」の3.6%を合わせると14.9%となり、前回の12.6%より2ポイント、前々回の6.9%より8ポイント高い。

前回と比較すると、「周囲の無責任な噂話」「警察への相談に期待できない」「職場等の十分な理解が得られない」「精神的ショックを受ける」は2～5ポイント高くなっているが、前回1位の「過度の取材活動等によるプライバシー侵害」は7ポイント低くなっており、「行政機関等の配慮に欠けた言動を受ける」「相談・支援機関が不十分」は共に5ポイント、「医療費等の経済的負担を受ける」は2ポイント低い。

県全体と比較すると、順位の変動もなく大きな差は見られないが、「医療費等の経済的負担を受ける」(県全体18.1%)と「警察への相談に期待できない」(県全体20.3%)で本市の方が3ポイント高くなっている。

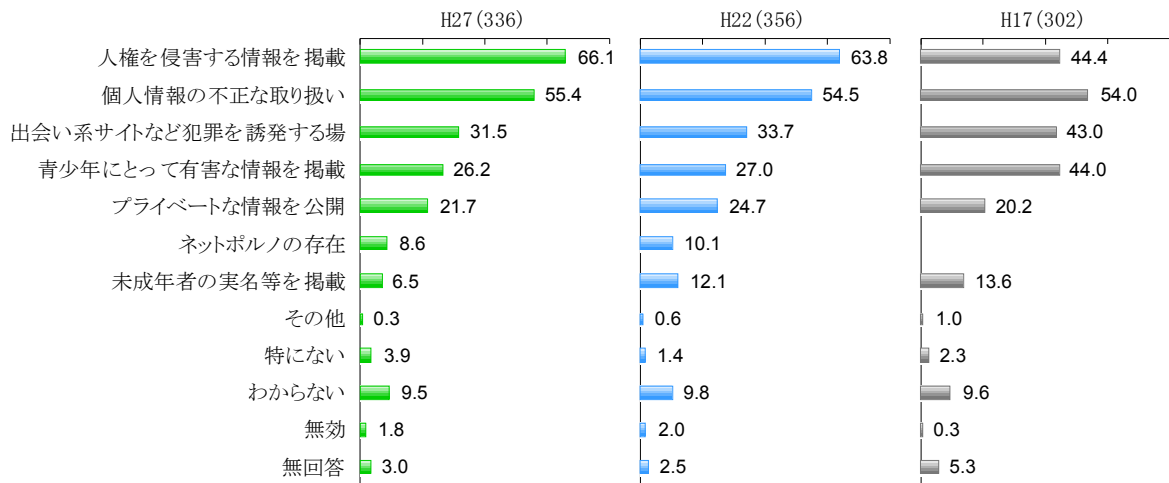
また、県全体では、「わからない」(13.7%)と「特にない」(4.4%)を合わせると18.2%となり、本市の方が3ポイント低い。

9) インターネットを利用する上での人権上の問題点

問15 インターネットを利用するうえで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1. 他人を誹謗中傷したり差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること | 6. 事件や事故などの関係者のプライベートな情報を公開すること |
| 2. わいせつ画像や残酷な画像など、青少年にとって有害な情報を掲載すること | 7. ネットポルノ（インターネット上のわいせつ画像）が存在していること |
| 3. 個人情報の不正な取り扱いや、信用情報、顧客データを盗用・横流し・流出（紛失）すること | 8. その他（具体的に：) |
| 4. 出会い系サイト（インターネット異性紹介事業）など犯罪を誘発する場があること | 9. 特にない |
| 5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること | 10. わからない |

図15 インターネットを利用する上での人権上の問題点



インターネットを利用する上での人権上の問題点では、「人権を侵害する情報を掲載」が66.1%で最も高く、次いで「個人情報の不正な取り扱い」が55.4%、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場」が31.5%、「青少年にとって有害な情報を掲載」と「プライベートな情報を公開」が20%台で続いている。

また、「わからない」は9.5%で、これに「特にない」の3.9%を合わせると13.4%となり、前回の11.2%、前々回の11.9%よりやや高い。

前回と比較すると、「人権を侵害する情報を掲載」と「個人情報の不正な取り扱い」は1～2ポイント高くなっているが、他は低く、「未成年者の実名等を掲載」で6ポイント、「プライベートな情報を公開」「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場」「ネットポルノの存在」の3項目は2～3ポイント低くなっている。

県全体と比較すると、順位の変動もなく大きな差は見られないが、「個人情報の不正な取り扱い」（県全体51.7%）で本市の方が4ポイント、「人権を侵害する情報を掲載」（県全体63.5%）で3ポイント高いが、「青少年にとって有害な情報を掲載」（県全体29.6%）と「未成年者の実名等を掲載」（県全体8.7%）は2～3ポイント低くなっている。

県全体では、「わからない」は11.3%と10%を超えており、これに「特にない」（4.5%）を合わせると15.8%となり、本市の方が2ポイント低い。

10) 働く人に関する人権上の問題点

問16 働く人に関することで、人権上、特に興味があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

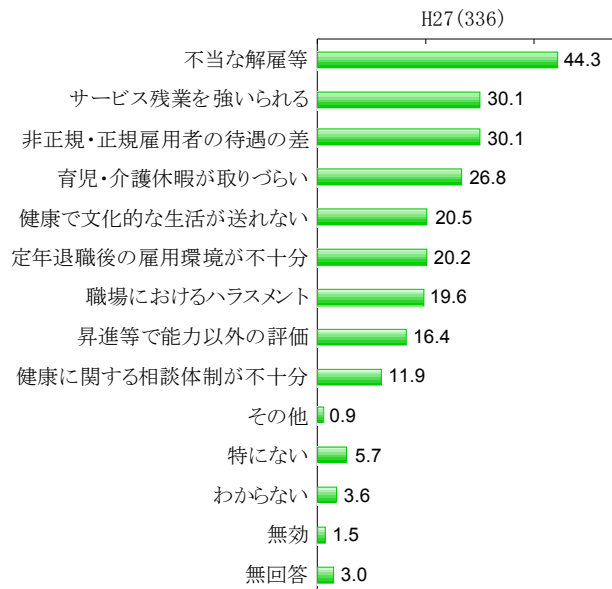
- | | |
|---------------------------------------|--|
| 1. 不当に解雇されることや本人の意に反して自主的な退職に追い込まれること | 7. 心の病等の健康に関して相談する体制が十分に整備されていないこと |
| 2. サービス残業を強いられること | 8. 育児や介護との両立に必要な休暇が取りづらいこと |
| 3. 採用や昇進等において、本人の適性や能力以外の面で評価されること | 9. 長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れないこと |
| 4. 非正規雇用者と正規雇用の待遇の差が大きくなっていること | 10. その他（具体的に：) |
| 5. 定年退職後も働き続けられる雇用環境が十分に整備されていないこと | 11. 特にない |
| 6. 職場におけるハラスメント（パワハラやセクハラ）があること | 12. わからない |

この調査項目は、今回新たに設定したものである。

働く人に関する人権上の問題点では、「不当な解雇等」が44.3%で最も高く、「サービス残業を強いられる」と「非正規・正規雇用の待遇の差」が共に30.1%、「育児・介護休暇が取りづらい」「健康で文化的な生活が送れない」「定年退職後の雇用環境が不十分」が20%台で続き、他は10%台である。

県全体と比較すると、大きな差はないが、「サービス残業を強いられる」（県全体27.9%）で本市の方が2ポイント高く、「職場におけるハラスメント」（県全体21.8%）で2ポイント低くなっており、順位の変動が見られる。

図16 働く人に関する人権上の問題点



11) 性的マイノリティに関する人権上の問題点

問17 性的マイノリティ（性同一性障害、同性愛、両性愛など）に関することで、人権上、特に関心があると思われるのはどれですか。（回答は3つまで）

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること | 7. 相談する体制が十分に整備されていないこと |
| 2. 就職・職場で不利な扱いを受けること | 8. 保護する法律や条例（同性婚やパートナー制度など）が十分に整備されていないこと |
| 3. 差別的な言動が行われること | 9. その他（具体的に：) |
| 4. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと | 10. 特にない |
| 5. 学校での教育が十分に行われていないこと | 11. わからない |
| 6. テレビなどマスメディアでおもしろおかしく取り扱われること | |

この調査項目は、今回新たに設定したものである。

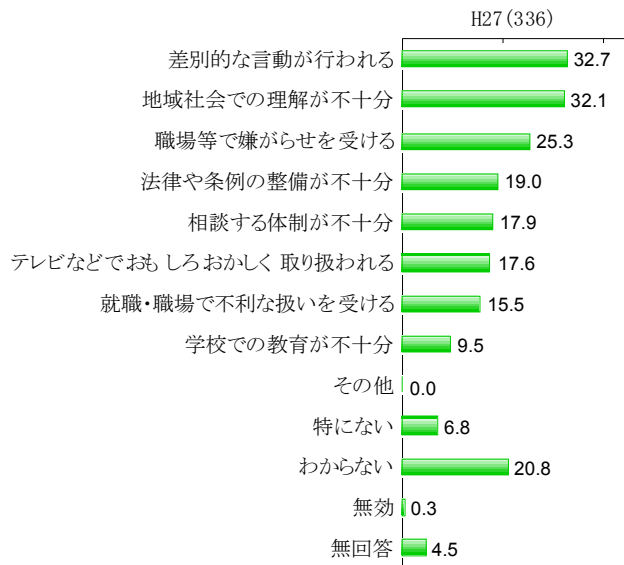
性的マイノリティに関する人権上の問題点では、「差別的な言動が行われる」が32.7%で最も高く、「地域社会での理解が不十分」が32.1%、「職場等で嫌がらせを受ける」が25.3%で続いている。「学校での教育が不十分」の9.5%を除くと他は10%台である。

「わからない」は20.8%と高く、「特にない」と合わせると27.7%となる。

県全体と比較すると、「差別的な言動が行われる」（県全体27.7%）は本市の方が5ポイント、「相談する体制が不十分」（県全体15.2%）、「法律や条例の整備が不十分」（県全体16.8%）と「学校での教育が不十分」（県全体8.0%）の3項目で2～3ポイント高く、「就職・職場で不利な扱いを受ける」（県全体17.0%）では2ポイント低くなっており、順位に変動が見られる。

県全体では、「わからない」は26.9%、「特にない」の7.9%を合わせると34.8%となり、本市の方が7ポイント低い。

図17 性的マイノリティに関する人権上の問題点



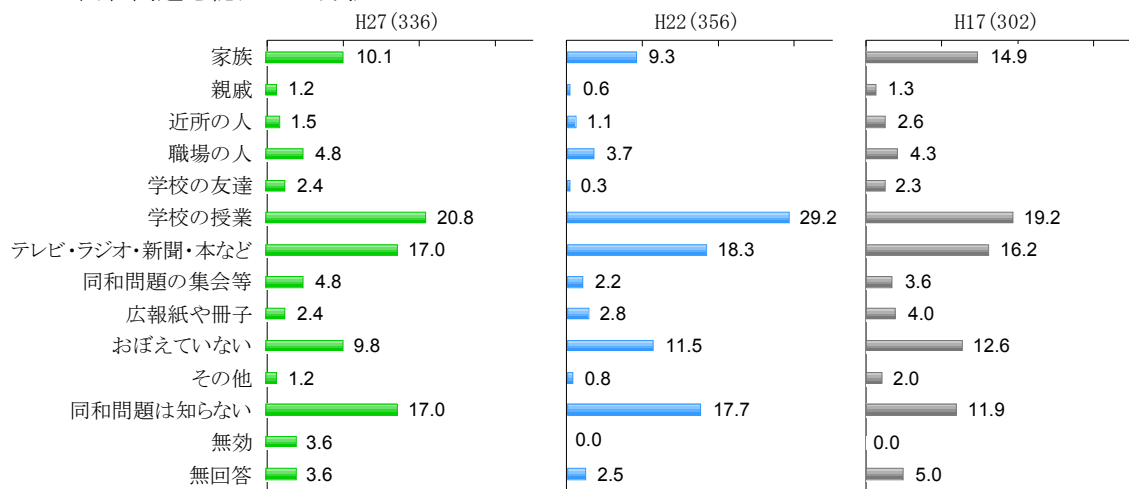
3 同和問題について

1) 同和問題を認知した方法

問18 あなたが、同和問題について知ったきっかけは、次のどれですか。(回答は1つ)

- | | |
|-------------------------|---------------------------------|
| 1. 家族（祖父母、父母、兄弟など）から聞いた | 8. 同和問題の集会や研修会で知った |
| 2. 親戚の人から聞いた | 9. 県や市町の広報紙や冊子などで知った |
| 3. 近所の人から聞いた | 10. 同和問題を知っているが、きっかけはおぼえていない |
| 4. 職場の人から聞いた | 11. その他（具体的に： ） |
| 5. 学校の友達から聞いた | 12. 同和問題は知らない【問25以降の質問にお答えください】 |
| 6. 学校の授業で教わった | |
| 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った | |

図18-1 同和問題を認知した方法

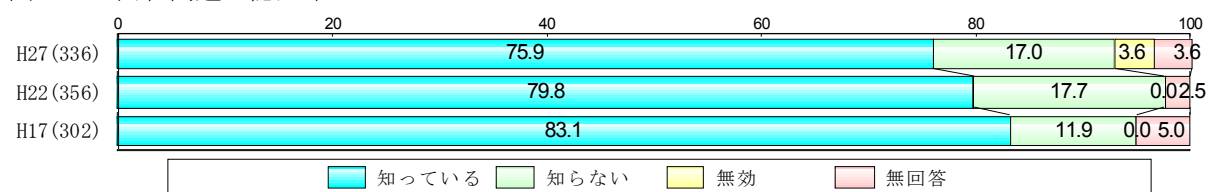


同和問題について認知した方法の中では、「学校の授業」が20.8%で最も高く、次に「テレビ等」の17.0%、「家族」の10.1%が続いている。他は、10%未満である。

前回と比較すると、「学校の授業」は前回より8ポイント低くなり、「同和問題の集会等」が3ポイント、「学校の友達」が2ポイント、「職場の人」「家族」「親戚」も1ポイント高くなっている。「無効」は、前回0.0%であったが、今回は3.6%であった。

県全体と比較すると、「同和問題は知らない」（県全体19.7%）は本市の方が3ポイント低い。他は、大きな差はない。

図18-2 同和問題の認知率



「1. 家族」から「11. その他」までの項目の中から1つを回答した人が、同和問題を「知っている」ことになる。

同和問題の認知率（同和問題を「知っている」人の割合）は75.9%で、前々回より7ポイント、前回より4ポイント低くなっている。「知らない」は前々回より5ポイント高いが、前回より1ポイント低い。「知っている」は、調査の回を追うごとに約4ポイントずつ低くなっている。

県全体では、「知っている」が72.7%、「知らない」が19.7%で、本市の方が「知っている」で3ポイント高く、逆に「知らない」で3ポイント低い。

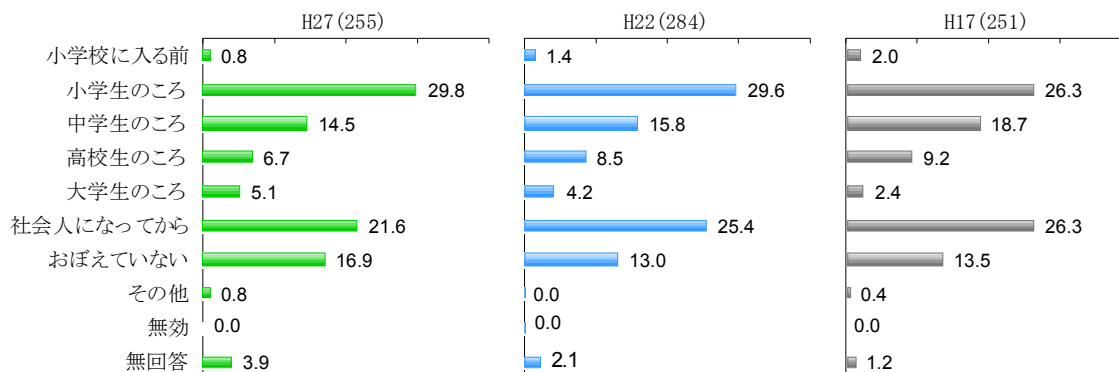
2) 同和問題を認知した時期

【次の問19から問24までは、上の問18で1から11までを選んだ人のみ、お答えください。】

問19 同和問題について、初めて知ったのはいつごろですか。(回答は1つ)

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 小学校に入る前 | 5. 大学生のころ |
| 2. 小学生のころ | 6. 社会人になってから |
| 3. 中学生のころ | 7. はっきりとおぼえていない |
| 4. 高校生のころ | 8. その他 |

図19 同和問題を認知した時期



同和問題を認知した時期については、「小学生のころ」が29.8%で最も高く、「社会人になってから」(21.6%)、「中学生のころ」(14.5%)、「高校生のころ」(6.7%)の順になっている。

前回と比較すると、大きな差は見られないが、「社会人になってから」は4ポイント低く、「高校生のころ」「中学生のころ」「小学校に入る前」は1～2ポイント低くなっている。「大学生になってから」は1ポイント、「おぼえていない」は4ポイント高くなっている。

3回の調査から、差は大きくないが、「小学生のころ」と「大学生のころ」は増加傾向にあり、他は減少傾向にあることが見られる。

県全体と比較すると、「社会人になってから」(県全体27.3%)で本市の方が6ポイント低く、「小学生のころ」(県全体26.1%)で4ポイント高くなっており、この2つの順位が入れ替わっている。

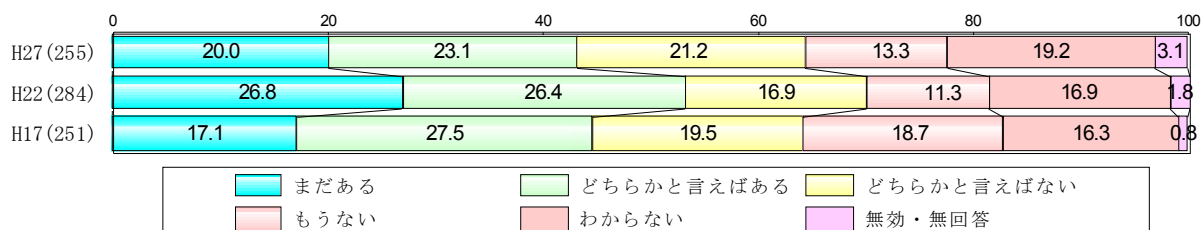
なお、「おぼえていない」は県全体では15.4%であった。

3) 差別意識の有無

問20-1 あなたは、被差別部落（同和地区）への差別意識はまだあると思いますか。（回答は1つ）

1. まだあると思う → 問20-2にお答えください
2. どちらかと言えば、あると思う → 問20-2にお答えください
3. どちらかと言えば、ないと思う
4. もうないと思う
5. わからない

図20-1 差別意識の有無



差別意識の有無については、「どちらかと言えばある」が23.1%で最も高く、「どちらかと言えばない」が21.2%、「まだある」が20.0%、「もうない」は13.3%であった。「まだある」と「どちらかと言えばある」の2つを合わせた「ある」は43.1%で、「もうない」と「どちらかと言えばない」を合わせた「ない」の34.5%より9ポイント高い。

前回と比較すると、「ある」は前回の53.2%より10ポイント低く、その分、「ない」が6ポイント、「わからない」と「無回答」を合わせた割合が4ポイント高くなっている。

県全体では、「ある」は42.5%（「まだある」18.8%、「どちらかと言えばある」23.7%）、「ない」は36.9%（「もうない」15.2%、「どちらかと言えばない」21.7%）となっており、本市と大きな差は見られない。

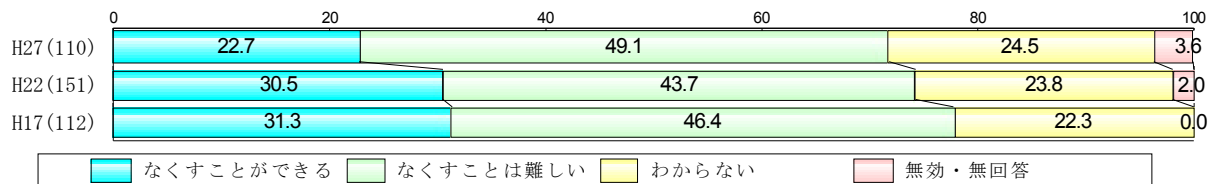
4) 解決への展望

【上の問20-1で、「1. まだあると思う」または「2. どちらかと言えば、あると思う」を選んだ人のみ、お答えください。】

問20-2 それは近い将来なくすことができますか。（回答は1つ）

1. なくすことができる
2. なくすことは難しい
3. わからない

図20-2 解決への展望



この問は、問20-1で、「1. まだあると思う」または「2. どちらかと言えば、あると思う」と回答した110名が対象である。

解決への展望では、「なくすことは難しい」が49.1%で、「なくすことができる」の22.7%より26ポイント高い。

前回、前々回と比較すると、「なくすことができる」は前回と前々回は余り差はないが、今回は前回より8ポイント低くなり、「なくすことは難しい」は前回より5ポイント、前々回より3ポイント高くなっている。

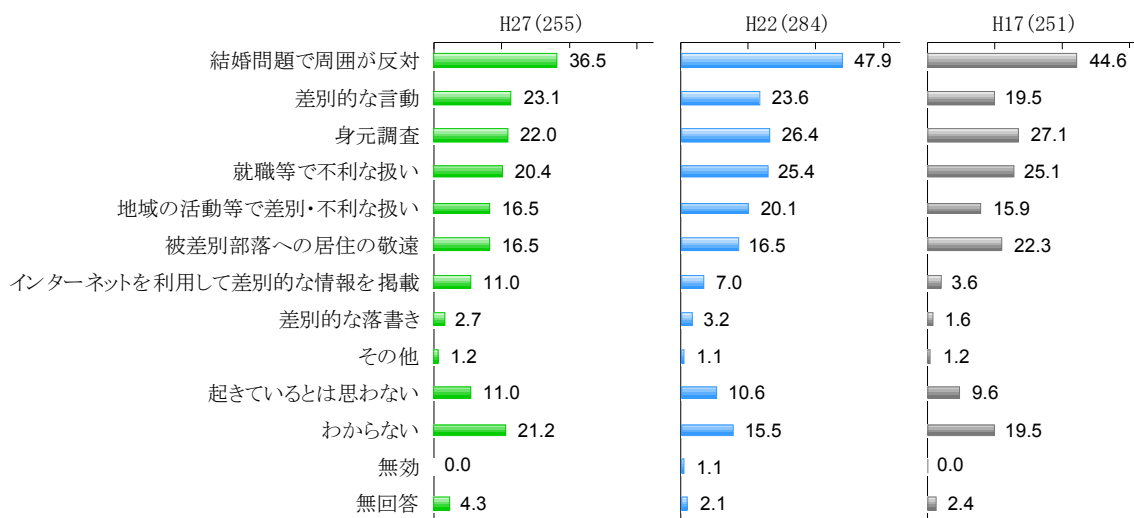
県全体と比較すると、「なくすことができる」（県全体28.5%）で本市の方が6ポイント低く、「なくすことは難しい」（県全体47.0%）で2ポイント高くなっている。

5) 同和問題に関する人権上の問題点

問21 あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(回答は3つまで)

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1. 結婚問題で周囲が反対すること | 7. 被差別部落（同和地区）への居住の敬遠 |
| 2. 就職・職場で不利な扱いをすること | 8. インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること |
| 3. 差別的な言動をすること | 9. その他（具体的に：) |
| 4. 差別的な落書きをすること | 10. 特に起きているとは思わない |
| 5. 身元調査をすること | 11. わからない |
| 6. 地域の活動やつきあいで差別・不利な扱い | |

図21 同和問題に関する人権上の問題点



同和問題に関する人権上の問題点としては、「結婚問題で周囲が反対」が36.5%で最も高く、次いで「差別的な言動」「身元調査」「就職等で不利な扱い」が20%台、「地域の活動等で差別・不利な扱い」「被差別部落への居住の敬遠」「インターネットを利用して差別的な情報を掲載」が10%台で続いている。その一方で、「起きているとは思わない」と答えた人が11.0%、また、「わからない」と答えた人も21.2%いた。

前回に比べて、「結婚問題で周囲が反対」は11ポイント、「就職等で不利な扱い」「身元調査」「地域の活動等で差別・不利な扱い」は4～5ポイント低くなり、「わからない」が6ポイント、「インターネットを利用して差別的な情報を掲載」が4ポイント高くなっている。そのため、「差別的な言動」「身元調査」「就職等で不利な扱い」の3項目の順位が前回と変動している。

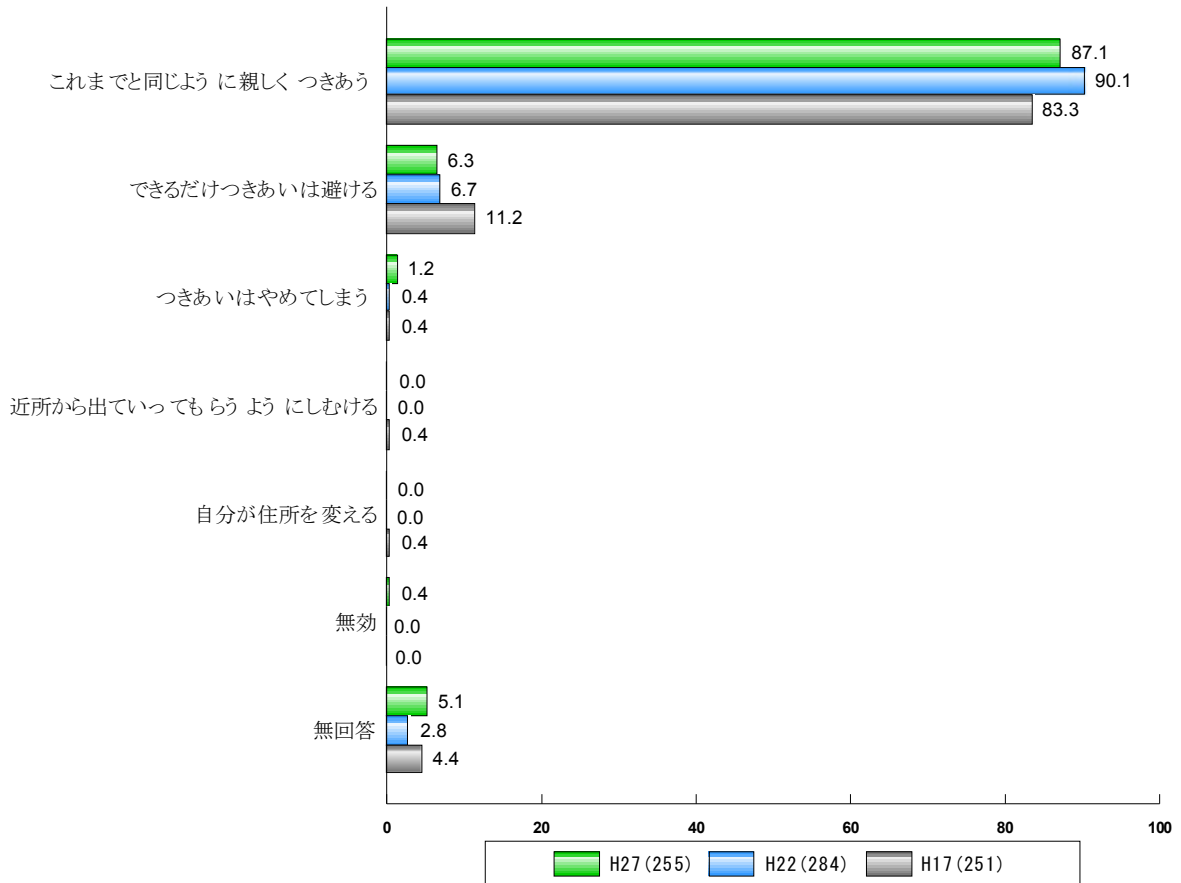
県全体と比較すると、「インターネットを利用して差別的な情報を掲載」（県全体8.3%）は3ポイント高く、「結婚問題で周囲が反対」（県全体39.8%）は3ポイント、「就職等で不利な扱い」（県全体21.9%）と「被差別部落への居住の敬遠」（県全体18.0%）は2ポイント低くなっており、順位に若干の変動が見られる。

6) 隣近所との交際

問22 仮に、日ごろから親しくつきあっている近所の人が、被差別部落（同和地区）の出身であることを知った場合、あなたはどうしますか。（回答は1つ、選んだ理由もご記入ください）

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 1. これまでと同じように親しくつきあう | 4. なんとかして、近所から出ていってもらいようにしむける |
| 2. 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいは避ける | 5. 自分が住所を変える |
| 3. つきあいはやめてしまう | 理由 [] |

図22 隣近所との交際



隣近所との交際については、「これまでと同じように親しくつきあう」が87.1%で最も高く、「できるだけつきあいは避ける」は6.3%、「つきあいはやめてしまう」は1.2%で、「近所から出ていってもらいようにしむける」と「自分が住所を変える」は共に0.0%であった。

3回の調査を比較すると、「これまでと同じように親しくつきあう」は、前々回より4ポイント高いが、前回より3ポイント低くなっている。「できるだけつきあいは避ける」は、前々回より5ポイント、前回より若干低くなっているが、「つきあいはやめてしまう」は、前々回、前回とも0.4%であったが1.2%と1ポイント高くなっている。また、無回答も高くなっている。

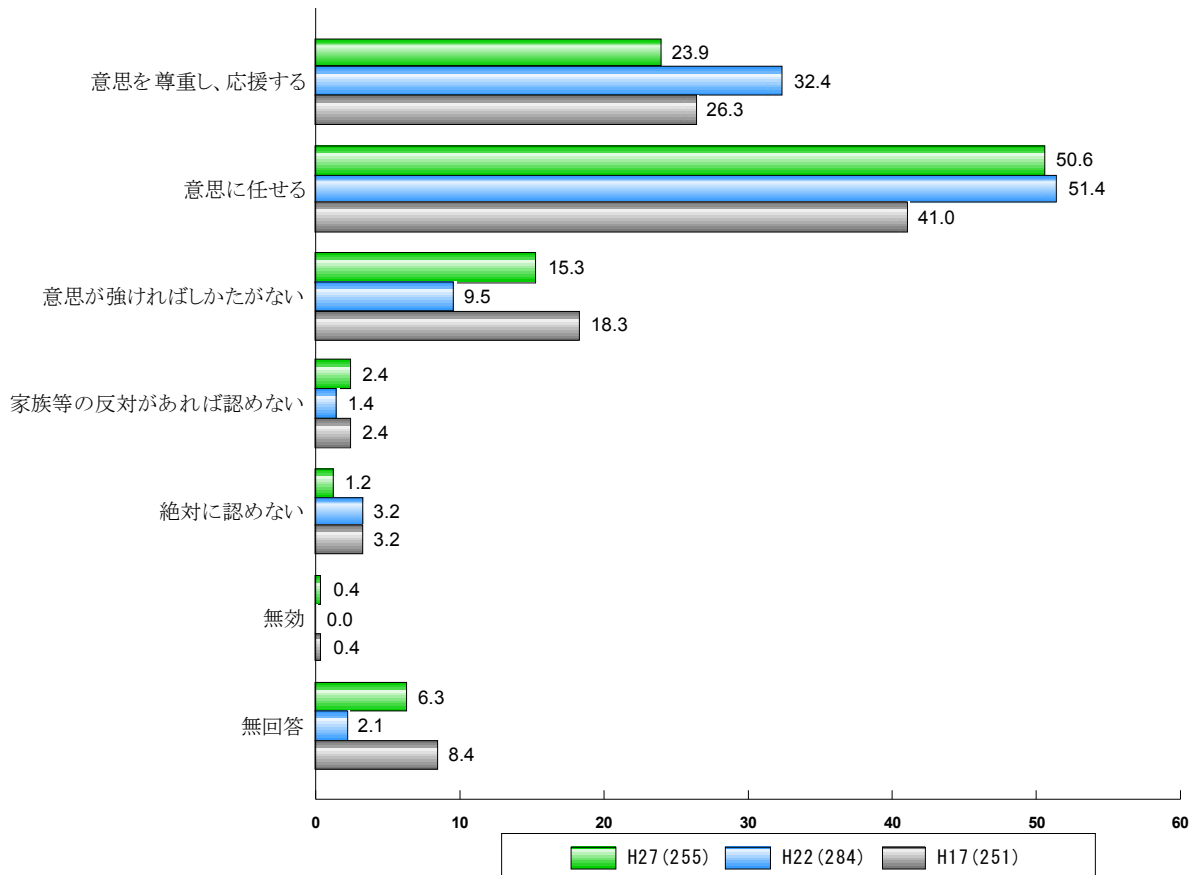
県全体では、「これまでと同じように親しくつきあう」が84.9%、「できるだけつきあいは避ける」が9.3%、「つきあいはやめてしまう」が0.4%、「近所から出ていってもらいようにしむける」が0.2%、「自分が住所を変える」が0.0%となっており、「これまでと同じように親しくつきあう」では本市の方が2ポイント高く、「できるだけつきあいは避ける」では3ポイント低くなっている。

7) 結婚に対する態度

問23 仮に、あなたにお子さんがいるとして、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、被差別部落（同和地区）の出身であると知った場合、あなたはどのようにしますか。（回答は1つ、選んだ理由もご記入ください）

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| 1. 子どもの意思を尊重し、親として応援をする | 4. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない |
| 2. 子どもの意思に任せる | 5. 結婚を絶対に認めない |
| 3. 親として反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない | 理由 [] |

図23 結婚に対する態度



結婚に対する態度については、「意思に任せる」が50.6%で最も高く、次いで「意思を尊重し、応援する」が23.9%となっている。「家族等の反対があれば認めない」と「絶対に認めない」を合わせた「認めない」は、3.5%となる。

前回、前々回と比較すると、「意思を尊重し、応援する」は前回より9ポイント、前々回より2ポイント低く、「意思に任せる」は、前回より1ポイント低いが、前々回より10ポイント高い。他の項目も、ばらつきがあり、一定の傾向は認められないが、「認めない」は前々回5.6%、前回4.6%と回を追う毎に低くなっている。

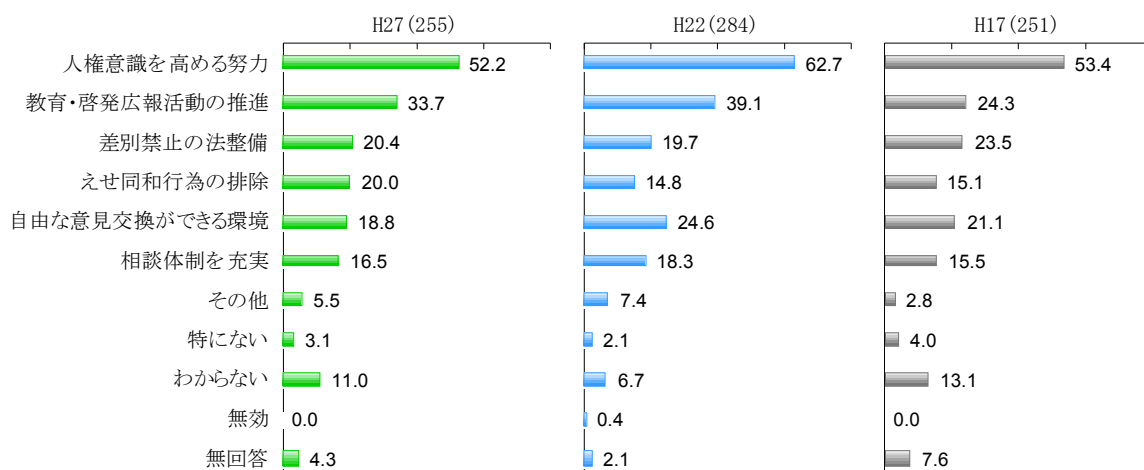
県全体と比較すると、「意思を尊重し、応援する」（県全体26.6%）は本市の方が3ポイント低いが、「意思に任せる」（県全体48.2%）は2ポイント高い。他の項目は、大きな差は見られない。「認めない」も県全体では3.5%で、本市と差はない。

8) 同和問題の解決に必要なこと

問24 あなたは、同和問題の解決にどのようなことが必要だと思いますか。(回答は3つまで)

- | | |
|---------------------------------|----------------------------|
| 1. 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする | 5. 差別を禁止し、なくすための法整備を行う |
| 2. 同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる | 6. 同和問題を口実とした「えせ同和行為」を排除する |
| 3. 同和問題にかかわる相談体制を充実する | 7. その他（具体的に：) |
| 4. 同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する | 8. 特にない |
| | 9. わからない |

図24 同和問題の解決に必要なこと



今回の調査では、前回、前々回の「同和問題を口実としたゆすり、たかりを排除する」を「同和問題を口実とした『えせ同和行為』を排除する」として行った。

同和問題の解決に必要なことについては、「人権意識を高める努力」が52.2%で最も高く、「教育・啓発広報活動の推進」が33.7%、「差別禁止の法整備」と「えせ同和行為の排除」が20%台で続いている。「わからない」も、11.0%と高い。

前回と比較すると、「えせ同和行為の排除」が5ポイント、「差別禁止の法整備」が1ポイント高くなっているが、他は前回より低く、「人権意識を高める努力」は11ポイント、「自由な意見交換ができる環境」は6ポイント、「教育・啓発広報活動の推進」は5ポイント低くなっており、順位が変動している。

県全体と比較すると、「人権意識を高める努力」（県全体57.0%）で5ポイント、「自由な意見交換ができる環境」（県全体22.2%）で3ポイント本市の方が低いが、他の項目は1～3ポイント高くなっており、順位に変動が見られる。

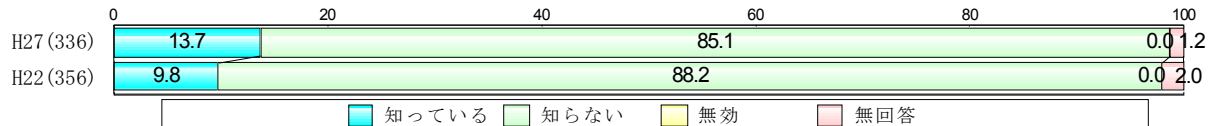
4 人権教育・啓発活動の取り組みについて

1) 「長崎県人権教育・啓発基本計画」の認知度

問25 長崎県では、平成24年2月に長崎県人権教育・啓発基本計画の改訂版を策定し、これに基づいて人権教育・啓発に取り組んでいます。あなたはこの「長崎県人権教育・啓発基本計画」を知っていますか。(回答は1つ)

1. 知っている 2. 知らない

図25 基本計画の認知度



「長崎県人権教育・啓発基本計画」の認知度については、「知っている」は13.7%で、「知らない」85.1%であった。

前回と比較すると、「知っている」は4ポイント高く、「知らない」は3ポイント低い。

県全体と比較すると、「知っている」(県全体11.8%)は本市の方が2ポイント高く、「知らない」(県全体85.9%)は1ポイント低い。

2) 人権尊重社会実現のために必要な施策

問26 人権が尊重される社会を実現するためには、今後、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。(回答はいくつでも)

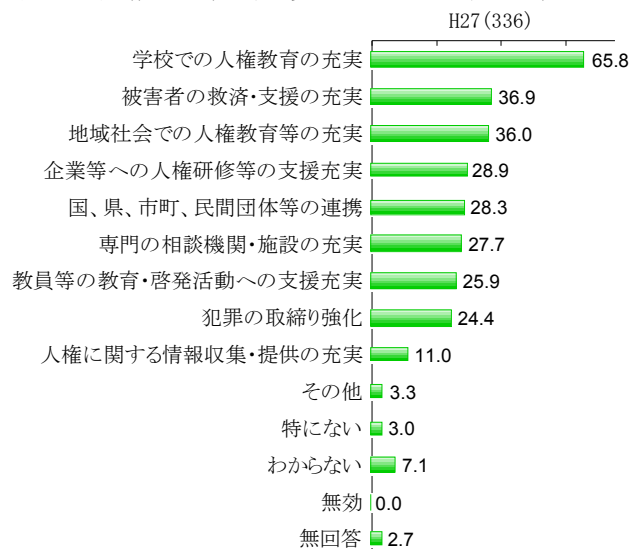
- 学校での人権教育を充実する
- 地域社会での人権教育や啓発活動を充実する
- 企業等への人権研修や社内研修体制整備への支援を充実する
- 教員や社会教育関係者が行う教育・啓発活動への支援を充実する
- 人権問題に対応する専門の相談機関・施設を充実する
- 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する
- 犯罪の取締りを強化する
- 図書、ビデオ、啓発資料等の人権に関する情報の収集及び提供を充実する
- 国、県、市町、民間団体等の関係機関が連携を図る
- その他(具体的に:)
- 特にない
- わからない

人権が尊重される社会を実現するための施策については、「学校での人権教育の充実」が65.8%と最も高く、「被害者の救済・支援の充実」「地域社会での人権教育等の充実」が30%台で続いている。他の項目は、「人権に関する情報収集・提供の充実」を除くと20%台である。

今回の調査では、前回とは回答項目を大幅に変更したため、過去の調査とは比較できない。

県全体と比較すると、「被害者の救済・支援の充実」(県全体34.3%)、「企業等への人権研修等の支援充実」(県全体26.9%)、「犯罪の取締り強化」(県全体22.9%)の3項目で本市の方が2~3ポイント高く、他の項目には大きな差はないが、順位の変動が見られる。

図26 人権尊重社会実現のために必要な施策

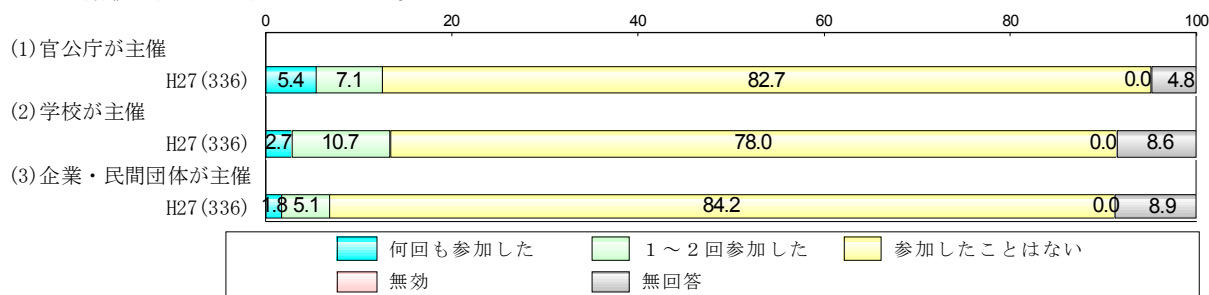


3) 啓発活動への接触度

問27 あなたは、人権についての講演会や研修会などに参加したことがありますか。次の(1)～(3)のそれぞれについてお答えください。(回答は1つずつ)

- (1)官公庁(国、県、市町、公的機関) (3)企業・民間団体(NPO・NGOなど)
 (2)学校(大学、短大、専門学校を含む)
1. 何回も参加した 2. 1～2回参加した 3. 参加したことはない

図27 講演会・研修会などの参加状況



「参加したことがある」とは、「何回も参加した」と「1～2回参加した」を合わせたものを示す。

()内は、県全体の数値である。

- (1) 官公庁主催の講演会・研修会に「参加したことがある」人は、12.5% (15.6%)
 (2) 学校主催の講演会・研修会に「参加したことがある」人は、13.4% (14.1%)
 (3) 企業・民間団体主催の講演会・研修会に「参加したことがある」人は、6.8% (8.1%)
 である。

今回の調査では、前回とは回答項目を大幅に変更したため、過去の調査とは比較できない。

県全体では、官公庁主催の講演会・研修会に「参加したことがある」人は15.6%、学校主催の講演会・研修会に「参加したことがある人」は14.1%、企業・民間団体主催の講演会・研修会に「参加したことがある」人は8.1%となっており、いずれについても本市の方が1～3ポイント低い。

4) 人権情報を提供する媒体への接触度

問28 あなたは、新聞や雑誌等の人権に関連した記事を読んだり見たりしたことがありますか。次の(1)～(7)のそれぞれについてお答えください。(回答は1つずつ)

- (1)県や市町の広報紙・パンフレット等 (5)テレビ・ラジオ
 (2)民間団体の冊子・パンフレット等 (6)映画・ビデオ
 (3)新聞・雑誌・週刊誌 (7)インターネット(ホームページ等)
 (4)書籍
1. 何回も読んだり見たりした 2. 1～2回読んだり見たりした 3. 読んだり、見たりしたことはない

「読んだ(見た)ことがある」とは「何回も読んだ(見た)」と「1～2回読んだ(見た)」を合わせたものを示す。()内は、県全体の数値である。

- (1) 県や市町の広報紙・パンフレット等を「読んだことがある」人は、46.7% (49.6%)
 (2) 民間団体の冊子・パンフレット等を「読んだことがある」人は、29.5% (28.7%)
 (3) 新聞・雑誌・週刊誌を「読んだことがある」人は、65.5% (63.1%)
 (4) 書籍を「読んだことがある」人は、27.1% (24.7%)
 (5) テレビ・ラジオを「見たことがある」人は、62.2% (59.3%)
 (6) 映画・ビデオを「見たことがある」人は、28.3% (25.8%)
 (7) インターネット(ホームページ等)を「見たことがある」人は、22.3% (18.3%)
 である。

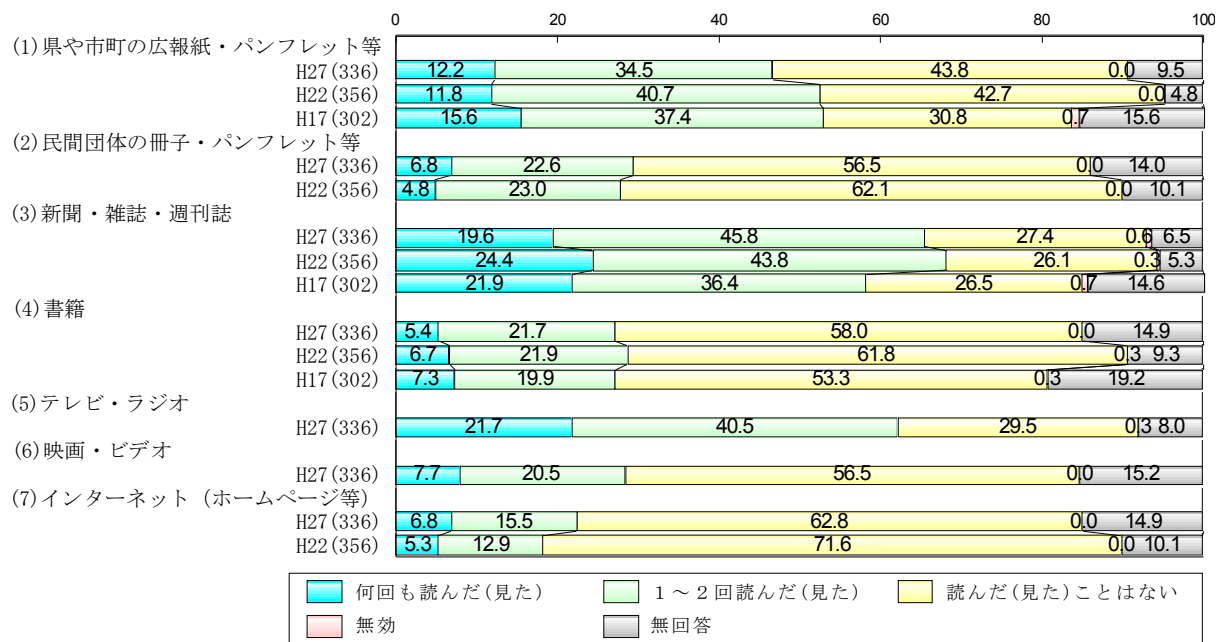
「テレビ・ラジオ」と「映画・ビデオ」は、前回まで「テレビ・ラジオ・映画・ビデオ」の1項目で調査していたものを2項目に分けて調査した。

新聞等、テレビ等を「読んだ(見た)ことがある」は60%を超えており、県や市町の広報紙等は50%に近く、他の項目は、20%台である。

「読んだ(見た)ことがある」を前回と比較すると、インターネットは前回より4ポイント、民間団体の冊子等は2ポイント高くなっているが、県や市町の広報紙等は6ポイント、新聞等は3ポイント、書籍は2ポイント低くなっている。

「読んだ(見た)ことがある」を県全体と比較すると、県や市町の広報紙等は本市の方が3ポイント低い、他の項目は1～4ポイント高くなっている。

図28 人権情報を提供する媒体への接触度



5) 効果的な社会教育・啓発広報活動

問29 あなたは、人権教育・啓発を推進するためには、県や市町によるどのような活動が効果的であると思いますか。(回答は3つまで)

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| 1. 講演会や研修会 | 8. 映画・ビデオを活用した啓発 |
| 2. 人権をテーマとしたイベント | 9. インターネット (ホームページ、メールマガジンなど) を活用した啓発 |
| 3. 人権に関する小説、作文、標語などの募集 | 10. 交通広告 (バスや電車等の車内広告など) |
| 4. 広報紙 | 11. その他 (具体的に:) |
| 5. 冊子、パンフレット、掲示物 (ポスターなど) | 12. 特にない |
| 6. 新聞、雑誌を活用した啓発 | 13. わからない |
| 7. テレビ・ラジオを活用した啓発 | |

前回での設問は、「あなたは、人権啓発を推進するためには、どのような社会教育・啓発広報活動が効果的であると思いますか。(回答は3つまで)」であった。また、前回までの「テレビ・ラジオ・映画・ビデオの活用」を「テレビ・ラジオの活用」と「映画・ビデオの活用」の2つに分け、新たに「新聞、雑誌の活用」と「交通広告」の2項目を追加している。

効果的な社会教育・啓発広報活動では、「テレビ・ラジオの活用」が46.4%で最も高く、「人権をテーマとしたイベント」「広報紙」「新聞、雑誌の活用」が共に25%、「講演会や研修会」が18.8%で続いている。「小説・標語などの募集」と「映画・ビデオの活用」は10%に満たない。

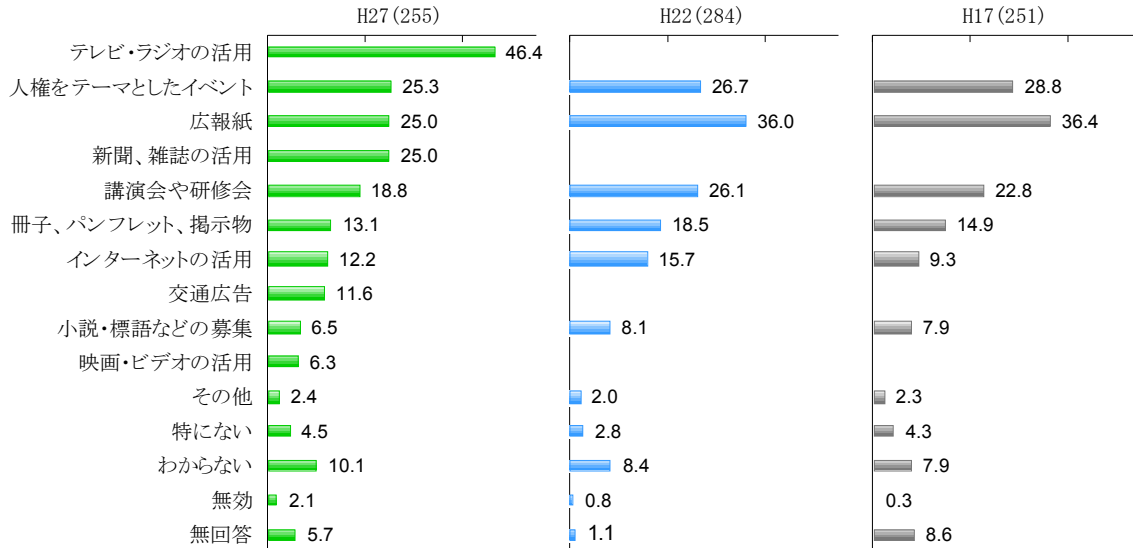
前回とは単純には比較できないが、比較できる全ての項目で前回より低く、特に、「広報紙」は11ポイント、「講演会や研修会」は7ポイント、「冊子、パンフレット、掲示物」は5ポイント低く

なっている。

なお、前回の「テレビ・ラジオ・映画・ビデオの活用」は56.2%であった。

県全体で20%以上となっている項目を見ると、「テレビ・ラジオの活用」(41.1%)、「広報紙」(26.6%)、「人権をテーマとしたイベント」(26.5%)、「講演会や研修会」(24.9%)、「新聞、雑誌の活用」(21.6%)の順になっている。「テレビ・ラジオの活用」「新聞、雑誌の活用」「インターネットの活用」では、本市の方が3～5ポイント高いが、「交通広告」(県全体10.8%)を除く他の項目は、1～6ポイント低くなっている。

図29 効果的な社会教育・啓発広報活動

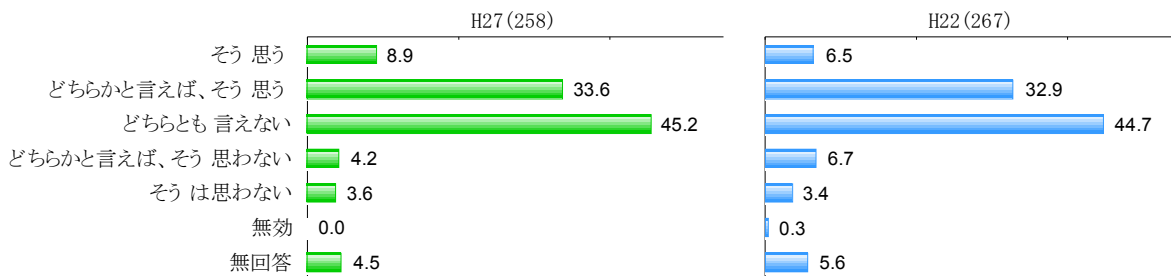


6) 長崎県の人権尊重度

問30 私たちが住んでいる長崎県は、人権が尊重されている県であると思いますか。(回答は1つ)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. そう思う | 4. どちらかと言えば、そう思わない |
| 2. どちらかと言えば、そう思う | 5. そうは思わない |
| 3. どちらとも言えない | |

図30 長崎県の人権尊重度



長崎県は、人権が尊重されている県であると思いますかについては、「そう思う」が8.9%、「どちらかと言えば、そう思う」が33.6%、これらを合わせた「思う」は42.6%となる。

「思う」を前回(39.3%)と比較すると、3ポイント高くなっている。

県全体と比較すると、「どちらとも言えない」(県全体41.3%)で4ポイント、「そう思う」(県全体8.4%)で1ポイント本市の方が高いが、「どちらかと言えば、そう思う」(県全体36.1%)は3ポイント低くなっており、「思う」(県全体44.5%)は2ポイント低い。

5 国や県、市町に対する意見や要望

問31 女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題などの人権問題解決や人権尊重の社会づくりについて、国や県、市町に対して、ご意見やご要望がありましたら、下記の欄に自由にお書きください。

回答者総数336名のうち回答した人は76名(22.6%)であり、前回の16.9%より6ポイント高くなっており、意識調査への関心の高さが数の上で現れている。

寄せられた意見等には、行政に対する意見・要望に限らず、人権問題に関わる様々な提言や意見も多くあった。ここでは、寄せられた76件の「意見・要望」の中から特徴的なものを選び、掲載している。

なお、掲載に際しては、原則として原文のままとし、回答者の性・年齢・職業を付した。ただし、明らかな誤字は訂正し、現在はあまり使用されていない漢字表現などは原文の内容を損ねない範囲で現代風に改めている。

◎ どこに相談していいのか分からないので、できるなら具体的な問題例等で市の広報やテレビ、自治会のパンフレットなどで最初の相談窓口を提示してほしいです。

(女性/50歳代/主婦(夫))

◎ 正直、同和問題やハンセン病はよく分かりません。

もっと積極的に取りくんでいる姿勢を示してほしい。最近インターネットでの人権を無視した書き込みもあります。

もっと人権問題に関して取り組んでいることを伝えていくべきだと思います。研修、広報などで伝えてほしいです。

人権侵害された後ではもう遅いです。侵害しないために事前に取りくむべきだと思います。

(女性/30歳代/民間の企業・団体等の勤め人)

◎ 人権問題と言われても、実際今までの人生の中で出くわしたこともないし、考えた事もないです。今まで特に考えるようなきっかけもなかった。女性だからといって差別されたこともない。自分が張本人にならないと考えることもないと思う。

ということは、知らず知らずのうちに他人の人権を侵している可能性もある。

若い人はあまり新聞も見ることないし、いろんな媒体で人権の事を知れたらいいと思う。

(女性/30歳代/民間の企業・団体等の勤め人)

◎ 現在、犯罪の多発。また余裕のない投げやりな人、心が垣間見える。格差社会になったからなのか、社会に対する不満が犯罪になっているケースもあるようだ。

最近、底抜けに明るい表情の人が少ないのは気のせいかな。政治家・高級官僚には庶民感情は分からない。

大切なのは人と人、地域、県民の力で、また行政機関と一体となって明るい社会を作り上げるこ

とが大事である。

私の基本的な考えは、親のしつけ、小学校低学年からの厳しい人格教育、人権教育でとにかく一般常識の分かる立派な日本人を作ることが重要と考える。

(男性/70歳以上/無職)

◎ 女性については職場においてセクハラがよく問題にされますが、同性間での若い人が年輩に物を言えない、逆に年輩が若い人に物を言えない等、今年流行ったエイジハラスメントが存在しています。これは性別に限らず、それがストレスの為の鬱も増えていると聞きます。少数派は多数派に物を言えない。職場においては、待遇・配置に関わりいじめにもつながる、つまりはけ口がないのが実態です。これは子供、高齢者、障害者、全てに共通していることではないですか。家族にも相談できないから自分の心に言い聞かせてしまい、限界になると自死につながっているのが実態ではないですか。相談機関の窓口を作っても、例えば精神科を受診しただけで、負い目を感じるなど常に多数派、心身ともに健常者の目線で物事を見る風潮がより強くなったことを日本の社会に感じます。思いを吐き出す場、思いを吐き出せる人、その環境が整うだけで弱者は救われると感じます。

「思いやりを持ちましょう」と啓蒙しても、ノウハウが分かっていない。若い人が年長者に畏敬の念を持つ事、子供を産み育てる能力があり、常に支えてきた母と同性である女性という性に尊敬と感謝の念を持って接すること、五感が一部足りないけど人間として他者の為に精一杯生きている障害者の人達、時の権力者の住み分けで住まいを追われた部落差別の犠牲者の人達。同じ人間で世界一誇れる憲法があるのに、なぜそんな理不尽がまかり通っているのでしょうか。人間は他者を支える為に生まれてきた、この意識こそが人権問題を解決する原点だと私は考えたい。私の父は、生涯同和問題に取り組んで生き抜きました。弱者の

声を遍く発信できる環境を整えていくこと、それが行政の課題と私は確信します。

(男性/50歳代/民間の企業・団体等の勤め人)

◎★女性が働きながら子育てでできる環境を、もっと充実させてほしい。新しい「子ども・子育て支援新制度」では、現在2人保育園に預けているが、改定前のまま、又は改善してほしいと思う。保育料は高いのに入る条件は厳しく、長時間働けない人にとっては、仕事も子育てもきつくなる。色々な家庭の事情を配慮して、もっと働きやすく、子育ても楽しく出来るように、制度を見直してほしい。もっと”現場の声”を積極的に取り入れてほしい。

★施設や公共機関など、だいたひバリアフリー化などが進んでいますが、当事者の声にもっと耳を傾け、さらによりよい町づくりをしてほしい。

★犯罪や事故等多く、大人も子どもも安心して過ごせない。プライバシーを侵害するようなことはしてほしくないが、次の事件を起こさないための情報公開は的確に行ってほしい。

★町のあちらこちらにある監視カメラ。市民が知らない所にもあって、それが事件の手がかりになったりすることもあるだろうけど、よく場所を考えて設置してほしい。

★病に苦しむ人々が、病名で差別されたりする事がないよう、みんなが様々な病気の人の接し方を考え、正しい知識を持てるよう取りくんでほしい。

(女性/30歳代/医療・保健・福祉関係者)

◎ 人が人である限り、人権侵害などの問題は無くなる事はないと思います。しかし、より多くの方が興味を持ち、知ることによって、少しでも嫌な気持ちになる人間が減っていけばいいと感じます。そのためには、国や県だけでなく不当な扱いを受ける個人も声を上げ、こういう事が今起きているのだと、様々な媒体を使って広めてほしいです。個人が声を上げやすい社会づくりもしていく必要があると思います。ただ、田舎、地方など場所によっては、まだ女性が色々なところで損な役回りを押し付けられている印象、イメージがありますが、世の中の流れとして、一部では男性の方が住みづらい世の中になった気がします。

(男性/20歳代/その他)

◎ 人間性をもっと養うべきだと思います。

学校だけではなく家庭や地域の方々が、常に人に対して思いやりある言動があれば、自然と人間性は養われていくと思います。そのためには職場、学校、地域の集まりで人権について研修があるとよいのではないのでしょうか。

「知らなかった、分からなかった」と言い訳する方が多いです。その方々がお子さんをお持ちだと更に恐ろしいと感じます。あまりに自分勝手な

考えでいい加減な発言をする、配慮に欠ける方ほど、ご自分が言われたときにとってもお怒りになります。

子供以上に大人が相手の気持ちを配慮した言動を身に付けるべきです。人間性を養う、自分がしていることを自覚する機会が増えることを願っています。

(女性/20歳代/民間の企業・団体等の勤め人)

◎ 今回の同和問題についてアンケートが送られてきたのを知って、現在も同和問題が続いているのを知って驚きました。

(男性/70歳以上/無職)

◎ 相談窓口などの周知を、テレビ・ラジオ・広報紙などで広く行い、すべての者が気軽に利用できる体制を作っていくべき。

子ども、お年寄りにわかりやすい内容と方法で行うべき。

また、警察のように24時間、休日にも対応すべきである。なぜなら、県民の生活スタイルは昔とは変化しており、年中24時間稼働しているものであるから。午前9時から午後5時まで、土日、祝日、年末年始のんびり休暇を取っては、流動・多種多様化している県民の生活スタイルに添うことは出来ないだろうと思う。

相談する窓口を拡張し、広く人権に関する情報を収集した上で、対策・施策を講ずべきと考える。(障害のある人について)

自宅訪問など障害者が抱えている問題を聴取いただきたい。

(女性/40歳代/その他)

◎ 視覚障害者用の点字ブロックが歩道上に整備されているが、この上をまたいで不法駐車をよく見かける。積極的に社会参加を試みようかとしても歩行困難である。車道での駐車違反取り締まりは積極的になされているようであるが、歩道上それも点字ブロック上に白昼堂々と長時間我が物顔で不法駐車があっても、野放し状態ではないかと思う。

このあたりは福祉サイド、道路管理者サイド、警察サイドと十分連携され障害者福祉の向上に(人権の侵害の排除)に向けてのご努力を願いたい。

(男性/70歳以上/無職)

◎ 犯罪被害者(男女関係)が相談に行ってもきちんと対処されず、大きな犯罪になってしまうなどの事件が起きているので、もっと相談者に対して適切な対応をし、少しでも問題解決に向け行動してほしいと思う。

(女性/20歳代/学生)

◎ 長崎市の10歳の女兒が、県の児童相談所を提訴しました。当時はいろいろ対応したのかもしま

せんが、最後まで見届けず放置したことは残念です。佐世保の児相も対応が不十分で、大きな事件が起きてしまいました。児相は人手不足なのでしょうか？子どもが頼ってきては馴れ合いで済ませられそうで、どんなに児相が頑張っても悪いところばかりニュースになり、日頃、一生懸命に働いてくれている人が不憫です。児相の横のつながり、上とのつながりなど、きちんとしてほしい。

(女性/30歳代/主婦(夫))

- ◎ 定年退職の年齢引き上げで、私たち若者の働く機会が失われている。私は20歳になったばかりだが、今後について不安しかない。長崎には働く場所がないので、県外に出ようと思っている。高齢化が進んでいるからといって、立山に斜面エレベーターを作ったりしているが、それを防ぐための若者への配慮は何も感じられない。人権侵害について思うことは、「ゆとり世代」ということばで私はこれまで人権侵害を受けてきた。私たちは、希望して学習をしていたのではない。逆に、学習の機会を奪われていたのだ。それなのに「ゆとり世代」と呼ばれ知識が少ない、勉強ができないと言われても迷惑な話である。若者は悪者であるかのように扱われる、この現代の風潮こそが人権侵害である。このアンケートにも今後「若者等に関すること」の欄をつくるべきである。行政が我々若者の声を聞いてくれる長崎県になることを強く希望する。

(女性/20歳代/学生)

- ◎ 子どもを親、教師、地域で育てるという意識が必要。格差社会ですが、努力が認められる社会に。老人になるのが不安いっぱい社会になりませんように、地域に安心していられるような協力社会に。障害を持っていても安心して相談に行ける場所があればいい。

(男性/60歳代/無職)

- ◎ 何事もこれらのことについて正しい情報を知識として取り入れ、正しく理解することが大事

(男性/30歳代/民間の企業・団体等の勤め人)

- ◎ 働きやすい環境にするために、まずはしっかり国をはじめ県、市町において法律や条例を整備してほしいです。それから、相談できる施設を増やし、皆が利用しやすい環境作りが必要だと思います。

(女性/70歳以上/無職)

- ◎ 人権問題がなくなっているという建前のため、関係するデータや資料が隠蔽されたり、破棄されそうになる事を見かけた事がある。結局は、それでは解決しないのだから、事実を直視して、その上で解消に向かっていって欲しい。そのためには、情報公開のルールをしっかりとっていく必要がある

と思う。

(女性/40歳代/主婦(夫))

- ◎ 長崎もいろいろ市民にアピールして、女性や子ども、高齢者、障がいのある人などが住みやすい、人にやさしい長崎として全国でも有名になっていけたらいいと思う。そのためにはイベントを企画し、チラシだけでなく新聞やテレビ、ラジオでCMを流せばイベント参加者も増えるのではないかと。参加した人は、人権問題の知識も増えていくと思う。

(男性/60歳代/無職)

- ◎ 人として生まれた以上、どんな理由であっても人と違うからと人から差別を受けたり、被害があるというのは、あってはならないことだと思う。それは例え、髪の毛の色、肌の色が違っても同じである。私はただ知らないだけなのかも。問題を抱えている人、悩んでいる人がいることを人として生まれた以上、誰にも幸せになる義務があると思う。しかし、逆に自分が人を気付けない、加害者にならないためにも小さい時から、しっかり教育を受けないといけないと思う。大人になっても必要だと思う。

(男性/50歳代/その他)

- ◎ 高齢者、障害者の入所施設などでの虐待のニュースを見ると、心が痛む。少し優しい気持ちを持てる余裕があるといい。貧困の子どもが能力があれば高校、大学学費が無料になると、貧困の子どもたちも将来の希望につながるのではないかと。恵まれた日本だから、未来の子どもたちが希望を持てるようにしてほしい。

(男性/70歳以上/自営業者)

- ◎ すべての根幹は、教育にあると思う。様々な環境で生きてきた親の元では、人権についての意識もばらつきがあり、必ずしも子供が良い影響をうけて育つとはいえないが、せめて学校では良識を得られる教育をうけて欲しい。その僅かな可能性だけでも将来に望みがもてるかもしれないから、何にもあまり期待は持てない世の中だが、教育にだけは力を注いで欲しい。

(女性/40歳代/学校の教職員等)

- ◎ 調査票を見て、昔と違って安心して住めない時代になっているので心細く思う。本当に、人権に対し全ての国民がどう思っているのか。人の命を軽々と思う若い人、そう考えない中年、老人にも命を大切にしない人たちが多いのに行く末が思いやられる。昨年亡くした主人のことを今更ながらありがたく、幸せに暮らせ、良き思い出をもらった。寿命ある限り心豊かに人生を全うしたいと思う。

(女性/30歳代/主婦(夫))

◎ 私は人に傷つくことを言われたり、信じていた人に裏切られるなどして、職場では広く浅く人付き合いをしている。仲良くなりすぎて裏切られることが、一番不安だから。そのせいか仕事が休みの日に一緒に出かける人もおらず、一人暮らしのため少し寂しい。若者だけではなく、高齢者の孤独も最近よくニュースなどで知ると、人生って何だろうって思う。長崎は、イベントは多いと思う。何か毎週ではなくても、毎月定期的に行われるおしゃべり会のような機会があれば、皆が楽しく生活できるのではないか。人は、一つでも多く居場所があればうれしいと思う。ここに来ればあの人に会える、ここに来れば皆と言いたいことを存分に話すことができる、そういう場があれば、私は参加したい。ぜひ、ご検討をお願いしたい。

(男性/30歳代/その他)

◎ 弱い立場（介護を受けている人、子供、障害のある人）が、すぐに助けを求められる機関がもう少しあるといいのでは？助けにくい感じがする。犯罪被害者も特に女性は、長崎だからまでは言わないが田舎というのがあり、心配ではある。外国人も同和問題も接点を作り、同じ作業や活動と一緒に作るような事をしてみては？子育て中は、子供の事で職場で休みを取りづらく、正社員ではないととても働きづらい。人権問題が少しでもなくなれば、社会のなかの問題も自然となくなる気がする。田舎はいい所はたくさんあるが、人権問題は多いと思う。差別意識も、年齢が上がると大きいような気がする。

(女性/60歳代/主婦(夫))

資料1 平成27年度「人権に関する意識調査」調査結果

◎ 人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、だれからも侵されることのない基本的権利です。まず、人権全般についてお聞きします。

問1 あなたは「人権」に関心がありますか。あなたのお考えに一番近いものを選んでください。(回答は1つ)

	人数	関心がある	少し関心がある	あまり関心がない	関心がな	無効	無回答
長崎市	336	37.5	43.2	14.9	3.9	0.0	0.6
県全体	1259	38.4	43.1	13.5	3.8	0.1	1.2

問2 日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるものはどれですか。(回答はいくつでも)

	人数	女性	子ども	高齢者	障害のある人	同和問題	アイヌの人々	外国人	HIV感染者等	ハンセン病患者等	犯罪被害者等	刑を終えて出所した人
長崎市	336	48.2	62.5	58.0	63.1	13.4	3.9	10.7	14.9	13.4	30.7	16.7
県全体	1259	46.1	56.5	53.9	58.6	13.6	5.8	11.0	11.9	12.2	28.1	15.3

	人数	働く人	プライバシー保護	インターネット	ホームレス	性的マイノリティ	北朝鮮拉致問題	人身取引	その他	特にな	無効	無回答
長崎市	336	38.4	42.3	41.1	9.8	9.2	36.3	19.0	2.7	3.0	0.0	0.3
県全体	1259	35.6	37.2	38.1	9.4	11.0	35.3	16.9	1.7	3.5	0.0	1.4

問3 新聞やテレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されることがあります。あなたは、人権侵害は、この5～6年の間にどのようになってきたと思いますか。(回答は1つ)

	人数	少なくなってきた	あまり変わらない	多くなってきた	わからない	無効	無回答
長崎市	336	6.5	37.8	41.1	14.6	0.0	0.0
県全体	1259	7.8	36.3	38.8	16.4	0.2	0.6

問4-1 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。(回答は1つ)

	人数	ある	ない	わからない	無効	無回答
長崎市	336	22.9	58.3	18.5	0.0	0.3
県全体	1259	25.4	53.9	19.5	0.1	1.1

問4-2 【問4-1で「1. ある」を選んだ人のみ、次の(1)と(2)にお答えください。】

(1) それは、どのようなものでしたか。差しつかえなければ、次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(回答はいくつでも)

	人数	あらゆる噂や他人からの悪口等	名誉・信用のき損等	公的機関や企業等による不当な扱い	職場での嫌がらせ等	地域での暴力等	家庭での暴力や虐待	差別待遇	プライバシーの侵害	セクハラやストーカー行為	その他	なんとなく
長崎市	77	55.8	22.1	16.9	44.2	10.4	5.2	11.7	20.8	9.1	6.5	0.0
県全体	320	58.4	28.4	11.6	40.0	8.4	5.3	9.4	18.4	7.8	6.3	1.6

	人数	答えたくない	無効	無回答
長崎市	77	1.3	0.0	3.9
県全体	320	1.9	0.0	0.9

(2) そのとき、あなたはどのようにされましたか。(回答はいくつでも)

	人数	両親、兄弟、子どもや親戚に相談	友人、同僚や上司に相談	自治会や民生委員に相談	法務局や人権擁護委員に相談	県や市町の担当者に相談	弁護士・法テラスに相談	警察に相談	民間団体に相談	新聞などマスコミに相談	自分で処理	だまって我慢
長崎市	77	32.5	45.5	2.6	1.3	3.9	3.9	1.3	0.0	1.3	24.7	51.9
県全体	320	31.9	36.3	1.9	2.2	5.0	4.1	2.5	1.3	0.9	26.6	51.9

	人数	その他	覚えていない	無効	無回答
長崎市	77	9.1	1.3	0.0	0.0
県全体	320	4.1	1.3	0.0	1.3

問4-3 【問4-1で「2. ない」または「3. わからない」を選んだ人のみ、お答えください。】
 もしも、ご自分の人権が侵害され、自分だけでは解決できないと判断した場合、あなたはどのように対処しますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(回答はいくつでも)

	人数	両親、兄弟、子どもや親戚に相談	友人、同僚や上司に相談	自治会や民生委員に相談	法務局や人権擁護委員に相談	県や市町の担当者に相談	弁護士・法テラスに相談	警察に相談	民間団体に相談	新聞などマスコミに相談	自分で処理	だまって我慢
長崎市	258	53.5	39.5	10.1	14.7	29.5	29.5	26.0	9.7	1.6	20.2	8.9
県全体	924	56.8	39.4	9.8	15.0	29.3	23.7	24.8	8.7	1.3	18.1	8.5

	人数	その他	わからない	無効	無回答
長崎市	258	0.4	3.9	0.0	3.5
県全体	924	0.8	5.3	0.0	3.4

【ここは全員がお答えください。】

問5-1 あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。(回答は1つ)

	人数	ないと思う	あるかも知れない	あると思う	わからない	無効	無回答
長崎市	336	60.7	20.2	6.3	12.2	0.0	0.6
県全体	1259	59.3	19.9	5.5	13.6	0.1	1.7

問5-2 【問5-1で「2. あるかも知れない」または「3. あると思う」を選んだ人のみ、お答えください。】それは、どのようなものだったと思いますか。差しつかえなければ、次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(回答はいくつでも)

	人数	あらゆる侮辱、悪口等	名誉・信用のき損等	公的機関・企業等から外部への不当な扱い	職場での嫌がらせ等	地域での暴力、脅迫等	差別待遇	家庭での暴力や虐待	プライバシーの侵害	セクハラやストーカー行為	その他	なんとなく
長崎市	89	62.9	7.9	1.1	10.1	2.2	7.9	3.4	7.9	4.5	7.9	24.7
県全体	319	67.1	8.5	1.9	8.8	2.8	4.1	3.4	7.5	1.9	5.3	21.9

	人数	答えたくない	無効	無回答
長崎市	89	2.2	0.0	0.0
県全体	319	0.6	0.0	0.6

【ここからは全員がお答えください。】

問6 あなたは、次にあげる女性や子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する法律について、どの程度ご存じですか。次の(1)から(16)のそれぞれについてお答えください。(回答は1つずつ)

(1) 「男女雇用機会均等法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	53.6	37.2	6.0	0.0	3.3
県全体	1259	51.8	34.5	10.0	0.2	3.6

(2) 「男女共同参画社会基本法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	17.0	50.0	29.2	0.0	3.9
県全体	1259	18.1	45.1	31.7	0.0	5.1

(3) 「DV防止法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	50.0	40.5	5.7	0.0	3.9
県全体	1259	47.7	39.1	8.3	0.0	4.9

(4) 「ストーカー規制法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	51.8	41.4	3.6	0.0	3.3
県全体	1259	50.0	39.7	5.8	0.1	4.4

(5) 「児童虐待防止法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	48.5	43.8	3.6	0.6	3.6
県全体	1259	48.8	41.5	5.3	0.2	4.1

(6) 「いじめ防止対策推進法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	25.9	53.9	16.4	0.0	3.9
県全体	1259	27.4	49.0	18.3	0.1	5.2

(7) 「子どもの貧困対策推進法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	10.4	52.4	33.6	0.0	3.6
県全体	1259	10.7	46.2	37.3	0.1	5.6

(8) 「高齢者虐待防止法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	22.3	47.0	28.0	0.0	2.7
県全体	1259	24.5	44.6	26.4	0.2	4.3

(9) 「障害者基本法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	14.6	51.2	29.8	0.0	4.5
県全体	1259	16.7	45.8	31.9	0.1	5.5

(10) 「障害者差別解消法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	10.4	38.1	47.9	0.0	3.6
県全体	1259	10.9	34.9	48.1	0.1	6.0

(11) 「障害者虐待防止法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	14.3	41.4	40.8	0.0	3.6
県全体	1259	14.7	41.1	38.4	0.1	5.6

(12) 「ハンセン病問題基本法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	9.2	52.1	35.1	0.0	3.6
県全体	1259	8.7	49.6	36.5	0.2	5.1

(13) 「犯罪被害者等基本法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	8.3	48.5	38.1	0.0	5.1
県全体	1259	8.2	45.6	40.3	0.2	5.7

(14) 「性同一性障害特例法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	8.3	50.0	36.9	0.0	4.8
県全体	1259	9.8	49.3	35.3	0.1	5.5

(15) 「個人情報保護法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	47.0	44.0	5.4	0.0	3.6
県全体	1259	46.3	40.7	7.9	0.2	5.0

(16) 「人権教育・啓発推進法」

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	336	9.8	43.2	43.2	0.0	3.9
県全体	1259	9.8	41.9	42.3	0.1	6.0

◎ 長崎県では、女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題など重要課題に積極的に取り組んでいます。そこで、それぞれの課題に関することがらについてお聞きします。

問7 女性に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

	人数	固定的な役割分担意識の押し付け	家庭における夫の暴力	夫の精神的な嫌がらせ	職場における差別待遇	職場におけるセクハラ	政策決定に十分参画できていない	ヌード写真などを雑誌に掲載	水着姿等を広告等に使用	その他	特にない	わからない
長崎市	336	31.5	51.2	44.3	34.8	39.0	16.1	9.2	4.8	2.1	4.2	3.9
県全体	1259	32.4	54.8	44.0	34.5	39.6	16.0	7.9	5.4	1.3	4.1	4.6

	人数	無効	無回答
長崎市	336	3.0	3.3
県全体	1259	2.0	2.3

問8 子どもに関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

	人数	成績だけで全人格を判断	子どもに対する暴力や虐待	子ども同士のいじめ	いじめを見て見ぬふり	子どもの意見が尊重されない	大人の一方的な考えの押し付け	暴力や性描写など有害な情報が氾濫	インターネット等での書き込み	貧困による格差	その他	特にない
長崎市	336	33.6	56.0	39.0	31.8	5.4	15.5	17.3	28.6	30.1	0.3	1.5
県全体	1259	36.7	57.4	36.0	33.4	6.8	16.5	16.4	29.8	24.9	0.4	1.5

	人数	わからない	無効	無回答
長崎市	336	2.4	3.6	1.2
県全体	1259	3.0	3.2	1.6

問9 高齢者に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

	人数	雇用・就業機会が少ない	じゃま者扱い等	身体的、心理的な虐待	保健、医療等のサービスが不十分	家庭内での看護や介護が不十分	病院等での看護や介護が不十分	道路の段差等外出先で不便が多い	悪徳商法等の被害が多い	その他	特にない	わからない
長崎市	336	32.1	29.5	41.4	27.4	17.9	22.6	13.4	45.5	0.9	4.8	1.8
県全体	1259	30.1	31.6	41.5	28.1	19.5	20.8	14.0	46.1	0.9	3.8	3.4

	人数	無効	無回答
長崎市	336	1.5	2.7
県全体	1259	1.5	1.5

問10 障害のある人に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

	人数	世間の人びとの理解不足	働く場や機会が少ない	就職や仕事の内容等で不利な扱い	給与などの所得保障が不十分	学校の受け入れ体制が不十分	交通機関等の利用が不便	暮らしに適した住宅が少ない	スポーツ活動等への参加が気楽にできない	地域社会の行事などから排除	施設等でのいじめや虐待	地域での福祉サービスが不十分
長崎市	336	54.2	43.8	25.3	11.3	13.1	11.6	13.4	2.1	5.1	27.7	13.1
県全体	1259	54.8	43.0	25.9	12.0	13.2	12.2	13.2	3.3	5.5	25.8	12.2

	人数	その他	特にない	わからない	無効	無回答
長崎市	336	1.5	3.0	5.4	2.1	3.3
県全体	1259	1.0	3.0	7.4	1.6	2.2

問11 日本に居住している外国人に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

	人数	地域社会での理解が不十分	就職や仕事の内容等で不利な扱い	行政への参画機会が少ない	日常生活に必要な情報が得にくい	結婚問題で周囲から反対を受ける	住宅を容易に借りられない	店舗やホテルなどで入店・宿泊を拒否	その他	特にない	わからない	無効
長崎市	336	26.2	28.0	11.0	41.4	6.3	11.3	5.4	0.9	11.3	23.8	1.2
県全体	1259	25.8	26.1	12.1	40.4	8.7	10.2	6.8	0.5	12.4	27.2	0.5

	人数	無回答
長崎市	336	3.9
県全体	1259	2.8

問12 HIV（エイズウイルス）感染者等に関することで、人権上、特に問題があると思われるものはどれですか。（回答は3つまで）

	人数	地域社会での理解が不十分	結婚問題で周囲から反対を受ける	就職等で不利な扱いを受ける	治療や入院を断られる	無断でエイズ検査をされる	差別的な言動が行われる	その他	特にない	わからない	無効	無回答
長崎市	336	55.4	13.1	27.1	17.9	6.5	36.9	0.6	6.8	18.5	1.2	3.9
県全体	1259	55.8	15.6	25.0	16.4	6.1	35.7	0.3	6.0	24.0	0.6	2.5

問15 ハンセン病患者・元患者等に関することで、人権上特、に問題があると思われるものはどれですか。（回答は3つまで）

	人数	地域社会での理解が不十分	自立した生活を営むのが困難	差別的な言動が行われる	アパート等への入居を拒否	ホテル等で宿泊を拒否	その他	特にない	わからない	無効	無回答
長崎市	336	57.4	33.0	41.7	13.4	8.9	0.0	5.7	23.5	0.3	3.0
県全体	1259	52.9	32.2	36.1	11.3	9.7	0.0	6.2	29.9	0.2	2.5

問14 犯罪被害者等に関することで、人権上、特に問題があると思われるものはどれですか。（回答は3つまで）

	人数	医療費等の経済的負担を受ける	過度の取材活動等によるプライバシーの侵害	精神的ショックを受ける	周囲の無責任な噂話	職場等の十分な理解が得られない	警察への相談に期待できない	被害者の声が十分に反映されない	捜査等に関わる負担を受ける	行政機関等の配慮に欠けた言動を受ける	相談・支援機関が不十分	その他
長崎市	336	21.1	54.5	22.9	34.8	13.7	22.9	10.7	14.0	6.8	17.0	0.3
県全体	1259	18.1	54.4	24.0	32.6	12.5	20.3	9.3	14.9	7.9	16.1	0.6

	人数	特にない	わからない	無効	無回答
長崎市	336	3.6	11.3	1.2	3.0
県全体	1259	4.4	13.7	1.0	2.9

問15 インターネットを利用するうえで、人権上、特に問題があると思われるものはどれですか。（回答は3つまで）

	人数	人権を侵害する情報を掲載	青少年にとって有害な情報を掲載	個人情報の不正な取り扱い	出会い系サイトなど犯罪を誘発する場	未成年者の実名等を掲載	プライベートな情報を公開	ネットボルの存在	その他	特にない	わからない	無効
長崎市	336	66.1	26.2	55.4	31.5	6.5	21.7	8.6	0.3	3.9	9.5	1.8
県全体	1259	63.5	29.6	51.7	31.1	8.7	21.5	9.1	0.6	4.5	11.3	1.1

	人数	無回答
長崎市	336	3.0
県全体	1259	2.6

問16 働く人に関することで、人権上、特に関心があると思われるものはどれですか。（回答は3つまで）

	人数	不当な解雇等	サービス残業を強いられる	昇進等で能力以外の評価	非正規・正規雇用者の待遇の差	定年退職後の雇用環境が不十分	職場におけるハラスメント	健康に関する相談体制が不十分	育児・介護休暇が取りづらい	健康で文化的な生活が送れない	その他	特にない
長崎市	336	44.3	30.1	16.4	30.1	20.2	19.6	11.9	26.8	20.5	0.9	5.7
県全体	1259	45.4	27.9	17.2	28.8	20.7	21.8	13.3	25.6	20.7	0.6	4.9

	人数	わからない	無効	無回答
長崎市	336	3.6	1.5	3.0
県全体	1259	6.7	0.9	2.6

問17 性的マイノリティ（性同一性障害、同性愛、両性愛など）に関することで、人権上、特に関心があると思われるものはどれですか。（回答は3つまで）

	人数	職場等で嫌がらせを受ける	就職・職場で不利な扱いを受ける	差別的な言動が行われる	地域社会での理解が不十分	学校での教育が不十分	テレビなどでおもしろおかしく取り扱われる	相談する体制が不十分	法律や条例の整備が不十分	その他	特にない	わからない
長崎市	336	25.3	15.5	32.7	32.1	9.5	17.6	17.9	19.0	0.0	6.8	20.8
県全体	1259	25.2	17.0	27.7	31.1	8.0	17.6	15.2	16.8	0.2	7.9	26.9

	人数	無効	無回答
長崎市	336	0.3	4.5
県全体	1259	0.5	3.3

◎ 日本の社会には、「同和問題」あるいは「部落差別」などと言われている問題がありますが、このことについてお聞きします。

問18 あなたが、同和問題について知ったきっかけは、次のどれですか。(回答は1つ)

	人数	家族	親戚	近所の人	職場の人	学校の友達	学校の授業	テレビ・ラジオ・新聞・本など	同和問題の集会等	広報紙や冊子	おぼえていない	その他
長崎市	336	10.1	1.2	1.5	4.8	2.4	20.8	17.0	4.8	2.4	9.8	1.2
県全体	1259	9.1	0.8	1.8	4.2	1.4	19.8	16.6	4.7	2.1	11.2	1.0

	人数	同和問題は知らない	無効	無回答
長崎市	336	17.0	3.6	3.6
県全体	1259	19.7	3.2	4.4

【次の問19から問24までは、上の問18で1から11までを選んだ人のみ、お答えください。】

問19 同和問題について、初めて知ったのはいつごろですか。(回答は1つ)

	人数	小学校に入る前	小学生のころ	中学生のころ	高校生のころ	大学生のころ	社会人になってから	おぼえていない	その他	無効	無回答
長崎市	255	0.8	29.8	14.5	6.7	5.1	21.6	16.9	0.8	0.0	3.9
県全体	915	1.1	26.1	14.3	8.1	3.9	27.3	15.4	0.3	0.3	3.1

問20-1 あなたは、被差別部落(同和地区)への差別意識はまだあると思いますか。(回答は1つ)

	人数	まだある	どちらかと言えばある	どちらかと言えない	もうない	わからない	無効	無回答
長崎市	255	20.0	23.1	21.2	13.3	19.2	0.0	3.1
県全体	915	18.8	23.7	21.7	15.2	18.8	0.0	1.7

問20-2 【上の問20-1で、「1. まだあると思う」または「2. どちらかと言えば、あると思う」を選んだ人のみ、お答えください。】

それは近い将来なくなることができると思いますか。(回答は1つ)

	人数	なくすことができる	なくすことは難しい	わからない	無効	無回答
長崎市	110	22.7	49.1	24.5	0.0	3.6
県全体	389	28.5	47.0	23.1	0.0	1.3

問21 あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(回答は3つまで)

	人数	結婚問題で周囲が反対	就職等で不利な扱い	差別的な言動	差別的な落書き	身元調査	地域の活動等で差別・不利な扱い	被差別部落への居住の敬遠	インターネットを利用して差別的な情報を掲載	その他	起きているとは思わない	わからない
長崎市	255	36.5	20.4	23.1	2.7	22.0	16.5	16.5	11.0	1.2	11.0	21.2
県全体	915	39.8	21.9	22.6	2.5	21.1	17.0	18.0	8.3	0.4	13.1	21.3

	人数	無効	無回答
長崎市	255	0.0	4.3
県全体	915	0.0	3.4

問22 仮に、日ごろから親しくつきあっている近所の人(同和地区)の出身であることを知った場合、あなたはどうしますか。(回答は1つ、選んだ理由もご記入ください)

	人数	これまでと同じように親しくつきあう	できるだけつきあいは避ける	つきあいはやめよう	近所から出ていってもらうようにしむける	自分が住所を変える	無効	無回答
長崎市	255	87.1	6.3	1.2	0.0	0.0	0.4	5.1
県全体	915	84.9	9.3	0.4	0.2	0.0	0.1	5.0

問23 仮に、あなたにお子さんがいるとして、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、被差別部落(同和地区)の出身であると知った場合、あなたはどうしますか。(回答は1つ、選んだ理由もご記入ください)

	人数	意思を尊重し、応援する	意思に任せる	意思が強ければしるべきかたがない	家族等の反対があれば認めない	絶対に認めない	無効	無回答
長崎市	255	23.9	50.6	15.3	2.4	1.2	0.4	6.3
県全体	915	26.6	48.2	15.6	2.0	1.5	0.3	5.8

問24 あなたは、同和問題の解決にどのようなことが必要だと思えますか。(回答は3つまで)

	人数	人権意識を高める努力	自由な意見交換ができる環境	相談体制を充実	教育・啓発広報活動の推進	差別禁止の法整備	えせ同和行為の排除	その他	特にな	わからない	無効	無回答
長崎市	255	52.2	18.8	16.5	33.7	20.4	20.0	5.5	3.1	11.0	0.0	4.3
県全体	915	57.0	22.2	15.2	32.1	18.7	17.3	5.1	3.0	11.5	0.0	3.3

◎ 人権教育・啓発活動の取組についてお聞きします。

【全員の方に】

問25 長崎県では、平成24年2月に長崎県人権教育・啓発基本計画の改訂版を策定し、これに基づいて人権教育・啓発に取り組んでいます。あなたはこの「長崎県人権教育・啓発基本計画」を知っていますか。(回答は1つ)

	人数	知っている	知らない	無効	無回答
長崎市	336	13.7	85.1	0.0	1.2
県全体	1259	11.8	85.9	0.0	2.2

問26 人権が尊重される社会を実現するためには、今後、どのようなことに力を入れていけばよいと思えますか。(回答はいくつでも)

	人数	学校での人権教育の充実	地域社会での人権教育等の充実	企業等への人権研修等の支援充実	教員等の教育・啓発活動への支援充実	専門の相談機関・施設の充実	被害者の救済・支援の充実	犯罪の取締り強化	人権に関する情報収集・提供の充実	国、県、市町、民間団体等の連携	その他	特にな
長崎市	336	65.8	36.0	28.9	25.9	27.7	36.9	24.4	11.0	28.3	3.3	3.0
県全体	1259	66.3	36.9	26.9	25.3	27.6	34.3	22.9	9.7	29.1	2.9	2.9

	人数	わからない	無効	無回答
長崎市	336	7.1	0.0	2.7
県全体	1259	8.4	0.0	2.5

問27 あなたは、人権についての講演会や研修会などに参加したことがありますか。次の(1)～(3)のそれぞれについてお答えください。(回答は1つずつ)

(1) 官公庁が主催する講演会・研修会の参加状況

	人数	何回も参加した	1～2回参加した	参加したことはない	無効	無回答
長崎市	336	5.4	7.1	82.7	0.0	4.8
県全体	1259	5.5	10.2	77.1	0.0	7.2

(2) 学校が主催する講演会・研修会の参加状況

	人数	何回も参加した	1～2回参加した	参加したことはない	無効	無回答
長崎市	336	2.7	10.7	78.0	0.0	8.6
県全体	1259	3.1	11.0	74.7	0.0	11.1

(3) 企業・民間団体が主催する講演会・研修会の参加状況

	人数	何回も参加した	1～2回参加した	参加したことはない	無効	無回答
長崎市	336	1.8	5.1	84.2	0.0	8.9
県全体	1259	2.4	5.7	80.7	0.0	11.2

問28 あなたは、新聞や雑誌等の人権に関連した記事を読んだり見たりしたことがありますか。次の(1)～(7)のそれぞれについてお答えください。(回答は1つずつ)

(1) 県や市町の広報紙・パンフレット等

	人数	何回も読んだ	1～2回読んだ	読んだことはない	無効	無回答
長崎市	336	12.2	34.5	43.8	0.0	9.5
県全体	1259	12.5	37.1	40.5	0.0	9.8

(2) 民間団体の冊子・パンフレット等

	人数	何回も読んだ	1～2回読んだ	読んだことはない	無効	無回答
長崎市	336	6.8	22.6	56.5	0.0	14.0
県全体	1259	5.5	23.2	55.9	0.1	15.3

(3) 新聞・雑誌・週刊誌

	人数	何回も読んだ	1～2回読んだ	読んだことはない	無効	無回答
長崎市	336	19.6	45.8	27.4	0.6	6.5
県全体	1259	20.0	43.1	28.4	0.3	8.1

(4) 書籍

	人数	何回も読んだ	1～2回読んだ	読んだことはない	無効	無回答
長崎市	336	5.4	21.7	58.0	0.0	14.9
県全体	1259	7.3	17.4	58.8	0.1	16.4

(5) テレビ・ラジオ

	人数	何回も見た	1～2回見た	見たことはない	無効	無回答
長崎市	336	21.7	40.5	29.5	0.3	8.0
県全体	1259	21.0	38.3	29.6	0.2	10.9

(6) 映画・ビデオ

	人数	何回も見た	1～2回見た	見たことはない	無効	無回答
長崎市	336	7.7	20.5	56.5	0.0	15.2
県全体	1259	3.0	18.9	58.3	0.0	15.9

(7) インターネット（ホームページ等）

	人数	何回も見た	1～2回見た	見たことはない	無効	無回答
長崎市	336	6.8	15.5	62.8	0.0	14.9
県全体	1259	5.6	12.6	65.3	0.0	16.4

問29 あなたは、人権教育・啓発を推進するためには、県や市町によるどのような活動が効果的であると思いますか。（回答は3つまで）

	人数	講演会や研修会	人権をテーマとしたイベント	小説・標語などの募集	広報紙	冊子、パンフレット、掲示物	新聞、雑誌の活用	テレビ・ラジオの活用	映画・ビデオの活用	インターネットの活用	交通広告	その他
長崎市	336	18.8	25.3	6.5	25.0	13.1	25.0	46.4	6.3	12.2	11.6	2.4
県全体	1259	24.9	26.5	7.9	26.6	14.3	21.6	41.1	8.1	9.0	10.8	2.8

	人数	特にない	わからない	無効	無回答
長崎市	336	4.5	10.1	2.1	5.7
県全体	1259	4.5	11.8	1.4	4.9

問30 私たちが住んでいる長崎県は、人権が尊重されている県であると思いますか。（回答は1つ）

	人数	そう思う	どちらかと言えば、そう思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば、そう思わない	そうは思わない	無効	無回答
長崎市	336	8.9	33.6	45.2	4.2	3.6	0.0	4.5
県全体	1259	8.4	36.1	41.3	4.5	4.3	0.1	5.3

問31 女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題などの人権問題解決や人権尊重の社会づくりについて、国や県、市町に対して、ご意見やご要望がありましたら、下記の欄に自由にお書きください。

	人数	記述あり	記述なし
長崎市	336	22.6	77.4
県全体	1259	19.9	80.1

◎ 最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。今までお答えいただいた結果を統計的に集計・分析するために必要ですので、できるだけご回答ください。

問A あなたの性別は（回答は1つ）

	人数	男性	女性	無効	無回答
長崎市	336	42.3	56.8	0.0	0.9
県全体	1259	41.1	51.0	0.0	7.9

問B あなたの年齢は（平成27年10月1日現在の満年齢）（回答は1つ）

	人数	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	無効	無回答
長崎市	336	7.4	12.5	16.1	17.6	24.7	21.4	0.0	0.3
県全体	1259	5.5	12.4	13.8	18.3	21.1	21.3	0.0	7.6

問C あなたのご職業は（回答は1つ）

	人数	農林漁業者	企業の経営者	自営業者	民間の企業・団体等の勤め人	学校の教職員等	医療・保健・福祉関係者	学校・医療関係以外の公務員	その他の専門職・自由業	主婦（夫）	学生	その他（上記以外）
長崎市	336	0.9	2.4	7.1	19.0	3.9	9.5	1.8	1.2	16.1	1.8	9.2
県全体	1259	3.8	1.4	8.2	17.9	3.4	6.7	3.2	1.1	12.9	1.2	8.4

	人数	無職	無効	無回答
長崎市	336	26.2	0.0	0.9
県全体	1259	23.9	0.0	7.9

資料2 平成22年度「人権に関する市民意識調査」調査票・調査結果

調査対象：住民基本台帳によって無作為抽出した長崎市内に居住する満20歳以上の男女756人

調査期間：平成22年11月1日～12月2日

調査方法：郵送法

回収状況：有効回答数356人（有効回収率は47.1%）

◎ 人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、だれからも侵されることのない基本的権利です。まず、人権全般についてお聞きします。

問1 あなたは「人権」に関心がありますか。あなたのお考えにいちばん近いものを選んでください。（✓は1つ）

- | | | | |
|--------|-------------|-------|----------|
| (37.9) | 1. 関心がある | (3.9) | 4. 関心がない |
| (45.8) | 2. 少し関心がある | (0.0) | 無効 |
| (14.9) | 3. あまり関心がない | (0.6) | 無回答 |

問2 日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるものはどれですか。（✓はいくつでも）

- | | | | |
|--------|-------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| (42.1) | 1. 女性に関する問題 | (39.9) | 13. プライバシー保護に関する問題 |
| (54.2) | 2. 子どもに関する問題 | (37.4) | 14. インターネットを悪用した人権侵害に関する問題 |
| (59.3) | 3. 高齢者に関する問題 | (14.3) | 15. ホームレスに関する問題 |
| (60.1) | 4. 障害のある人に関する問題 | (7.9) | 16. 性的指向（異性愛、同性愛、両性愛など）に関する問題 |
| (19.1) | 5. 同和問題 | (46.3) | 17. 北朝鮮当局による人権侵害（拉致）問題 |
| (6.5) | 6. アイヌの人々に関する問題 | (20.8) | 18. 人身取引（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引）に関する問題 |
| (10.7) | 7. 外国人に関する問題 | (1.4) | 19. その他（具体的に：_____） |
| (19.9) | 8. HIV（エイズウイルス）感染者等に関する問題 | (2.2) | 20. 特になし |
| (16.6) | 9. ハンセン病患者・元患者等に関する問題 | (0.0) | 無効 |
| (33.1) | 10. 犯罪被害者等に関する問題 | (0.3) | 無回答 |
| (18.0) | 11. 刑を終えて出所した人に関する問題 | | |
| (11.2) | 12. 性同一性障害者（身体的な性と心の性が一致しない者）に関する問題 | | |

問3 新聞やテレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されることがあります。あなたは、人権侵害は、この5～6年の間にどのようになってきたと思いますか。（✓は1つずつ）

- | | | | |
|--------|-------------|--------|----------|
| (6.5) | 1. 少なくなってきた | (18.8) | 4. わからない |
| (37.4) | 2. あまり変わらない | (0.0) | 無効 |
| (36.8) | 3. 多くなってきた | (0.6) | 無回答 |

問4 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。（✓は1つ）

- | | | | |
|--------|----------|-------|-----|
| (23.6) | 1. ある | (0.0) | 無効 |
| (54.5) | 2. ない | (1.4) | 無回答 |
| (20.5) | 3. わからない | | |

問5【問4で「1. ある」を選んだ人のみ、次の(1)と(2)にお答えください。】

(1) それは、どのような場合ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（✓はいくつでも）

- | | | | |
|--------|---|--------|---|
| (54.8) | 1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口 | (26.2) | 8. プライバシーの侵害 |
| (31.0) | 2. 名誉・信用のき損、侮辱 | (16.7) | 9. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ、セクハラ）やストーカー（特定の他者に対して執拗につきまとう）行為 |
| (15.5) | 3. 公的機関や企業・団体による不当な扱い | (3.6) | 10. その他（具体的に：_____） |
| (40.5) | 4. 職場での暴力、強迫、無理強い、パワーハラスメント（職場で職務権限などを用いて行ういやがらせやいじめ）、仲間はずれ | (4.8) | 11. なんとなく |
| (4.8) | 5. 地域での暴力、強迫、無理強い、仲間はずれ | (2.4) | 12. 答えたくない |
| (10.7) | 6. 家庭での暴力や虐待 | (0.0) | 無効 |
| (10.7) | 7. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い） | (0.0) | 無回答 |

(2) そのとき、あなたはどのようにされましたか。(✓はいくつでも)

- | | | | |
|--------|-----------------------------|--------|-------------------------|
| (31.0) | 1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談した | (2.4) | 8. 人権にかかわる民間団体などに相談した |
| (38.1) | 2. 友人、同僚や上司に相談した | (0.0) | 9. 新聞などマスコミに相談した |
| (2.4) | 3. 自治会(町内会)や民生委員に相談した | (29.8) | 10. 自分で処理(解決)した |
| (1.2) | 4. 法務局や人権擁護委員に相談した | (52.4) | 11. だまって我慢した(特に何もしなかった) |
| (3.6) | 5. 県や市町の担当者に相談した | (4.8) | 12. その他(具体的に:) |
| (3.6) | 6. 弁護士・法テラス(法的支援を行う機関)に相談した | (0.0) | 13. おぼえていない |
| (3.6) | 7. 警察に相談した | (4.8) | 無効 |
| | | | 無回答 |

【問4で「2. ない」または「3. わからない」を選んだ人のみ、次の問6にお答えください。】

問6 もしも、ご自分の人権が侵害され、自分だけでは解決できないと判断した場合、あなたはどのように対処しますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(✓はいくつでも)

- | | | | |
|--------|-----------------------------|--------|-----------------------|
| (64.0) | 1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談する | (10.9) | 8. 人権にかかわる民間団体などに相談する |
| (45.3) | 2. 友人、同僚や上司に相談する | (0.7) | 9. 新聞などマスコミに相談する |
| (10.1) | 3. 自治会(町内会)や民生委員に相談する | (16.9) | 10. 自分で処理(解決)する |
| (19.9) | 4. 法務局や人権擁護委員に相談する | (5.2) | 11. だまって我慢する(特に何もしない) |
| (20.6) | 5. 県や市町の担当者に相談する | (1.1) | 12. その他(具体的に:) |
| (27.0) | 6. 弁護士・法テラス(法的支援を行う機関)に相談する | (3.4) | 13. おぼえていない |
| (23.2) | 7. 警察に相談する | (2.2) | 無効 |
| | | | 無回答 |

【全員の方に】

問7 あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-------------|--------|----------|
| (53.7) | 1. ないと思う | (16.3) | 4. わからない |
| (24.2) | 2. あるかも知れない | (0.0) | 無効 |
| (4.8) | 3. あると思う | (1.1) | 無回答 |

問6 あなたは、次にあげる女性や子ども、高齢者などの人権に関する法律について、どの程度ご存じですか。

次の(1)から(14)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

法律の名称	1. どんな内容か知っている	2. 内容は知らないが名称は聞いたことがある	3. 知らない	無効	無回答
(1)「男女雇用機会均等法」	56.7	33.4	7.0	0.0	2.8
(2)「男女共同参画社会基本法」	18.0	41.6	36.0	0.0	4.5
(3)「DV防止法」	49.7	36.0	10.4	0.0	3.9
(4)「ストーカー規制法」	52.5	37.9	6.5	0.0	3.1
(5)「児童買春禁止法」	53.7	39.0	3.9	0.3	3.1
(6)「児童虐待防止法」	54.5	37.1	4.5	0.3	3.7
(7)「ハートビル法」	5.9	20.8	68.8	0.3	4.2
(8)「高齢者虐待防止法」	21.1	42.1	33.4	0.0	3.4
(9)「バリアフリー新法」	23.9	35.1	37.4	0.0	3.7
(10)「障害者雇用促進法」	35.4	45.8	15.2	0.0	3.7
(11)「障害者基本法」	11.2	40.2	44.9	0.6	3.1
(12)「犯罪被害者等基本法」	5.9	39.9	50.3	0.3	3.7
(13)「個人情報保護法」	56.7	34.6	5.6	0.0	3.1
(14)「人権教育・啓発推進法」	7.9	37.1	50.8	0.0	4.2

◎ 長崎県では、女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題などの重要課題に積極的に取り組んでいます。そこで、それぞれの課題に関することがらについてお聞きします。

問9 女性に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|--|
| (30.6) | 1. 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を押しつけること | (45.5) | 5. 職場において、男性が女性に対して性的ないやがらせ(セクハラ)をすること |
| (55.3) | 2. 家庭において、夫が妻に暴力(なぐる、ける、物を投げつける)をふるうこと | (14.9) | 6. 政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できないこと |
| (40.2) | 3. 家庭において、夫が妻に人格を否定するような言葉や交友関係を細かく監視するなど精神的ないやがらせを行うこと | (9.8) | 7. 女性のヌード写真などを雑誌に掲載すること |
| (40.4) | 4. 職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に差をつけること | (4.8) | 8. 内容と無関係に、女性の水着姿や体の一部を広告などに使用すること |
| | | (0.6) | 9. その他(具体的に:) |
| | | (3.1) | 10. 特にない |
| | | (2.0) | 11. わからない |
| | | (2.5) | 無効 |
| | | (2.8) | 無回答 |

問10 子どもに関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|--|
| (39.0) | 1. 学校の成績だけで子どもの全人格を判断すること | (13.8) | 6. 学校や就職先の選択などで、大人が一方的に考えを押しつけたり、本人の意見を無視したりすること |
| (62.9) | 2. 親をはじめ大人が子どもに暴力や虐待(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否)を行うこと | (18.8) | 7. 暴力や性など子どもに有害な情報が氾濫していること |
| (60.4) | 3. 「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなど、いじめること | (31.7) | 8. インターネット・携帯電話の書き込みなどで特定の子どもの攻撃すること |
| (26.1) | 4. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること | (0.6) | 9. その他(具体的に:) |
| (5.6) | 5. 子どもの意見が尊重されないこと | (1.4) | 10. 特にない |
| | | (2.0) | 11. わからない |
| | | (2.8) | 無効 |
| | | (1.7) | 無回答 |

問11 高齢者に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|-----------------------------------|--------|-----------------------------|
| (33.1) | 1. 高齢者の意欲・能力に応じた雇用・就業機会が少ないこと | (16.3) | 7. 道路の段差や建物の階段など外出先で不便が多いこと |
| (36.5) | 2. 高齢者がじゃま者扱いされたり、意見や行動が尊重されないこと | (43.8) | 8. 悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと |
| (42.4) | 3. 高齢者が身体的、心理的、性的、経済的な虐待を受けること | (1.4) | 9. その他(具体的に:) |
| (36.5) | 4. 高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと | (2.2) | 10. 特にない |
| (18.0) | 5. 高齢者に対する家庭内での看護や介護が十分でないこと | (1.7) | 11. わからない |
| (16.6) | 6. 病院での看護や福祉施設での介護や対応が十分でないこと | (1.7) | 無効 |
| | | (1.7) | 無回答 |

問12 障害のある人に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|------------------------------|
| (58.1) | 1. 障害のある人や障害そのものについて世間の人びとの理解が不足していること | (2.2) | 8. スポーツ活動や文化活動への参加が気楽にできないこと |
| (48.6) | 2. 働ける場所や機会が少ないこと | (6.2) | 9. 地域社会の行事などから排除されること |
| (25.0) | 3. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること | (22.5) | 10. 一般社会や施設内において、いじめや虐待があること |
| (12.4) | 4. 給与や年金など所得保障が十分でないこと | (10.7) | 11. 身近な地域での福祉サービスが十分でないこと |
| (22.8) | 5. 学校の受け入れ体制が十分でないこと | (0.0) | 12. その他(具体的に:) |
| (13.5) | 6. 交通機関や道路、店舗、公園などの利用が不便なこと | (2.0) | 13. 特にない |
| (13.5) | 7. 障害のある人の暮らしに適した住宅が少ないこと | (6.7) | 14. わからない |
| | | (1.4) | 無効 |
| | | (2.0) | 無回答 |

問13 日本に居住している外国人に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|--------------------------|
| (25.3) | 1. 交際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でないこと | (16.3) | 6. 住宅を容易に借りることができないこと |
| (34.8) | 2. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること | (11.8) | 7. 店舗やホテルなどで入店・宿泊を断られること |
| (16.3) | 3. 外国人の行政への参画機会が少ないこと | (0.8) | 8. その他(具体的に:) |
| (41.6) | 4. 言語が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと | (7.9) | 9. 特にない |
| (10.4) | 5. 結婚問題で周囲から反対を受けること | (21.6) | 10. わからない |
| | | (0.3) | 無効 |
| | | (2.5) | 無回答 |

問14 HIV(エイズウイルス)感染者等に関することで、人権上特に問題があると思われるものはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---------------------------|--------|--------------------|
| (57.3) | 1. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと | (10.1) | 5. 無断でエイズ検査等をされること |
| (16.0) | 2. 結婚問題で周囲から反対を受けること | (39.3) | 6. 差別的な言動が行われること |
| (29.2) | 3. 就職・職場で不利な扱いを受けること | (0.0) | 7. その他(具体的に:) |
| (27.5) | 4. 治療や入院を断られること | (3.1) | 8. 特にない |
| | | (16.3) | 9. わからない |
| | | (0.6) | 無効 |
| | | (2.2) | 無回答 |

問15 ハンセン病患者・元患者等に関することで、人権上特に問題があると思われるものはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--------------------------------|--------|--------------------|
| (59.8) | 1. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと | (16.3) | 5. ホテル等で宿泊を拒否されること |
| (39.9) | 2. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと | (0.0) | 6. その他(具体的に:) |
| (47.2) | 3. 差別的な言動が行われること | (2.8) | 7. 特にない |
| (14.0) | 4. アパート等の入居を拒否されること | (19.9) | 8. わからない |
| | | (0.6) | 無効 |
| | | (2.5) | 無回答 |

問16 犯罪被害者等に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|--|
| (23.0) | 1. 医療費の支払いや休職・失職などにより経済的負担を受けること | (10.4) | 7. 刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声
が十分反映されるわけではないこと |
| (61.8) | 2. マスコミ関係者からの過度の取材活動や報道によりプライバシーの侵害を受けること | (14.3) | 8. 捜査や裁判にかかわって、心理的・時
間的・金銭的な負担を受けること |
| (21.1) | 3. 犯罪行為によって精神的なショックを受けること | (12.1) | 9. 相談等に訪れた行政機関等から配慮に
欠けた言動を受けること |
| (30.3) | 4. 事件のことにに関して、周囲から無責任な噂話をされること | (21.6) | 10. 被害者に対する相談・支援機関が十分
でないこと |
| (10.7) | 5. 犯罪被害者に対して、職場・同僚・学校関係者などの十分な理解が得られないこと | (0.3) | 11. その他(具体的に:) |
| (18.5) | 6. 警察に相談しても期待どおりの結果が得られないこと | (1.7) | 12. 特にない |
| | | (11.0) | 13. わからない |
| | | (2.2) | 無効 |
| | | (2.5) | 無回答 |

問17 インターネットを悪用したことで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|---|
| (63.8) | 1. 他人を誹謗中傷したり差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること | (12.1) | 5. 捜査の対象となっている未成年者の実
名や顔写真を掲載すること |
| (27.0) | 2. わいせつ画像や残酷な画像など、青少年にとって有害な情報を掲載すること | (24.7) | 6. 事件や事故などの関係者のプライベートな情報を公開すること |
| (54.5) | 3. 個人情報の不正な取り扱いや、信用情報や顧客データを盗用・横流し・流出(紛失)すること | (10.1) | 7. ネットポルノ(インターネット上のわ
いせつ画像)が存在していること |
| (33.7) | 4. 出会い系サイト(インターネット異性紹介事業)など犯罪を誘発する場となっていること | (0.6) | 8. その他(具体的に:) |
| | | (1.4) | 9. 特にない |
| | | (9.8) | 10. わからない |
| | | (2.0) | 無効 |
| | | (2.5) | 無回答 |

問18 医療の現場における患者に関することで、人権上特に関心があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|---|
| (34.6) | 1. 医師から治療について、その方法を選択し承諾するのに必要な情報を受け取る権利(インフォームド・コンセント) | (33.1) | 6. 医療過誤(医療ミス) |
| | | (5.1) | 7. 入院生活環境 |
| (25.0) | 2. 診断を受けた医師とは異なった医師からの意見聴取(セカンドオピニオン) | (25.8) | 8. 医師及び医療従事者による心痛める言動(ドクター・ハラスメント) |
| (47.8) | 3. 救急患者の受け入れ拒否 | (10.1) | 9. 女性専用外来(女性を対象にした窓口を設けて、女性医師が診察に当たること) |
| (29.8) | 4. 救急外来の安易な利用によって、重症患者が適切な処置を受けられない状態 | (0.8) | 10. その他(具体的に:) |
| | | (3.4) | 11. 特になし |
| (15.4) | 5. 医療の現場における患者のプライバシー保護 | (6.2) | 12. わからない |
| | | (1.4) | 無効 |
| | | (2.0) | 無回答 |

◎ 日本の社会には、「同和問題」「部落差別」などと言われている問題がありますが、このことについてお聞きます。

問19 あなたが、同和問題について知ったきっかけは、次のどれですか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-------------------------|--------|------------------------------|
| (9.3) | 1. 家族(祖父母、父母、兄弟など)から聞いた | (2.2) | 8. 同和問題の集会や研修会で知った |
| (0.6) | 2. 親戚の人から聞いた | (2.8) | 9. 県や市町村の広報紙や冊子などで知った |
| (1.1) | 3. 近所の人から聞いた | (11.5) | 10. 同和問題を知っているが、きっかけはおぼえていない |
| (3.7) | 4. 職場の人から聞いた | (0.8) | 11. その他(具体的に:) |
| (0.3) | 5. 学校の友達から聞いた | (17.7) | 12. 同和問題は知らない |
| (29.2) | 6. 学校の授業でおそわった | (0.0) | 無効 |
| (18.3) | 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った | (2.5) | 無回答 |

【 次の問20から問25までは、上の問19で1から11までを選んだ人のみお答えください。 】

問20 同和問題について、初めて知ったのはいつごろですか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|------------|--------|-----------------|
| (1.4) | 1. 小学校に入る前 | (25.4) | 6. 社会人になってから |
| (29.6) | 2. 小学生のころ | (13.0) | 7. はっきりとおぼえていない |
| (15.8) | 3. 中学生のころ | (0.0) | 8. その他 |
| (8.5) | 4. 高校生のころ | (0.0) | 無効 |
| (4.2) | 5. 大学生のころ | (2.1) | 無回答 |

問21 あなたは、被差別部落への差別意識はまだあると思いますか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-------------------|--------|----------|
| (26.8) | 1. 差まだあると思う | (16.9) | 5. わからない |
| (26.4) | 2. どちらかと言えば、あると思う | (0.0) | 無効 |
| (16.9) | 3. どちらかと言えば、ないと思う | (1.8) | 無回答 |
| (11.3) | 4. もうないと思う | | |

問21-2 【 上の問21で、1または2を選んだ人のみお答えください。 】

それは近い将来なくすことができると思いますか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|--------------|-------|-----|
| (30.5) | 1. なくすことができる | (0.0) | 無効 |
| (43.7) | 2. なくすことは難しい | (2.0) | 無回答 |
| (23.8) | 3. わからない | | |

問22 あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|------------------------|--------|------------------------------|
| (47.9) | 1. 結婚問題で周囲が反対すること | (7.0) | 8. インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること |
| (25.4) | 2. 就職・職場で不利な扱いをすること | (1.1) | 9. その他(具体的に:) |
| (23.6) | 3. 差別的な言動をすること | (10.5) | 10. 特に起きているとは思わない |
| (3.2) | 4. 差別的な落書きをすること | (15.5) | 11. わからない |
| (26.4) | 5. 身元調査をすること | (1.1) | 無効 |
| (20.1) | 6. 地域の活動やつきあいで差別・不利な扱い | (2.1) | 無回答 |
| (16.5) | 7. 被差別部落への居住の敬遠 | | |

問23 仮に、日ごろから親しくつきあっている近所の人が、何等かの理由で、被差別部落の出身であることを知った場合、あなたはどうしますか。(✓は1つ)

- (90.1) 1. これまでと同じように親しくつきあう (0.0) 4. なんとかして、近所から出ていってもらうようにしむける
 (6.7) 2. 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいはさけていく (0.0) 5. 自分の方が住居を変える (0.0) 無効
 (0.4) 3. つきあいは、やめてしまう (2.8) 無回答

問24 仮に、あなたにお子さんがいるとして、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、被差別部落の出身であるを知った場合、あなたはどうしますか。(✓は1つ)

- (32.4) 1. 子どもの意志を尊重し、親として応援をする (1.4) 4. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない
 (51.4) 2. 子どもの意志にまかせる (3.2) 5. 結婚を絶対に認めない
 (9.5) 3. 親として反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない (0.0) 無効 (2.1) 無回答

問25 あなたは、同和問題の解決に必要なことはどのようなことだと思いますか。(✓は3つまで)

- (62.7) 1. 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする (14.8) 6. 同和問題を口実としたゆすり、たかりを排除する
 (24.6) 2. 同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる (7.4) 7. その他(具体的に:) (2.1)
 (18.3) 3. 同和問題にかかわる相談体制を充実する (6.7) 8. 特にない (0.4) 無効
 (39.1) 4. 同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する (2.1) 9. わからない (0.4) 無効
 (19.7) 5. 差別を禁止し、なくすための法整備を行う (2.1) 無回答

◎ 人権教育・啓発活動の取組についてお聞きします。

【全員の方に】

問26 長崎県では、平成18年3月に「長崎県人権教育・啓発基本計画」を策定し、これに基づいて人権教育・啓発に取り組んでいます。あなたはこの「長崎県人権教育・啓発基本計画」を知っていますか。(✓は1つ)

- (9.8) 1. 知っている (0.0) 無効
 (88.2) 2. 知らない (2.0) 無回答

問27 人権が尊重される社会を実現するためには、今後、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。(✓はいくつでも)

- (63.2) 1. 学校教育活動全体をとおした人権教育を推進する (14.0) 8. 企業等の社内研修体制の整備を支援する
 (56.5) 2. 子どもの発達段階に応じた人権教育を推進する (16.9) 9. 企業や人権関係団体、NPOなどとの連携のもと実効ある取り組みを推進する
 (34.8) 3. 教職員研修を計画的に実施する
 (30.6) 4. 各市町と連携し、地域の実態に応じた人権教育・啓発活動を充実する (25.0) 10. 人権尊重の町づくりを推進する (2.0)
 (10.1) 5. 社会教育関係団体の人権学習を支援する (1.7) 11. その他(具体的に:) (5.9)
 (22.5) 6. 家庭教育力の充実と家庭教育相談体制を整備する (0.0) 12. 特にない (1.7) 無効
 (21.1) 7. 企業等の経営責任者への啓発や人権啓発推進指導者養成講座などを実施する (1.7) 無回答

問28 あなたは、人権についての講演会や研修会などに参加したことがありますか。次の(1)(2)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

事 項	1. 何回も参加した	2. 1～2回参加した	3. 参加したことはない	無効	無回答
(1)講演会・研修会	6.5	12.9	78.4	0.0	2.2
(2)人権フェスティバルなどのイベント	1.4	6.5	88.8	0.0	3.4

問29 あなたは、新聞や雑誌などの人権に関連した記事を読んだことがありますか。次の(1)～(6)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

事 項	1. 何回も読んだり、見たりした	2. 1～2回読んだり、見たりした	3. 読んだり、見たりしたことはない	無効	無回答
(1) 県や市町村の広報紙・パンフレット等	11.8	40.7	42.7	0.0	4.8
(2) 民間団体の冊子・パンフレット等	4.8	23.0	62.1	0.0	10.1
(3) 新聞・雑誌・週刊誌	24.4	43.8	26.1	0.3	5.3
(4) 書籍	6.7	21.9	61.8	0.3	9.3
(5) テレビ・ラジオ・映画・ビデオ	21.1	42.7	30.3	0.0	5.9
(6) インターネット(ホームページ等)	5.3	12.9	71.6	0.0	10.1

問30 あなたは、人権啓発を推進するためには、どのような社会教育・啓発広報活動が効果的であると思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|----------------------------------|--------|-------------------------------------|
| (26.1) | 1. 講演会や研修会 | (56.2) | 7. テレビ・ラジオ・映画・ビデオを活用した啓発 |
| (18.3) | 2. ワークショップ(参加型学習)やフィールドワーク(現地学習) | (15.7) | 8. インターネット(ホームページ、メールマガジンなど)を活用した啓発 |
| (26.7) | 3. 人権をテーマとしたイベント | (2.0) | 9. その他(具体的に:) |
| (8.1) | 4. 人権に関する小説、作文、標語などの募集 | (2.8) | 10. 特にない |
| (36.0) | 5. 県や市町村の広報紙 | (8.4) | 11. わからない |
| (18.5) | 6. 県や市町村の冊子、パンフレット、掲示物(ポスターなど) | (0.8) | 無効 |
| | | (1.1) | 無回答 |

問31 県は、一人ひとりの人権が尊重される長崎県づくりをめざす人権教育・啓発活動の拠点施設として、平成17年4月に「長崎県人権教育啓発センター」を開設しました。現在、「長崎県人権教育啓発センター」では次のような取り組みを行っていますが、その中で力を入れてほしいものはどれですか。(✓はいくつでも)

- | | | | |
|--------|---|--------|--|
| (21.1) | 1. 人権・同和問題講演会の開催 | (42.7) | 8. 相談窓口を開設し、人権問題などの解決を支援 |
| (32.9) | 2. 人権に関する啓発冊子や広報紙等の刊行 | (12.1) | 9. 図書・ビデオライブラリーや情報収集・提供機能を活用した学習や研修活動の支援 |
| (21.9) | 3. インターネット(ホームページ等)を活用した情報提供や啓発活動 | (8.7) | 10. 交流・研修フロアの活用により、人権をキーワードにした交流と連携活動などの支援 |
| (14.9) | 4. 「ながさき駅前人権講座」や「駅前じんけん映画館」等のイベントの開催 | (2.0) | 11. その他(具体的に:) |
| (13.5) | 5. 人権に関する図書や啓発ビデオなどの資料の収集・貸し出し | (13.8) | 12. 特にない |
| (7.0) | 6. 啓発パネルや啓発資料、ユニバーサルデザイン商品などの展示 | (0.0) | 無効 |
| (31.7) | 7. 社会教育関係者や企業・団体職員、行政職員などを対象にした教育・研修活動の支援 | (6.5) | 無回答 |

問32 私たちが住んでいる長崎県は、人権が尊重されている県であると思いますか。(✓は1つまで)

- | | | | |
|--------|---------------------|-------|------------|
| (6.5) | 1. そう思う | (3.4) | 5. そうは思わない |
| (32.9) | 2. どちらかと言えば、そう思う | (0.3) | 無効 |
| (44.7) | 3. どちらとも言えない | (5.6) | 無回答 |
| (6.7) | 4. どちらかと言えば、そうは思わない | | |

問33 女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題などの人権問題の解決及び人権尊重などについて、国や県、市町に対して、ご意見やご要望がありましたら、下記の欄に自由にお書きください。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| (24.4) | 回答 | (75.6) | 無回答 |
|--------|----|--------|-----|

◎ 最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。今までお答えいただいた結果を統計的に集計・分析するために必要ですので、できるだけご回答ください。

問A あなたの性別は(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-------|-------|-----|
| (36.0) | 1. 男性 | (0.6) | 無回答 |
| (63.5) | 2. 女性 | | |

問B あなたの年齢は（平成22年11月1日現在の満年齢）（✓は1つ）

- | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| (9.3) | 1. 20～29歳 | (18.8) | 5. 60～69歳 |
| (23.3) | 2. 30～39歳 | (15.4) | 6. 70～79歳 |
| (16.3) | 3. 40～49歳 | (0.0) | 無回答 |
| (16.9) | 4. 50～59歳 | | |

問C あなたのご職業は（✓は1つ）

- | | | | |
|--------|--|--------|--|
| (1.1) | 1. 農林漁業者（家族従事者も含む） | (3.4) | 7. 学校・医療関係以外の公務員 |
| (1.1) | 2. 企業の経営者 | (0.6) | 8. その他の専門職・自由業（弁護士・公認会計士・宗教家・芸術家・各種師匠など） |
| (5.9) | 3. 自営業者（家族従事者も含む） | (11.8) | 9. パート・アルバイト・派遣・嘱託 |
| (19.1) | 4. 民間の企業や団体（農業・漁業協同組合、土地改良事業団体連合会、商工会議所など）・工場・商店などに勤務する人 | (17.4) | 10. 主婦（夫）（専ら家事・育児をしている人） |
| (4.2) | 5. 学校の教職員等（大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む） | (3.1) | 11. 学生 |
| (7.9) | 6. 医療・保健・福祉関係者（医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・介護福祉士など） | (3.9) | 12. その他（上記以外の人） |
| | | (20.5) | 13. 無職 |
| | | (0.0) | 無回答 |

資料3 平成17年度「人権に関する市民意識調査」調査票・調査結果

調査対象：選挙人名簿によって無作為抽出した市内に居住する男女726人

調査期間：平成17年10月1日～11月8日

調査方法：郵送法

回収状況：有効回答数302人（有効回収率は41.9%）

問1 あなたは「人権」ということについて、関心がありますか。あなたのお考えにいちばん近いものを選んでください。（✓は1つ）

- | | | | |
|--------|-------------|--------|----------|
| (39.1) | 1. 関心がある | (3.0) | 4. 関心がない |
| (38.7) | 2. 少し関心がある | (0.0) | 無効 |
| (14.9) | 3. あまり関心がない | (4.3) | 無回答 |

問2 日本の社会には、人権に関わるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるものはどれですか。（✓はいくつでも）

- | | | | |
|--------|-------------------------------|--------|----------------------|
| (40.7) | 1. 女性に関する問題 | (35.4) | 9. 犯罪被害者に関する問題 |
| (48.3) | 2. 子どもに関する問題 | (4.3) | 10. アイヌの人々に関する問題 |
| (51.7) | 3. 高齢者に関する問題 | (18.5) | 11. 刑を終えて出所した人に関する問題 |
| (52.6) | 4. 障害者に関する問題 | (49.7) | 12. プライバシー保護に関する問題 |
| (15.6) | 5. 同和問題 | (38.4) | 13. インターネットによる人権侵害 |
| (12.9) | 6. 外国人に関する問題 | (3.0) | 14. その他（具体的に：) |
| (15.6) | 7. HIV感染者等に関する問題 | (4.0) | 15. 特にない |
| (17.5) | 8. ハンセン病患者・元患者等に関する問題者等に関する問題 | (0.0) | 無効 |
| | | (4.0) | 無回答 |

問3 新聞やテレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されることがありますが、あなたは、この5～6年の間に、人権が侵害されるようなことは、次第に少なくなってきたと思いますか、あまり変わらないと思いますか、それとも次第に多くなってきたと思いますか。（✓は1つずつ）

- | | | | |
|--------|-------------|--------|----------|
| (7.0) | 1. 少なくなってきた | (10.3) | 4. わからない |
| (37.1) | 2. あまり変わらない | (0.3) | 無効 |
| (41.4) | 3. 多くなってきた | (4.0) | 無回答 |

問4 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。（✓は1つ）

- | | | | |
|--------|----------|--------|-----|
| (27.2) | 1. ある | (0.0) | 無効 |
| (53.3) | 2. ない | (3.0) | 無回答 |
| (16.6) | 3. わからない | | |

問5 【問4で「1. ある」を選んだ人のみ、次の(1)と(2)にお答えください。】

(1) それは、どのような場合ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（✓はいくつでも）

- | | | | |
|--------|---|--------|--------------------------|
| (54.9) | 1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口 | (24.4) | 7. プライバシーの侵害 |
| (26.8) | 2. 名誉・信用のき損、侮辱 | (9.8) | 8. セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為 |
| (13.4) | 3. 公的機関や企業・団体による不当な扱い | (7.3) | 9. その他（具体的に：) |
| (19.5) | 4. 地域、職場などでの暴力、強迫、無理強い、仲間はずれ | (2.4) | 10. なんとなく |
| (4.9) | 5. 家庭での暴力や虐待 | (4.9) | 11. 答えたくない |
| (18.3) | 6. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い） | (0.0) | 無効 |
| | | (0.0) | 無回答 |

(2) そのとき、あなたはどのようにされましたか。（✓はいくつでも）

- | | | | |
|--------|-----------------------|--------|--------------------------|
| (22.0) | 1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談した | (0.0) | 8. 民間団体などに相談した |
| | | (1.2) | 9. 新聞などマスコミに相談した |
| (30.5) | 2. 友人、同僚や上司に相談した | (32.9) | 10. 自分で処理（解決）した |
| (2.4) | 3. 自治会（町内会）や民生委員に相談した | (42.7) | 11. だまって我慢した（特になにもしなかった） |
| (1.2) | 4. 法務局や人権擁護委員に相談した | (2.4) | 12. その他（具体的に：) |
| (3.7) | 5. 県や市町村の行政担当者に相談した | (2.4) | 13. おぼえていない |
| (6.1) | 6. 弁護士に相談した | (0.0) | 無効 |
| (6.1) | 7. 警察に訴えた | (1.2) | 無回答 |

【全員の方に】

問6 あなたは、次にあげる女性や子ども、高齢者などの人権に関する法律について、どの程度ご存じですか。
次の(1)から(14)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

法律の名称	1. どんな内容か知っている	2. 内容は知らないが名称は聞いたことがある	3. 知らない	無効	無回答
(1)「男女雇用機会均等法」	51.7	36.1	7.6	0.3	4.3
(2)「男女共同参画社会基本法」	15.6	37.1	41.7	0.0	5.6
(3)「DV法」	40.7	34.1	19.9	0.0	5.3
(4)「ストーカー規制法」	54.3	33.8	7.0	0.0	5.0
(5)「児童買春禁止法」	57.9	32.8	5.0	0.0	4.3
(6)「児童虐待防止法」	53.0	37.7	4.6	0.7	4.0
(7)「ハートビル法」	8.9	19.2	66.2	0.0	5.6
(8)「高齢社会対策基本法」	8.3	32.1	54.6	0.0	5.0
(9)「交通バリアフリー法」	21.2	33.8	39.4	0.0	5.6
(10)「障害者雇用促進法」	32.5	44.7	17.2	0.3	5.3
(11)「障害者基本法」	8.9	36.1	47.7	0.3	7.0
(12)「犯罪被害者等基本法」	7.3	37.7	48.3	0.0	6.6
(13)「人権教育・啓発推進法」	4.6	31.8	57.0	0.0	6.6
(14)「個人情報保護法」	48.0	36.8	9.9	0.0	5.3

◎ 長崎県では、一人ひとりの人権が大切にされる社会づくりを進めています。中でも、女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題などの重要課題に積極的に取り組んでいます。
そこで、まず、女性に関することがらについておたずねします。

問7 女性についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|---|
| (39.4) | 1. 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を押しつけること | (11.9) | 6. 女性のヌード写真などを雑誌に掲載すること |
| (57.3) | 2. 家庭において、夫が妻に暴力（酒に酔ってなぐるなど）をふるうこと | (14.2) | 7. 女性の身体の一部や媚びたポーズ・視線を、内容に関係なく広告などに使用すること |
| (47.0) | 3. 職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に差をつけること | (1.0) | 8. その他（具体的に：) |
| (43.4) | 4. 職場において、男性が女性に対して性的ないやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）をすること | (2.0) | 9. 特にない |
| (22.5) | 5. 政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できないこと | (3.0) | 10. わからない |
| | | (1.0) | 無効 |
| | | (3.0) | 無回答 |

問8 女性の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--------------------------------------|--------|---|
| (35.1) | 1. 学校や地域、家庭における男女平等教育を充実する | (25.2) | 8. 女性の就業機会の確保、女性の職業能力開発の機会を充実する |
| (31.5) | 2. 男性、女性それぞれに対する意識啓発を充実する | (10.6) | 9. 県や市町村の審議会等への女性の登用を促進する |
| (11.9) | 3. 男女共同参画の推進についての啓発活動を充実する | (59.3) | 10. 子育て支援、介護の充実、就業環境の整備などの仕事と家庭生活の両立を支援する |
| (9.6) | 4. 地域社会活動やボランティア活動への男女共同参画を促進する | (2.0) | 11. その他（具体的に：) |
| (29.5) | 5. 女性のための相談機関、相談機能を充実する | (1.7) | 12. 特にない |
| (8.9) | 6. 市町村の担当窓口や民間団体との連携を強化する | (2.6) | 13. わからない |
| (21.9) | 7. 暴力等被害から逃れるための「緊急避難所、シェルター」などを整備する | (0.7) | 無効 |
| | | (2.0) | 無回答 |

◎ 次に、子どもに関することがらについておたずねします。

問9 子どもについてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|---------------------------------------|
| (48.3) | 1. 学校の成績だけで子どもの全人格を判断すること | (34.4) | 4. いじめを見て見ぬふりをする事 |
| (57.3) | 2. 親をはじめ大人が子どもに暴力や虐待(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否)を行うこと | (22.5) | 5. 親をはじめ大人が学校や就職先の選択などで一方的な考えを押しつけること |
| (57.6) | 3. いじめ(「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなど)を行うこと | (39.1) | 6. 暴力や性など子どもに有害な情報が氾濫していること |
| | | (0.3) | 7. その他(具体的に:) |
| | | (1.0) | 8. 特にない |
| | | (1.0) | 9. わからない |
| | | (1.0) | 無効 |
| | | (2.3) | 無回答 |

問10 子どもの人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|------------------------------------|
| (54.6) | 1. 成績だけを重んじる教育のあり方を改め、子ども一人ひとりの個性を大切に教育を行う | (11.3) | 7. 子どものための人権相談所や電話相談所を充実する |
| (35.1) | 2. 子どもが人権意識を身につけるための教育を充実する | (35.1) | 8. 子どもが被害者になる犯罪の取り締まりの強化や有害環境を浄化する |
| (4.6) | 3. 体罰禁止を徹底させる | (35.8) | 9. 地域の人々が進んで子どもに声かけや指導を行う |
| (52.0) | 4. 教師の資質・能力を向上する | (3.3) | 10. その他(具体的に:) |
| (16.9) | 5. スクールカウンセラー(相談員)の配置等、学校における相談体制を充実する | (0.3) | 11. 特にない |
| (10.6) | 6. 子どもの人権を守るための啓発・広報活動を推進する | (2.0) | 12. わからない |
| | | (1.3) | 無効 |
| | | (1.3) | 無回答 |

◎ 高齢者に関することがらについておたずねします。

問11 高齢者についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| (40.4) | 1. 働きたくても働ける場が少ないこと | (27.5) | 7. 道路の段差や建物の階段など外出先で不便が多いこと |
| (26.8) | 2. 高齢者がじゃま者扱いされたり、意見や行動が尊重されないこと | (65.9) | 8. 悪徳商法や財産侵害など、高齢者が被害者となる犯罪が増加していること |
| (25.2) | 3. 高齢者が身体的、心理的な虐待を受けること | (1.7) | 9. その他(具体的に:) |
| (22.5) | 4. 高齢者に対する家庭内での看護や介護が十分でないこと | (1.7) | 10. 特にない |
| (26.2) | 5. 高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと | (1.0) | 11. わからない |
| (14.2) | 6. 介護の現場において、高齢者をベッドなどに縛り付ける身体拘束を行うこと | (0.3) | 無効 |
| | | (1.3) | 無回答 |

問12 高齢者の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|-----------------------------|--------|--------------------------------|
| (46.4) | 1. 高齢者が自立して生活しやすい環境にする | (5.0) | 8. 高齢者の人権を守るための啓発・広報活動を推進する |
| (38.7) | 2. 働く意欲のある高齢者の就労の場を確保する | (14.9) | 9. 高齢者の財産の保全、管理のための公的サービスを実施する |
| (19.5) | 3. 高齢者と他の世代との交流の機会を増やす | (39.1) | 10. 高齢者が被害者になる犯罪の取り締まりを強化する |
| (33.1) | 4. 高齢者のための保健、医療、福祉サービスを充実する | (1.3) | 11. その他(具体的に:) |
| (40.1) | 5. 高齢者の生活保障(年金など)を充実する | (1.3) | 12. 特にない |
| (10.6) | 6. 高齢者のための相談体制を充実する | (0.7) | 13. わからない |
| (12.6) | 7. 高齢者を思いやるための啓発活動を行う | (1.0) | 無効 |
| | | (2.0) | 無回答 |

◎ 障害者に関することがらについておたずねします。

問13 障害者についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|----------------------------------|
| (53.0) | 1. 障害のある人や障害そのものについて世間の人びとの理解が不足していること | (3.0) | 8. スポーツ活動や文化活動への参加が気楽にできないこと |
| (41.7) | 2. 働ける場所や機会が少ないこと | (16.6) | 9. 地域社会から排除されることが多いこと |
| (26.5) | 3. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けることがあること | (15.6) | 10. 一般社会や施設内においていじめや虐待にあうことがあること |
| (11.9) | 4. 給与や年金など所得保障が十分でないこと | (16.2) | 11. 身近な地域での福祉サービスが十分でないこと |
| (16.6) | 5. 学校の受入体制が十分でないこと | (0.7) | 12. その他(具体的に:) |
| (16.2) | 6. 交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと | (3.0) | 13. 特にない |
| | | (6.6) | 14. わからない |
| (12.6) | 7. 障害のある人の暮らしに適した住宅が少ないこと | (0.0) | 無効 |
| | | (4.3) | 無回答 |

問14 障害者の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|-----------------------------------|--------|--------------------------------|
| (53.6) | 1. 地域で自立して生活しやすいように福祉の町づくりをすすめる | (8.6) | 7. 保健・福祉機関や医療機関の職員の研修を充実する |
| (44.7) | 2. 障害のある人の就労の場を確保する | (19.5) | 8. 障害のある人を支援するボランティアなどを育成する |
| (22.2) | 3. 障害のある人とない人との交流の機会を増やす | (15.6) | 9. 障害のある人の人権を守るための啓発・広報活動を推進する |
| (28.5) | 4. 個人のニーズにあった福祉サービスを充実する | (0.3) | 10. その他(具体的に:) |
| (10.6) | 5. 障害のある人の財産の保全、管理のための公的サービスを実施する | (1.7) | 11. 特にない |
| | | (3.6) | 12. わからない |
| (21.2) | 6. 障害のある人のための相談体制を充実する | (0.3) | 無効 |
| | | (4.6) | 無回答 |

◎ 日本に居住している外国人に関することがらについておたずねします。

問15 日本に居住している外国人についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|-----------------------|
| (30.8) | 1. 交際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でないこと | (8.6) | 5. 結婚問題で周囲から反対を受けること |
| | | (20.2) | 6. 住宅を容易に借りることができないこと |
| (31.1) | 2. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること | (0.0) | 7. その他(具体的に:) |
| (19.9) | 3. 外国人の行政への参画機会が少ないこと | (9.9) | 8. 特にない |
| | | (19.5) | 9. わからない |
| (43.7) | 4. 言語が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと | (0.0) | 無効 |
| | | (4.6) | 無回答 |

問16 外国人の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|---------------------------------------|
| (14.6) | 1. 外国人の雇用を積極的に進める | (18.5) | 7. 外国人がかかえる問題に対する理解を深めるための啓発広報活動を推進する |
| (14.6) | 2. 外国人の社会保障などを強化する | | |
| (33.8) | 3. 日常生活に必要な情報を外国語により提供する | (19.9) | 8. 外国語教育や国際理解教育を推進する |
| | | (1.3) | 9. その他(具体的に:) |
| (11.3) | 4. 外国人の意見を行政へ反映するシステムを実現する | (6.3) | 10. 特にない |
| | | (19.5) | 11. わからない |
| (37.1) | 5. 外国人のための相談体制(いくつかの言語で対応できる人権相談所や電話相談所など)を充実する | (0.0) | 無効 |
| | | (4.6) | 無回答 |
| (13.9) | 6. シンポジウム、講座や交流イベントの開催など国際理解の機会を増やす | | |

◎ HIV（エイズウイルス）感染者等に関することがらについておたずねします。

問17 HIV感染者等についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるものはどのようなことですか。

（✓は3つまで）

- | | | | |
|--------|---------------------|--------|--------------------|
| (24.2) | 1. 結婚問題で周囲が反対すること | (0.7) | 6. その他（具体的に：_____） |
| (45.7) | 2. 就職・職場で不利な扱いをすること | (6.3) | 7. 特にない |
| (45.7) | 3. 治療や入院を断ること | (14.6) | 8. わからない |
| (15.9) | 4. 無断でエイズ検査等を行うこと | (0.0) | 無効 |
| (44.4) | 5. 差別的な言動を行うこと | (3.6) | 無回答 |

問18 HIV感染者等の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（✓は3つまで）

- | | | | | | |
|--------|----------------------------------|--------|--------------------|--------|---------------------|
| (45.4) | 1. HIV感染者等のための相談体制を充実する | (10.6) | 5. HIV感染者等の生活を援助する | (25.2) | 6. HIV感染者等の治療費を援助する |
| (60.9) | 2. HIVに関する正しい知識などの教育・啓発広報活動を推進する | (0.3) | 7. その他（具体的に：_____） | (4.3) | 8. 特にない |
| (12.9) | 3. HIV感染者等の就職機会を確保する | (9.9) | 9. わからない | (0.0) | 無効 |
| (44.0) | 4. HIV感染者等のプライバシーを保護する | (3.0) | 無回答 | | |

◎ ハンセン病患者・元患者等に関することがらについておたずねします。

問19 ハンセン病患者・元患者等についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるものはどのようなことですか。（✓は3つまで）

- | | | | |
|--------|--------------------------------|--------|----------|
| (65.9) | 1. 地域社会での理解が十分でないこと | (3.6) | 5. 特にない |
| (46.4) | 2. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと | (17.5) | 6. わからない |
| (53.0) | 3. 差別的な言動を行うこと | (0.0) | 無効 |
| (1.0) | 4. その他（具体的に：_____） | (3.0) | 無回答 |

問20 ハンセン病患者・元患者等の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（✓は3つまで）

- | | | | | | |
|--------|------------------------------------|--------|---------------------|--------|--------------------|
| (38.4) | 1. ハンセン病患者等のための相談体制を充実する | (30.1) | 4. ハンセン病患者等の生活を援助する | (0.7) | 5. その他（具体的に：_____） |
| (63.9) | 2. ハンセン病に関する正しい知識などの教育・啓発広報活動を推進する | (4.0) | 6. 特にない | (14.6) | 7. わからない |
| (39.7) | 3. ハンセン病患者等のプライバシーを保護する | (0.7) | 無効 | (3.0) | 無回答 |

◎ 犯罪被害者に関することがらについておたずねします。

問21 犯罪被害者についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（✓は3つまで）

- | | | | |
|--------|---|--------|--------------------------------------|
| (29.8) | 1. 医療費の支払いや休職・失職などにより経済的負担を受けること | (27.2) | 6. 刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと |
| (65.2) | 2. マスコミ関係者からの過度の取材活動や報道によりプライバシーの侵害を受けること | (26.8) | 7. 捜査や裁判に関わって、心理的・時間的・金銭的な負担を受けること |
| (24.8) | 3. 犯罪行為によって精神的なショックを受けること | (0.7) | 8. その他（具体的に：_____） |
| (41.7) | 4. 事件のことにに関して、周囲から無責任なうわさ話をされること | (1.7) | 9. 特にない |
| (14.2) | 5. 犯罪被害者に対して、職場・同僚・学校関係者などの十分な理解が得られないこと | (5.3) | 10. わからない |
| | | (1.7) | 無効 |
| | | (5.0) | 無回答 |

問22 犯罪被害者の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|--|
| (50.7) | 1. 犯罪被害者への国の十分な補償(負傷や後遺症に対する治療及び精神的ケアやカウンセリングを含む)を行う | (40.7) | 5. 捜査や裁判の過程における犯罪被害者への配慮(女性被害者に対する事情聴取など)を行う |
| (66.2) | 2. 犯罪被害者のプライバシーに配慮した取材活動や報道を行う | (12.3) | 6. 犯罪被害者の人権を守るための教育・啓発広報活動を推進する |
| (27.2) | 3. 犯罪被害者の再被害などの防止を図る | (1.0) | 7. その他(具体的に:) |
| (24.2) | 4. 犯罪被害者のための相談窓口など相談体制を充実する | (2.0) | 8. 特にない |
| | | (4.6) | 9. わからない |
| | | (1.0) | 無効 |
| | | (4.6) | 無回答 |

◎ インターネットによる人権侵害に関することらについておたずねします。

問23 インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|----------------------------------|
| (44.4) | 1. 他人を誹謗中傷したり差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること | (13.6) | 5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること |
| (44.0) | 2. わいせつ画像や残酷な画像など、青少年にとって有害な情報を掲載すること | (20.2) | 6. 事件や事故などの関係者のプライベートな情報を公開すること |
| (54.0) | 3. 個人情報の不正な取り扱いや、信用情報や顧客データを盗用・横流し・流出(紛失)すること | (1.0) | 7. その他(具体的に:) |
| (43.0) | 4. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること | (2.3) | 8. 特にない |
| | | (9.6) | 9. わからない |
| | | (0.3) | 無効 |
| | | (5.3) | 無回答 |

問24 インターネットによる人権侵害を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|--|
| (22.5) | 1. 人権侵害を受けた人のための相談体制を充実する | (19.2) | 6. 公共設置の掲示板・電子会議室について、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等人権を侵害する情報のチェックと削除を行う |
| (24.8) | 2. インターネット利用者やプロバイダー等に対する、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発広報活動を推進する | (14.9) | 7. 学校において、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育を充実する |
| (43.0) | 3. 信用情報や顧客データ等の個人情報の管理を強化する | (0.7) | 8. その他(具体的に:) |
| (42.4) | 4. プロバイダーに対し、情報の停止・削除を求める法を整備する | (1.7) | 9. 特にない |
| (48.0) | 5. 違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する | (11.3) | 10. わからない |
| | | (1.0) | 無効 |
| | | (5.3) | 無回答 |

◎ 日本の社会には、「同和地区」「被差別部落」などよばれ、差別を受けている地区があること、あるいは、「同和問題」「部落問題」「部落差別」とかいわれている問題がありますが、このことについておたずねします。

問25 あなたが、同和問題について、はじめて知ったきっかけは、何からですか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-------------------------|--------|------------------------------|
| (14.9) | 1. 家族(祖父母、父母、兄弟など)から聞いた | (3.6) | 8. 同和問題の集会や研修会で知った |
| (1.3) | 2. 親戚の人から聞いた | (4.0) | 9. 県や市町村の広報紙や冊子などで知った |
| (2.6) | 3. 近所の人から聞いた | (12.6) | 10. 同和問題を知っているが、きっかけはおぼえていない |
| (4.3) | 4. 職場の人から聞いた | (2.0) | 11. その他(具体的に:) |
| (2.3) | 5. 学校の友達から聞いた | (11.9) | 12. 同和問題は知らない |
| (19.2) | 6. 学校の授業でおそわった | (0.0) | 無効 |
| (16.2) | 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った | (5.0) | 無回答 |

【 次の問26から問31までは、上の問25で1から11までを選んだ人のみお答えください。 】

問26 同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|------------|--------|-----------------|
| (2.0) | 1. 小学校に入る前 | (26.3) | 6. 社会人になってから |
| (26.3) | 2. 小学生のころ | (13.5) | 7. はっきりとおぼえていない |
| (18.7) | 3. 中学生のころ | (0.4) | 8. その他 |
| (9.2) | 4. 高校生のころ | (0.0) | 無効 |
| (2.4) | 5. 大学生のころ | (1.2) | 無回答 |

問27 あなたは、同和問題に関して、差別意識はまだあると思いますか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-----------------------|--------|-----------------|
| (17.1) | 1. 差別意識はまだあると思う | (18.7) | 4. 差別意識はもうないと思う |
| (27.5) | 2. どちらかといえば差別意識はあると思う | (16.3) | 5. わからない |
| (19.5) | 3. どちらかといえば差別意識はないと思う | (0.0) | 無効 |
| | | (0.8) | 無回答 |

問27-2【上の問27で、1または2を選んだ人のみお答えください。】

それは近い将来なくすことができると思いますか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|--------------|-------|-----|
| (31.3) | 1. なくすことができる | (0.0) | 無効 |
| (46.4) | 2. なくすことは難しい | (0.0) | 無回答 |
| (22.3) | 3. わからない | | |

問28 あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|------------------------|--------|------------------------------|
| (44.6) | 1. 結婚問題で周囲が反対すること | (3.6) | 8. インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること |
| (25.1) | 2. 就職・職場で不利な扱いをすること | | |
| (19.5) | 3. 差別的な言動をすること | (1.2) | 9. その他(具体的に:) |
| (1.6) | 4. 差別的な落書きをすること | (9.6) | 10. 特に起きているとは思わない |
| (27.1) | 5. 身元調査をすること | (19.5) | 11. わからない |
| (15.9) | 6. 地域の活動やつきあいで差別・不利な扱い | (0.0) | 無効 |
| | | (2.4) | 無回答 |
| (22.3) | 7. 同和地区への居住の敬遠 | | |

問29 かりに、日頃親しくつきあっている隣近所の人、なにかのことで、同和地区の人であることがわかった場合、あなたはどうしますか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-------------------------------|-------|-------------------------------|
| (83.3) | 1. これまでと同じように親しくつきあう | (0.4) | 4. なんとかして、近所から出ていってもらうようにしむける |
| (11.2) | 2. 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいはさけていく | (0.4) | 5. 自分の方が住居をかわる |
| | | (0.0) | 無効 |
| (0.4) | 3. つきあいは、やめてしまう | (4.4) | 無回答 |

問30 かりに、あなたにお子さんがいるとして、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|--------------------------------|-------|---------------------------|
| (26.3) | 1. 子どもの意志を尊重し、親として助力をする | (2.4) | 4. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない |
| (41.0) | 2. 子どもの意志にまかせる | (3.2) | 5. 結婚を絶対に認めない |
| (18.3) | 3. 親として反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない | (0.4) | 無効 |
| | | (8.4) | 無回答 |

問31 あなたは、同和問題の解決に必要なことはどのようなことだと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---------------------------------|--------|----------------|
| (53.4) | 1. 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする | (15.1) | 6. えせ同和行為を排除する |
| | | (2.8) | 7. その他(具体的に:) |
| (21.1) | 2. 同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる | (4.0) | 8. 特にない |
| | | (13.1) | 9. わからない |
| (15.5) | 3. 同和問題に係る相談体制を充実する | (0.0) | 無効 |
| (24.3) | 4. 同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する | (7.6) | 無回答 |
| (23.5) | 5. 差別を禁止し、なくすための法整備を行う | | |

◎ 県は、一人ひとりの人権が尊重される長崎県づくりをめざす人権教育・啓発活動の拠点施設として、平成17年4月に「人権教育啓発センター」を開設し、人権教育・啓発活動に取り組んでいます。その取り組みについておたずねします。

【全員の方に】

問32 あなたは、人権問題についての講演会や研修会に参加されたり、新聞や雑誌の人権問題に関連した記事を読まれたりしたことがありますか。次の(1)～(6)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

事 項	1. 何回となく参加（読んだり、見たりし）した	2. 1～2回参加（読んだり、見たりし）した	3. 参加（読んだり、見たりし）したことはない	無効	無回答
(1)講演会・研修会	5.0	9.6	73.8	0.0	11.6
(2)県や市町村の広報紙	15.6	37.4	30.8	0.7	15.6
(3)県や市町村の冊子・パンフレット・掲示物（ポスター等）	14.6	33.8	34.8	0.3	16.6
(4)新聞・雑誌・週刊誌	21.9	36.4	26.5	0.7	14.6
(5)書籍	7.3	19.9	53.3	0.3	19.2
(6)テレビ・ラジオ・映画・ビデオ	22.2	35.8	27.2	0.3	14.6

問33 人権が尊重される社会を実現するためには、今後、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|-----------------------------|--------|--|
| (34.1) | 1. 人権尊重思想を広めるための啓発広報活動を推進する | (7.9) | 6. 人権侵犯事件の調査・処理や人権相談に関する人員を充実する |
| (51.7) | 2. 学校や地域、企業などでの人権教育を充実する | (34.4) | 7. 国・県・市町村、民間団体等の関係機関が連携を図り、一体的な教育・啓発広報活動を推進する |
| (26.8) | 3. 人権問題に関する相談のための機関・施設を充実する | (2.0) | 8. その他（具体的に：) |
| (30.8) | 4. 人権が侵害された被害者の救済を充実する | (3.6) | 9. 特にない |
| (11.9) | 5. 人権に関する情報の収集及び提供を充実する | (7.3) | 10. わからない |
| | | (0.0) | 無効 |
| | | (7.0) | 無回答 |

問34 人権意識を高めるためには、どのような啓発広報活動が効果的であると思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|----------------------------------|--------|----------------------------|
| (22.8) | 1. 講演会や研修会 | (48.7) | 7. テレビ・ラジオ・映画・ビデオを活用した啓発 |
| (13.2) | 2. ワークショップ（参加型学習）やフィールドワーク（現地学習） | (9.3) | 8. インターネット（ホームページ等）を活用した啓発 |
| (28.8) | 3. 人権問題をテーマとしたイベント | (2.3) | 9. その他（具体的に：) |
| (7.9) | 4. 人権問題に関する小説、作文、標語などの募集 | (4.3) | 10. 特にない |
| (36.4) | 5. 県や市町村の広報紙 | (7.9) | 11. わからない |
| (14.9) | 6. 県や市町村の冊子、パンフレット、掲示物（ポスターなど） | (0.3) | 無効 |
| | | (8.6) | 無回答 |

問35 女性や子ども、障害者、同和問題など人権問題の解決、人権尊重などについて、国や県、市町村に対して、ご意見やご要望がありましたら、下記の欄に自由にお書きください。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| (16.9) | 回答 | (83.1) | 無回答 |
|--------|----|--------|-----|

◎ 最後に、あなたご自身のことについておたずねします。今までお答えいただいた結果を統計的に集計・分析するために必要ですので、できるだけご回答をお願いします。

問A あなたの性別は(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-------|--------|-----|
| (41.1) | 1. 男性 | (6.6) | 無回答 |
| (52.3) | 2. 女性 | | |

問B あなたの年齢は(平成13年11月1日現在の満年齢)(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| (9.6) | 1. 20～29歳 | (17.9) | 5. 60～69歳 |
| (13.9) | 2. 30～39歳 | (19.5) | 6. 70～79歳 |
| (15.2) | 3. 40～49歳 | (6.0) | 無回答 |
| (17.9) | 4. 50～59歳 | | |

問C あなたのご職業は (✓は1つ)

- | | | | |
|--------|--|--------|---|
| (1.7) | 1. 農林漁業者 (家族従事者も含む) | (3.3) | 6. 学校・医療関係以外の公務員 |
| (7.6) | 2. 企業の経営者・自営業者 (家族従事者も含む) | (1.7) | 7. その他の専門職・自由業 (弁護士・公認会計士・宗教家・芸術家・各種師匠など) |
| (19.2) | 3. 民間の企業や工場・商店などに勤める人 | (7.0) | 8. 臨時やパート・フリーター |
| (3.3) | 4. 学校の教職員 (大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む) | (16.2) | 9. 主婦 (夫) (専ら家事・育児をしている人) |
| (8.9) | 5. 医療・保健・福祉関係者 (医師・歯科医師・薬剤師・看護婦 (士)・保健婦 (士)・介護福祉士など) | (1.3) | 10. 学生 |
| | | (23.5) | 11. その他 (無職など、上記以外の人) |
| | | (6.3) | 無回答 |

平成28年6月発行

人権に関する市民意識調査

－平成27年度意識調査報告書－

長崎市市民生活部人権男女共同参画室

長崎市魚の町5番1号
